

号外第4 (平成27年3月31日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**【規則】**

△	横浜市庁舎駐車場条例の一部の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】	4
△	横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【経済局中央卸売市場本場】	5
△	横浜市最高情報統括責任者等設置規則【総務局IT活用推進課】	6
△	生活困窮者自立支援法施行細則【健康福祉局保護課】	7
△	横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事課】	8
△	横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	32
△	横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	33
△	横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	34
△	給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	35
△	教育委員会の委員長等に対する報酬の加給に関する規則及び横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	36
△	横浜市契約規則の一部を改正する規則【財政局契約第一課】	37
△	横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則【経済局誘致推進課】	38
△	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則【経済局中央卸売市場本場】	40
△	横浜市保育所条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育運営課】	41
△	横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】	42
△	横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【健康福祉局健康安全課】	45
△	横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則及び食品衛生法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局食品衛生課】	48
△	健康増進法等施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局食品衛生課】	50
△	横浜市食肉衛生検査所長委任規則の一部を改正する規則【健康福祉局食品衛生課】	51
△	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【環境創造局総務課】	52
△	横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築情報課】	53

**【告示】**

△	公印の新調、改刻及び廃止【総務局法制課】	77
△	横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第1第4項第2号の規定に基づく水質検査の基準【健康福祉局食品衛生課】	82
△	横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第1第11項第1号の規定に基づく管理運営要領の作成に関する基準【健康福祉局食品衛生課】	84
△	横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第1第14項第1号の規定に基づく検食の実施基準【健康福祉局食品衛生課】	85
△	横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第2第6項第12号に基づく原材料及び製品の自主検査基準【健康福祉局食品衛生課】	86

**【達】**

△ 横浜市総務局総務部法制課の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局総務課】	88
△ 横浜市庁用自動車管理規程の一部改正【総務局管理課】	89
△ 横浜市行政文書取扱規程の一部改正【総務局法制課】	90
△ 自動車による文書の集配及び交換取扱規程の一部改正【総務局法制課】	92
△ 横浜市係設置規程等の一部改正【総務局人事課】	93
△ 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程の一部改正【総務局IT活用推進課】	100
△ 横浜市ソフトウェア及びハードウェア資産管理規程の一部改正【総務局IT活用推進課】	101
△ 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第二課】	102
△ 横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程の一部改正【財政局契約第二課】	103
△ 横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第二課】	104
△ 横浜市委託工事検査事務等取扱の特例を定める規程の一部改正【財政局契約第二課】	105
△ 横浜市男女共同参画推進会議規程の一部改正【市民局男女共同参画推進課】	106
△ 横浜市中央卸売市場本場、南部市場及び食肉市場に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部改正【経済局中央卸売市場本場】	107
△ 横浜市三春学園職員の勤務時間に関する規程の一部改正【こども青少年局三春学園】	108
△ 横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程等の一部改正【健康福祉局総務課】	110
△ 横浜市食品衛生検査所職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】	113
△ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局健康安全課】	114
△ 横浜市環境管理計画推進会議設置規程の一部改正【環境創造局政策課】	119
△ 横浜市電気工作物保安規程の一部改正【建築局保全推進課】	120
△ 横浜市輸送事務所設置規程の廃止【総務局管理課】	121
<b>[消防局]</b>	
△ 横浜市火災予防条例第72条の2の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件【予防課】	122
△ 横浜市消防局、消防署係設置規程の一部改正【企画課】	123
<b>[病院経営局]</b>	
△ 公印の新調、改刻及び廃止【総務課】	129
△ 横浜市病院経営局出納取扱金融機関の指定の一部改正【総務課】	132
△ 横浜市病院経営局収納取扱金融機関等の指定の一部改正【総務課】	133
△ 病院経営局事業所等の開庁時間の一部改正【総務課】	134
△ 横浜市病院経営局公示令達規程等の一部を改正する規程【総務課】	135
△ 横浜市病院経営局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	170
△ 横浜市病院経営局会計規程の一部を改正する規程【総務課】	172
△ 横浜市病院経営局私債権の管理に関する規程の一部を改正する規程【総務課】	178
<b>[教育委員会]</b>	
△ 教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則【総務課】	179
△ 横浜市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則【総務課】	180
△ 横浜市教育委員会行政文書管理規則及び横浜市立学校行政文書管理規則の一部を改正する規則【総務課】	182
△ 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【職員課】	183
△ 横浜市立学校教職員互助会規則の一部を改正する規則【職員厚生課】	186
△ 公印の改刻及び廃止【総務課】	188
△ 横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正【総務課】	189
<b>[市選挙管理委員会]</b>	
△ 横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【選挙課】	190
<b>[区選挙管理委員会]</b>	

△ 横浜市鶴見区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【鶴見区】	191
△ 横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【神奈川区】	192
△ 横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【西区】	193
△ 横浜市中区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【中区】	194
△ 横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【南区】	195
△ 横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【港南区】	196
△ 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【保土ヶ谷区】	197
△ 横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【旭区】	198
△ 横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【磯子区】	199
△ 横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【金沢区】	200
△ 横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【港北区】	201
△ 横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【緑区】	202
△ 横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【青葉区】	203
△ 横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【都筑区】	204
△ 横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【戸塚区】	205
△ 横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【栄区】	206
△ 横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【泉区】	207
△ 横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【瀬谷区】	208
<b>【人事委員会】</b>	
△ 横浜市人事委員会行政文書取扱規程の一部改正【調査課】	209
<b>【監査委員】</b>	
△ 横浜市監査事務局行政文書管理規程の一部を改正する規程【監査管理課】	210
<b>【農業委員会】</b>	
△ 横浜市中心農業委員会行政文書管理規則の一部改正【中央農業委員会】	211
△ 横浜市南西部農業委員会行政文書管理規則の一部改正【南西部農業委員会】	212
△ 横浜市中心農業委員会行政文書取扱規程の一部改正【中央農業委員会】	213
△ 横浜市南西部農業委員会行政文書取扱規程の一部改正【南西部農業委員会】	214
<b>【固定資産評価審査委員会】</b>	
△ 横浜市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程の一部改正	215
<b>【市会】</b>	
△ 横浜市会議会局行政文書管理規程の一部改正【総務課】	216
△ 横浜市会再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務課】	217
<b>【その他】</b>	
△ 横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部改正【総務局危機対処計画課】	218
△ 横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部改正【総務局危機対処計画課】	222
△ 横浜市行政文書管理規則の一部改正及び横浜市行政文書取扱規程の全部改正についての一部改正について（総務局長通知）【総務局法制課】	223
△ 横浜市公印規則の施行についての一部改正について（総務局長通知）【総務局法制課】	224
△ 決裁文書における市長の署名についての一部改正について（総務局長依命通達）【総務局法制課】	228
△ 係事務分担の一部改正【総務局人事課】	229
△ 契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正【財政局契約第一課】	233

---

規 則

---

横浜市庁舎駐車場条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第34号

横浜市庁舎駐車場条例の一部の施行期日を定める規則

横浜市庁舎駐車場条例（平成21年3月横浜市条例第16号）別表横浜市西区総合庁舎駐車場の項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第35号

横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施  
行期日定める規則

横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成27年3  
月横浜市条例第25号）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市最高情報統括責任者等設置規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市 市長 林 文 子

横浜市規則第36号

横浜市最高情報統括責任者等設置規則

(最高情報統括責任者の設置等)

第1条 本市に最高情報統括責任者(以下「CIO」という。)を置く。

2 CIOは、横浜市副市長事務分担規則(昭和34年6月横浜市規則第20号)に規定する情報化に関する全庁的な事項の調整を掌理する副市長をもって充てる。

(CIOの職務)

第2条 CIOは、市長の命を受け、情報化による市民の利便性の向上及び行政運営の改善に関する事項を所掌する。

(最高情報統括責任者補佐監の設置等)

第3条 本市に最高情報統括責任者補佐監(以下「CIO補佐監」という。)1名を置く。

2 CIO補佐監は、市長が任免する。

(CIO補佐監の職務)

第4条 CIO補佐監は、上司の命を受け、第2条のCIOの所掌する事項について専門的な見地からCIOを補佐する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

生活困窮者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第37号

生活困窮者自立支援法施行細則

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者であって、現に住居を喪失しているものは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第13条に規定する申請書及び添付書類を新たに住居を確保しようとする区の福祉保健センター長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 38 号

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

( 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 改 正 )

第 1 条 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 ( 昭 和 27 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 68 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 の 2 第 1 項 の 表 中

「

大 都 市 制 度 推 進 室		大 都 市 制 度 推 進 課
	政 策 部	政 策 課

」

を

「

	大 都 市 制 度 推 進 室	大 都 市 制 度 推 進 課
	政 策 部	政 策 課
		男 女 共 同 参 画 推 進 課

」

に、

「

共 創 推 進 室		共 創 推 進 課、国 際 技 術 協 力 課
	国 際 政 策 室	国 際 政 策 課

」

を

「

	共 創 推 進 室	共 創 推 進 課
--	-----------	-----------

」

に、

「

し ごと 改 革 推 進 部	し ごと 改 革 推 進 課、外 郭 団 体 指 導 ・ 調 整 課
-------------------	---------------------------------------



I T 活 用 推 進 部	I T 活 用 推 進 課 、 総 務 情 報 支 援 課 、 情 報 シ ス テ ム 課
------------------	---

を  
「

し ごと 改 革 室	行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 、 I C T 基 盤 管 理 課 、 住 民 情 報 シ ス テ ム 課
---------------	---

に、  
「

市 民 局		総 務 部	総 務 課 、 市 民 情 報 室
			人 権 課
			男 女 共 同 参 画 推 進 課
		市 民 協 働 推 進 部	地 域 活 動 推 進 課 、 地 域 防 犯 支 援 課 、 市 民 活 動 支 援 課
		広 報 相 談 サ ー ビ ス 部	広 報 課 、 広 聴 相 談 課
		区 政 支 援 部	区 連 絡 調 整 課 、 地 域 施 設 課 、 窓 口 サ ー ビ ス 課
		ス ポ ー ツ 振 興 部	ス ポ ー ツ 振 興 課

を  
「

国 際 局		国 際 政 策 部	政 策 総 務 課 、 国 際 連 携 課
		国 際 協 力 部	国 際 協 力 課
市 民 局		総 務 部	総 務 課 、 市 民 情 報 室
			人 権 課

	市民協働推進部	地域活動推進課、地域防犯支援課、市民活動支援課
	広報相談サービス部	広報課、広聴相談課
	区政支援部	区連絡調整課、地域施設課、窓口サービス課
	スポーツ振興部	スポーツ振興課
	大規模スポーツイベント部	大規模スポーツイベント課

に、  
「

創造都市推進部	創造都市推進課
文化振興部	文化振興課
観光コンベンション振興部	観光振興課、コンベンション振興課

を  
「

文化芸術創造都市推進部	創造都市推進課、文化振興課
観光MICE振興部	観光振興課、MICE振興課
文化プログラム推進部	文化プログラム推進課

に、  
「

子育て支援課、保育運営課、保育対策課、保育所整備課
---------------------------

を  
「

子育て支援課、保育・教育運営課、保育・教育人材課、保育対策課、こども施設整備課

に、  
「

健康福祉局		総務部	総務課、職員課、相談調整課、監査課
		企画部	企画課
	医療政策室		医療政策課
		地域福祉保健部	福祉保健課、地域支援課
		生活福祉部	保護課、保険年金課、医療援助課
		障害福祉部	障害企画課、障害福祉課、障害支援課
		高齢健康福祉部	高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護保険課、介護事業指導課
		健康安全部	健康安全課、生活衛生課、食品衛生課、医療安全課、保健事業課、環境施設課

を  
「

健康福祉局		総務部	総務課、職員課、相談調整課、監査課
		企画部	企画課
		地域福祉保健部	福祉保健課、地域支援課

		生活福祉部	生活支援課、保険年金課、医療援助課
		障害福祉部	障害企画課、障害福祉課、障害支援課
		高齢健康福祉部	高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護保険課、介護事業指導課
		健康安全部	健康安全課、生活衛生課、食品衛生課、医療安全課、保健事業課、環境施設課
医療局		医療政策部	総務課、職員課、医療政策課
		疾病対策部	がん・疾病対策課
		病院経営部	病院経営課、看護師キャリア支援課
		再整備部	再整備課

に、  
「

環境管理課、環境エネルギー課、大気・音環境課、水・土壌環境課、交通環境対策課
みどりアップ推進課、緑地保全推進課、農地保全課、農業振興課

」

を  
「

環境管理課、環境エネルギー課、大気・音環境課、水・土壌環境課
みどりアップ推進課、全国都市緑化フェア推進課、緑地保全推進課、農政推進課、農業振興課

に、

「

横浜環状道 路調整部	事業調整課
---------------	-------

」

を

「

横浜環状北 西線建設部	横浜環状北西線建設課
	事業調整課

」

に改める。

第2条大都市制度推進室の款を削り、同条総務部の項の次に次のように加える。

大都市制度推進室

大都市制度推進課

- (1) 大都市制度その他の地方自治制度に係る調査研究及び総合調整に関すること。
- (2) 地方分権の推進に係る調査研究及び総合調整に関すること。
- (3) 指定都市市長会等に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）。
- (4) 広域行政の推進及び広域連携に関すること。
- (5) 国の制度及び予算に関する提案及び要望についての調整に関すること。

第2条政策部の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進課

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査研究及び広報並びに相談に関すること。
- (3) 横浜市男女共同参画審議会に関すること。
- (4) 男女共同参画センターの運営管理に関すること。
- (5) 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会に関すること。

第2条共創推進室の款を削り、同条国際政策室の項を次のように改める。

共創推進室

共 創 推 進 課

- (1) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）及び地域再生法（平成17年法律第24号）に係る事務の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 指定管理者制度に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に係る事務の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 広告事業及び協賛金収入等に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 施設等の命名権に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に係る事務の企画及び総合調整に関すること。
- (7) その他民間事業者等との連携に係る施策の企画、立案、総合調整、相談等に関すること（統括本部並びに他の局、室、部及び課の主管に属するものを除く。）。

第3条総務部の項管理課の部第2号を次のように改める。

- (2) 庁用自動車の管理に関すること（統括本部並びに他の局及び室の主管に属するものを除く。）。

第3条総務部の項管理課の部に次の1号を加える。

- (3) 横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会に関すること。

第3条総務部の項法制課の部中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

- (4) 法制度の調査研究及び調整に関すること。

第3条総務部の項法制課の部中第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、第12号を削り、同条しごと改革推進部の項を次のように改める。

し ごと 改 革 室

行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課

- (1) 行政運営の改革及び改善に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 行政評価並びに事業の検証及び見直しに関すること。
- (3) 附属機関に係る調整に関すること。
- (4) 外郭団体の設置及び運営に係る総合的な指導及び調整に関すること。
- (5) 横浜市外郭団体等経営向上委員会に関すること。
- (6) 社会保障・税番号制度に係る企画及び調整に関すること。

- (7) 最高情報統括責任者及び最高情報統括責任者補佐監に関すること。
- (8) 電子市役所の推進等ICT活用に係る施策の企画、推進及び調整に関すること。
- (9) 電子市役所の推進等ICT活用に係る調査研究に関すること。
- (10) 情報システムの開発及び運用に係る調整に関すること。
- (11) 情報セキュリティに関すること。
- (12) 行政文書管理に係る総合的な指導及び調整に関すること。
- (13) 公印に関すること。
- (14) 事務引継に関すること。
- (15) 公告式及び横浜市報（横浜市報調達公告版を除く。）の発行に関すること。
- (16) 市史資料等に関すること。
- (17) 室内他の課の主管に属しないこと。

I C T 基 盤 管 理 課

- (1) 電子市役所の共通基盤システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) インターネット等の情報通信基盤に係る開発、管理及び運用に関すること。
- (3) 人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (4) 庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (5) 庶務事務集中センターの管理及び運営に関すること。
- (6) 庶務事務システムを利用する職員等に係る手当等の認定等に関すること。

住 民 情 報 シ ス テ ム 課

- (1) 基幹情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) コンピュータ及びネットワークの維持管理に関すること（ICT基盤管理課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 情報技術に係る調査及び研究に関すること。
- (4) その他情報システムの管理及び運用に必要な事項に関すること。

第3条IT活用推進部の項を削る。

第3条の2契約部の項契約第一課の部第4号中「工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会」を「工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」に改め、同項契約第二課の部第4号中「物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会」を「物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会」に改め、同条管財部の項

管財課の部中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。  
第3条の3 国際局の事務分掌は、次のとおりとする。

国際政策部  
政策総務課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 国際政策の総合的な企画、立案、調整、調査研究等に関すること。
- (5) 多文化共生、国際人材育成等地域の国際化に関すること。
- (6) 公益財団法人横浜市国際交流協会に関すること。
- (7) 他の部及び課の主管に属しないこと。

国際連携課

- (1) 国際連携の企画、立案、調整等に関すること。
- (2) 海外諸都市との連携に関すること。
- (3) 国際儀礼に関すること。
- (4) 各国大使館・領事館等との連絡調整に関すること。
- (5) 海外に設置する事務所に関すること。

国際協力部

国際協力課

- (1) 国際協力の企画、立案、調整等に関すること。
- (2) 国際機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 国際協力に係る民間事業者等との連携に関すること。

第4条男女共同参画推進課の部を削り、同条区政支援部の項窓口サービス課の部第2号中「特別永住事務等」を「特別永住事務、社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カード関係事務等」に改め、同条スポーツ振興部の項スポーツ振興課の部第3号中「局」の次に「及び部」を加え、同条に次のように加える。

大規模スポーツイベント部

大規模スポーツイベント課

- (1) 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関連する施策に係る総合調整に関すること。
- (2) 大規模スポーツイベントの企画、誘致及び開催に関すること。

第4条の2 総務部の項総務課の部中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条創造都市推進部の項中「創造都市推進部」を「文化芸術創造都市推進部」に改め、同項創造都市推進課の部に次の1号を加える。



(4) 部内他の課の主管に属しないこと。

第4条の2創造都市推進部の項に次のように加える。

文化振興課

(1) 文化施策の総合的な企画及び事業の実施に関すること。

(2) 文化芸術活動の総合的な支援に関すること。

(3) 文化施設の整備及び運営管理並びにこれらに係る企画、調査及び調整に関すること。

(4) 区役所の文化振興支援に関すること。

(5) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団に関すること。

(6) 文化基金に関すること。

(7) その他文化振興に関すること。

第4条の2文化振興部の項を削り、同条観光コンベンション振興部の項中「観光コンベンション振興部」を「観光MICE振興部」に改め、同項コンベンション振興課の部中「コンベンション振興課」を「MICE振興課」に改め、同部第1号中「コンベンション等」を「MICE」に改め、同部第3号中「コンベンション関係」を「MICE関係」に改め、同条に次のように加える。

文化プログラム推進部

文化プログラム推進課

(1) 横浜トリエンナーレその他の文化プログラムに係る総合的な企画、調整及び事業等の実施に関すること。

第4条の3市民経済労働部の項雇用労働課の部第10号中「及び技能職者への貸付け」を削り、同部中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条総務部の項企画調整課の部第6号中「策定」の次に「及び推進」を加え、同条子育て支援部の項子育て支援課の部第1号中「関すること」の次に「(他の課の主管に属するものを除く。)」を加え、同部第3号から第5号までを削り、同部第6号中「関すること」の次に「(他の課の主管に属するものを除く。)」を加え、同号を同部第3号とし、同部中第7号を削り、第8号を第4号とし、同項保育運営課の部中「保育運営課」を「保育・教育運営課」に改め、同部第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給及び委託費の支払に関すること。

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること。

(5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること。

(6) 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保

育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。

- (7) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令、認可の取消し及び効力の停止等に関すること。

第5条子育て支援部の項保育運営課の部中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可の取消しに関すること。

第5条子育て支援部の項保育運営課の部第11号中「保育所整備課」を「こども施設整備課」に改め、同部の次に次のように加える。

#### 保育・教育人材課

- (1) 保育・教育に従事する人材の育成に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 保育・教育の調査研究に関すること。
- (3) 保育・教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- (4) 保育・教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- (5) 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校の連携の推進に関すること。
- (6) 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校の接続の推進に関すること。
- (7) 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の入所児童の歯科検診に関すること。
- (8) 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の給食指導に関すること。

第5条子育て支援部の項保育所整備課の部中「保育所整備課」を「こども施設整備課」に改め、同部第2号中「並びに保育所」を「並びに当該施設」に改め、同部に次の4号を加える。

- (3) 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- (4) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第5条 子ども福祉保健部の項 子ども家庭課の部 第1号中「保育所」の次に「、幼保連携型認定子ども園」を加え、「以下この部中」を「第10号を除き、以下この部において」に改め、同部第10号中「以下この部中」を「以下この部において」に、「青少年部放課後児童育成課」を「他の部」に改め、同部第15号中「市民局男女共同参画推進課」を「政策局男女共同参画推進課」に改め、同項障害児福祉保健課の部 第6号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同部第7号中「指定」を「指定等」に改める。

第6条 医療政策室の款を削り、同条生活福祉部の項 保護課の部中「保護課」を「生活支援課」に改め、同部中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同部第22号中「及び調整」を「、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行」に改め、同号を同部第21号とし、同部中第23号を第22号とし、同条高齢健康福祉部の項 高齢健康福祉課の部中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域包括ケアの推進に関すること。

第6条 高齢健康福祉部の項 介護保険課の部 第4号中「給付」を「給付等」に改める。

第6条の2 環境保全部の項 環境管理課の部 中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 交通環境対策に係る計画の策定及び推進に関すること。

第6条の2 環境保全部の項 環境エネルギー課の部に次の2号を加える。

(9) 次世代自動車等の普及促進に関すること。

(10) 自動車排出ガス削減対策に関すること。

第6条の2 環境保全部の項 交通環境対策課の部を削り、同条みどりアップ推進部の項 みどりアップ推進課の部 中第30号を第31号とし、同部第29号中「及び地区計画条例第3章に基づく緑地の保全のための制限に係る行為の許可等」を削り、同号を同部第30号とし、同部中第28号を第29号とし、同部第27号中「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）」を「地区計画条例」に改め、同号を同部第28号とし、同部第26号の次に次の1号を加える。

(27) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第3章に基づく緑地の保全のための制限に係る行為の許可等に関すること。

第6条の2 みどりアップ推進部の項 みどりアップ推進課の部の次に次のように加える。

全国都市緑化フェア推進課

- (1) 全国都市緑化フェアに関すること。

第6条の2 みどりアップ推進部の項 農地保全課の部中「農地保全課」を「農政推進課」に改め、同部に次の1号を加える。

- (16) 漁港区域内の公有水面の埋立免許等に関すること。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 医療局の事務分掌は、次のとおりとする。

医療政策部

総務課

- (1) 局内の文書、予算及び決算に関すること。  
 (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。  
 (3) 医療に係る褒賞及び表彰に関すること。  
 (4) 局の危機管理に関すること。  
 (5) 他の部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員の人事に関すること。  
 (2) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。  
 (3) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。  
 (4) 局所属職員等の研修に関すること。  
 (5) 局内の組織に関すること。

医療政策課

- (1) 医療政策に係る企画及び総合調整に関すること。  
 (2) 医療団体に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。  
 (3) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学に附属する病院及び地域中核病院との医療等に係る調整に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。  
 (4) 医療人材の育成及び確保に関すること（疾病対策部がん・疾病対策課の主管に属するものを除く。）。  
 (5) 医療における情報企画に関すること。

疾病対策部

がん・疾病対策課

- (1) がん等の疾病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。  
 (2) 在宅医療に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

- (3) 地域医療に関すること。
- (4) 救急医療に関すること。
- (5) 災害医療に関すること。

病院経営部  
病院経営課

- (1) 横浜市病院事業に係る施策の企画及び調整における医療政策の一体的な推進に関すること。
- (2) 横浜市病院事業に係る基本計画の進行管理における医療政策の一体的な推進に関すること。
- (3) 部内他の課の主管に属しないこと。

看護師キャリア支援課

- (1) 横浜市病院事業に係る看護人材の育成における医療政策の一体的な推進に関すること。

再整備部  
再整備課

- (1) 市民病院の再整備事業における医療政策の一体的な推進に関すること。

第9条都心再生部の項みなどみらい21推進課の部中第13号を削り、第14号を第13号とし、同条防災まちづくり推進室の項防災まちづくり推進課の部に次の1号を加える。

- (6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）の施行に関すること。

第9条の2総務部の項交通安全・放置自転車課の部中第12号を第15号とし、第5号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同部中第4号を第6号とし、同部の次に次の1号を加える。

- (7) 横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会に関すること。

第9条の2総務部の項交通安全・放置自転車課の部中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同部に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 自転車に関する総合計画の策定に関すること。
- (2) 横浜市自転車等施策検討協議会に関すること。

第9条の2建設部の項建設課の部第1号中「含む。以下この部中」を「含み、他の部、課及び土木事務所の主管に属するものを除く。以下この部において」に改め、「（他の課の主管に属するものを除く。）」を削り、同部第4号中「道路予定区域」を「道路整備事業に係る道路予定区域」に改め、「（道路部管理課及び土木事務所の主管に属するものを除く。）」を削り、同部第5号中「道路整備事業」を「局主管事務事業」に、「以下この部中」を「以下この部において」に改め、「関すること」の次に「（他

の部の主管に属するものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)」を加え、同部第9号中「道路法」を「道路整備事業に係る道路法」に、「これらの」を「これに係る」に改め、同部第10号中「課主管事務事業に係る事業用地」を「道路整備事業に係る用地」に改め、同部第11号及び第12号中「局主管事務事業に係る」を削り、同条横浜環状道路調整部の項を次のように改める。

横浜環状北西線建設部

横浜環状北西線建設課

- (1) 横浜環状北西線整備事業に係る関係諸機関との調整、協定等に関する事。
- (2) 横浜環状北西線整備事業に係る調査、設計、施行等に関する事。
- (3) 横浜環状北西線整備事業に係る用地（以下この部において「事業用地」という。）の取得、借受け、地上権設定等並びにこれらに伴う補償、契約及び登記手続に関する事。
- (4) 事業用地（都市計画道路の事業認可の日以後に取得したものに限る。）の管理に関する事。
- (5) 事業用地、物件等の調査に関する事。
- (6) 事業用地の取得等に伴う租税特別措置法等に基づく手続に関する事。
- (7) 事業用地の取得等に係る諸証明に関する事。
- (8) 横浜環状北西線整備事業に係る道路法第70条の規定による損失の補償及びこれに係る契約等に関する事。
- (9) 事業用地の収用手続に関する事。
- (10) 高速横浜環状北西線工事技術提案等評価委員会に関する事。

第9条の2河川部の項の前に次のように加える。

事業調整課

- (1) 横浜環状道路等高速道路の都市計画決定に係る原案の作成に関する事（横浜環状北西線建設部の主管に属するものを除く。次号から第4号までにおいて同じ。）。
- (2) 横浜環状道路等高速道路の建設に関連する事業に関する事。
- (3) 横浜環状道路等高速道路の建設に伴う関係機関・団体との連絡調整に関する事。
- (4) 横浜環状道路等高速道路の建設に関連する事業予定地の管理に関する事。
- (5) その他高速道路に関する事。

第9条の2河川部の項河川管理課の部中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 河川区域内の公有水面の埋立免許に関すること。

第10条山下ふ頭再開発調整室の款山下ふ頭再開発調整課の部に次の1号を加える。

(3) 横浜市山下ふ頭開発基本計画検討委員会に関すること。

第12条第1項第6号中「(経済局にあつては、政策調整部長)」を「(国際局にあつては国際政策部長、経済局にあつては政策調整部長、医療局にあつては医療政策部長)」に改める。

(横浜市局区長会規則の一部改正)

第2条 横浜市局区長会規則(昭和29年12月横浜市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条中「交通局、病院経営局」を「交通局、医療局病院経営本部」に、「病院経営局、会計室」を「会計室」に改め、「病院事業管理者」を削る。

(横浜市統計調査調整規則の一部改正)

第3条 横浜市統計調査調整規則(昭和42年8月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市フランクフルト事務所規則の一部改正)

第4条 横浜市フランクフルト事務所規則(平成9年4月横浜市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「政策局国際政策室」を「国際局」に改める。

第4条及び第6条中「政策局国際政策室長」を「国際局長」に改める。

第7条中「政策局長」を「国際局長」に改める。

(横浜市公示令達規則の一部改正)

第5条 横浜市公示令達規則(昭和36年4月横浜市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務局総務部法制課」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課」に改める。

(横浜市行政文書管理規則の一部改正)

第6条 横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に、「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

第5条第1項、第3項ただし書及び第4項、第9条、第11条第3項、第13条第1項第2号並びに第15条第1項及び第2項中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

(横浜市公印規則の一部改正)

第7条 横浜市公印規則（昭和36年8月横浜市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「の長」の次に「（教育委員会事務局にあっては、教育次長。以下同じ。）」を加える。

第9条第1項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

別表第2中

「	総務局総務部法制課長	総務局総務部法制課	」
---	------------	-----------	---

を

「	総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長	総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課	」
---	------------------------	-----------------------	---

に改める。

（横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部改正）

第8条 横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成18年12月横浜市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

（横浜市公営企業の主要職員の範囲を定める規則の一部改正）

第9条 横浜市公営企業の主要職員の範囲を定める規則（昭和27年10月横浜市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第10条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和41年12月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、局長（病院経営局長に限る。）」を削り、同条第3号中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改め、同号ア中「病院長」を「病院経営副本部長、病院長」に、「所長」を「センター長、副センター長」に改め、「、担当副室長」を削り、同号イ中「計画推進担当、総務部総務課、経営経理課及び人事課並びに市民病院再整備担当」を「病院経営部総務課、病院経営課



及び人事課並びに再整備部再整備課並びに市民病院経営企画部経営企画課及び管理部総務課」に改める。

(横浜市副市長事務分担規則の一部改正)

第11条 横浜市副市長事務分担規則(昭和34年6月横浜市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条 渡辺巧教副市長の項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1項ずつ繰り下げ、同項第5号中「消防局」を「会計室」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国際局に属する事務

第2条 柏崎誠副市長の項第5号中「会計室」を「医療局及び医療局病院経営本部」に改め、同項第6号中「病院経営局」を「消防局」に改める。

第3条 第2項中「及び特区」を「、特区及び情報化」に改める。

第4条 第1項第1号の表中「消防局、水道局及び交通局に属する」を「水道局、交通局及び会計室に属する事務並びに選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局に関する」に改め、「総務局」の次に「、国際局」を加え、「並びに選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局に関する事務」を削り、同項第3号の表中「会計室」を「消防局」に、「及び病院経営局」を「、医療局及び医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市職員衛生管理規則の一部改正)

第12条 横浜市職員衛生管理規則(昭和40年10月横浜市規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条 第1号中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市被服貸与規則の一部改正)

第13条 横浜市被服貸与規則(平成12年3月横浜市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第2条 第2項中「の長」の次に「(教育委員会事務局にあっては、教育次長)」を加える。

別表33の項中「総務局IT活用推進部IT活用推進課、総務情報支援課又は情報システム課」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課、ICT基盤管理課又は住民情報システム課」に改め、同表70の項中「又は中央卸売市場南部市場」を削り、同表76の項中「環境創造局みどりアップ推進部農地保全課」を「環境創造局みどりアップ推進部農政推進課」に改める。

(横浜市職員の公務災害等に係る休業補償等の付加給付に関する

条例施行規則の一部改正)

第14条 横浜市職員の公務災害等に係る休業補償等の付加給付に関する条例施行規則(昭和43年5月横浜市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。  
(横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年10月横浜市規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表中「教育長」を「教育次長」に、「総務局長」を「財政局長」に改める。

(労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の職員の公務災害等に対する休業等補償金の支給に関する規則の一部改正)

第16条 労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の職員の公務災害等に対する休業等補償金の支給に関する規則(平成9年3月横浜市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。  
(横浜市契約事務委任規則の一部改正)

第17条 横浜市契約事務委任規則(平成11年4月横浜市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「の長」の次に「(教育委員会事務局にあっては、教育次長。以下同じ。)」を加える。

(横浜市公有財産規則の一部改正)

第18条 横浜市公有財産規則(昭和39年3月横浜市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「(教育委員会にあっては、教育委員会事務局)の長」を「の長(教育委員会にあっては、教育次長)」に改める。

(横浜市中心卸売市場及び横浜市中心と畜場事務分掌規則の一部改正)

第19条 横浜市中心卸売市場及び横浜市中心と畜場事務分掌規則(昭和48年10月横浜市規則第142号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、横浜市中心卸売市場南部市場(以下「南部市場」という。)」を削る。

第3条中「経営支援課」を「経営支援課 南部市場活用課」に改める。

第4条に次のように加える。

南部市場活用課

- (1) 南部市場の廃止に伴う普通財産の貸付けに関すること（財政局管財部管財課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部市場の廃止に伴う土地、建物その他施設等の維持管理及びこれに伴う工事に関すること。
- (3) 南部市場の廃止後のにぎわいの創出に係る用地の整備等に関すること。
- (4) 第1号に規定する普通財産の貸付けを受けている者の支援に関すること。

第5条及び第6条を削り、第6条の2を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第2項中「、南部市場に南部市場長」を削り、同条第3項中「と畜場に」の次に「担当部長、」を加え、同条を第8条とする。

第10条第2項中「南部市場長」を「担当部長」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「南部市場長」を「担当部長」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

（横浜市こころの健康相談センター規則の一部改正）

第20条 横浜市こころの健康相談センター規則（平成14年4月横浜市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 地域自殺対策情報センターに関すること。

（横浜市保健所事務分掌規則の一部改正）

第21条 横浜市保健所事務分掌規則（平成19年3月横浜市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条高齢・障害支援課の項第2号中「、都筑福祉保健センター及び栄福祉保健センター」を「及び都筑福祉保健センター」に改める。

（横浜市中央卸売市場食品衛生検査所長委任規則の一部改正）

第22条 横浜市中央卸売市場食品衛生検査所長委任規則（平成6年7月横浜市規則第62号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分を次のように改める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設（以下「市場等」という。）における次に掲げる事務は、横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長に委任する。

第4号中「市場内」を「市場等」に改め、同号を第5号とし、第3号中「市場内」を「市場等」に改め、同号を第4号とし、第2号中「市場内」を「市場等」に改め、同号を第3号とし、第1号中「市場内」を「市場等」に改め、同号の次に次の1号を加え

る。

(2) 食品表示法に関する事務

ア 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第1号から第3号までの規定による市場等の食品関連事業者等に係る指示、命令及び公表に関すること（同項ただし書の規定による栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの（以下「内閣府令表示事項」という。）に関するものを除く。）。

イ 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による市場等の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者からの報告の徴収及び物件の提出に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）。

ウ 政令第7条第1項第6号の規定による市場等の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入調査、質問及び収去に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）。

エ 政令第7条第1項第7号の規定による市場等の食品関連事業者等に係る申出及び調査に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）。

（横浜市消防局組織規則の一部改正）

第23条 横浜市消防局組織規則（昭和38年10月横浜市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項総務部の項中「施設課」を「施設課に  
消防団課」

改め、同項警防部の項中「司令課を「司令課」に改め  
計画課」

、同条第3項総務部の項総務課の部中第5号及び第6号を削り、  
第7号を第5号とし、第8号から第14号までを2号ずつ繰り上げ  
、同項に次のように加える。

消防団課

- (1) 消防団の組織に関すること。
- (2) 消防団制度の調査研究及び企画に関すること。
- (3) 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関すること。
- (4) 消防団員の退職報償金に関すること。
- (5) 消防団員の服制に関すること。
- (6) 消防団員等の公務災害等補償及び賞じゅつに関すること。
- (7) 消防団員の福利厚生及び健康管理に関すること。

(8) 消防団施設の設置及び管理に関すること。

(9) 消防団の車両、装備等に関すること。

(10) 消防団員の訓練、研修等に関すること。

第2条第3項予防部の項予防課の部に次の4号を加える。

(12) 火災等の調査に関すること。

(13) 火災の分析及び記録に関すること。

(14) 調査技術の研究及び指導に関すること。

(15) 火災統計に関すること。

第2条第3項警防部の項警防課の部第8号中「警防用資機材」を「警防資機材」に改め、同部に次の4号を加える。

(12) 警防計画に関すること。

(13) 消防水利に関すること。

(14) 横浜市危機管理指針に基づく消防に係る計画の原案作成に関すること。

(15) 消防相互応援協定及び協約に関すること。

第2条第3項警防部の項計画課の部を削る。

(横浜市物品規則の一部改正)

第24条 横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「の長」の次に「（教育委員会事務局にあっては、教育次長）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる部若しくは課の部長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ第1条の規定による改正後の横浜市事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる部等若しくは課の部長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

局	室	部	課	局	部等	課
政策局	大都市 制度推 進室 共創推 進室		大都市 制度推 進課 共創推 進課	政策局	大都市 制度推 進室 共創推 進室	大都市 制度推 進課 共創推 進課

総務局	しごと 改革 推進部	しごと 改革 推進課	総務局	しごと 改革 室	行政・ 情報 ネット IC 基盤 住民 情報 テ 男女 同 推 進 課	マ メ 課 T 管 情 ス 課 共 画 課 都 推 進
市民局	IT活 用推 進部	総務情 報支 援シ ム 課 男 女 共 画 課 推 進	政策局			
文化観 光局	創造都 市推 進部	創造都 市推 進課	文化観 光局	文化芸 術創 造推 進部	創造都 市推 進課	文化振 興課
	文化振 興部 観光 コン ベン ション 振 興部	文化振 興課		観光M I C E 振興部	文化振 興課	観光振 興 M I C E振興 課
子ども 青少年 局	子育て 支援部	保育運 営課	子ども 青少年 局	子育て 支援部	保育・ 教育 課 こ ど も 設 備 課 支 援 課 推 進	運 も 整 支 推 課
健康福 祉局 環境創 造局	生活福 祉部 みどり アッ プ推 進部	保護課 農地保 全課	健康福 祉局 環境創 造局	生活福 祉部 みどり アッ プ推 進部	生活支 援課 農政 課	支 推 課

道 路 局		横 浜 環 状 道 路 調 整 部	事 業 調 整 課	道 路 局		事 業 調 整 課
-------	--	-------------------------	--------------	-------	--	--------------

- 3 第17条の規定による改正後の横浜市契約事務委任規則の規定は、施行日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第39号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成24年5月横浜市規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

総務局危機管理室危機管理部緊急対策課担当課長	100分の19
市民局広報相談サービス部長	100分の19.5

」

を

「

最高情報統括責任者補佐監	100分の19.5
総務局危機管理室危機管理部緊急対策課担当課長	100分の19

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第40号

横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部を改正する規則

横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則（昭和62年3月横浜市規則第59号）の一部を次のように改正する。

表中「教育長並びに」を削り、「固定資産評価員並びに」の次に「最高情報統括責任者補佐監及び」を加え、「及び市民局広報相談サービス部長」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第41号

横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

横浜市外国旅行の旅費に関する規則（昭和35年5月横浜市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、同条第1号中「2以上の階級」を「2階級」に改め、同号ア中「3号以上」を「1号」に、「最上級」を「上級」に改め、同号イ中「4号」を「2号以下」に、「最上級の直近下位の級」を「下級」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 別表第1特1号に該当する者については、最上級の運賃

イ 別表第1特2号及び1号に該当する者については、最上級の直近下位の級の運賃

ウ 別表第1 2号以下に該当する者については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

付則第3項を削る。

別表第1中「副市長」の次に「及び教育委員会の教育長」を加え、同表備考2の表中「教育長並びに」を削り、「者並びに」の次に「最高情報統括責任者補佐監及び」を加え、「及び市民局広報相談サービス部長」を削る。

別表第2中「副市長」の次に「及び教育委員会の教育長」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市外国旅行の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第42号

給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則（昭和32年6月横浜市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年10月横浜市条例第33号）」を削り、同項第4号中「並びに平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「平成22年度等子ども手当支給法」という。）及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「平成23年度子ども手当支給特別法」という。）において定める子ども手当」を削る。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において定める拠出金

第4条第1項ただし書中「の長」の次に「（教育委員会事務局にあっては、教育次長。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則第2条第2項第3号の規定は、平成27年度以後の予算に係る支出事務について適用し、平成26年度までの予算に係る支出事務については、なお従前の例による。

教育委員会の委員長等に対する報酬の加給に関する規則及び横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第43号

教育委員会の委員長等に対する報酬の加給に関する規則  
及び横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則

(教育委員会の委員長等に対する報酬の加給に関する規則の一部改正)

第1条 教育委員会の委員長等に対する報酬の加給に関する規則(昭和39年7月横浜市規則第106号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する  
条例別表の規定に基づく報酬の加給に関する規則

第1条中「、教育委員会の委員長である委員」を削り、「教育委員会の委員長等」を「委員長等」に改める。

第2条中「教育委員会の委員長等」を「委員長等」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市職員厚生会に関する条例施行規則(昭和24年7月横浜市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「(教育長である委員を除く。)」を削る。

第4条第2項第1号中「第10条、」を「第10条並びに」に改め、「、横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年10月横浜市条例第33号)第2条第1項」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第44号

横浜市契約規則の一部を改正する規則

横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の見出しを「（一般競争入札参加資格審査等委員会）」に改め、同条第1項中「工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会」を「工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」に改め、同条第2項中「物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会」を「物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会」に改める。

第22条の5を次のように改める。

（一般競争入札参加資格審査等委員会に関する規定の準用）

第22条の5 第8条の3の規定は、指名競争入札の参加者の指名に関する事務について準用する。

第43条の2第1号及び第2号中「第51条第2項」を「第63条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の横浜市契約規則（以下「旧規則」という。）第8条の3第1項に規定する工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会、同条第2項に規定する物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会、旧規則第22条の5第1項に規定する工事請負等指名業者選定委員会又は同条第2項に規定する物品供給等指名業者選定委員会の議を経た契約については、なお従前の例による。

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第45号

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則（平成16年4月横浜市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(5) 法人税法第66条第6項第2号イに規定する法人（同法第2条第4号に規定する外国法人に限る。）との間に当該法人による完全支配関係（同条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。）がある会社

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第9条第1項中「第2条第9号ア(オ)」を「第2条第11号ア(カ)」に、「第10条第2項第1号及び第11条第2号において」を「以下」に改め、同条第2項を削る。

第10条第1項中「第2条第9号イ」を「第2条第11号イ」に改め、同条第2項第1号中「前条第1項」を「前条」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 中小企業者又は大企業者が条例第3条第3項の認定を受けた企業立地等事業計画に係る設備を新設し、増設し、又は第25条に定めるところにより更新する事業所において、本社等を設置する場合

第11条中「第2条第11号エ」を「第2条第13号エ」に改める。

第13条中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

第16条第3項中「当該企業立地等に係る事業を開始した日から3年を経過した日の属する事業年度の末日における当該認定事業者が雇用する市民雇用者（次条に規定する市民雇用者をいう。）の人数の」を削る。

第17条第1項中「市民雇用者（以下「市民雇用者」という。）」を「もの」に改め、「当該認定事業者が雇用する者のうち、」及び「横浜市の区域内に住所を有する」を削り、同項第2号中「当該事業を開始した日における場合にあつては同日、当該事業を開始した日から3年を経過した日の属する事業年度の末日における場合にあつては同日」を「基準日」に改め、同条第2項を次のように改める。

。

2 前項の規定にかかわらず、複数の企業立地等に係る事業を行う中小企業者又は大企業者が雇用する者のうち、当該事業のいずれか一の事業に従事する者で、条例第8条の2第2項の規定により市民雇用者として報告の対象となつたものは、当該一の事業とは別の企業立地等に係る事業に従事する市民雇用者として同項の規定により報告の対象となる者に含まないものとする。

第19条に次の1項を加える。

2 固定資産賃借企業立地等がみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（条例別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「7年」とあるのは、「8年」とする。

第22条中「IT並びに」を削る。

第23条中「のうち市長が指定するもの」を削る。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、条例第3条第3項の認定を受けた企業立地等事業計画（条例第2条第11号イに掲げる行為に係る企業立地等事業計画に限る。）に係る事業所において設備を新設し、増設し、又は次条に定めるところにより更新する目的で取得するものを除く。

別表第2 IT関連分野の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第46号

横浜市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年3月横浜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第63条第5項を削る。

附 則

この規則は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。



横浜市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第47号

横浜市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市保育所条例施行規則（昭和43年5月横浜市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事項は」の次に「、別に定めがあるもののほか」を加える。

第2条の表横浜市保土ヶ谷保育園の項を削り、同表横浜市杉田保育園の項中「60人」を「70人」に改め、同表横浜市港北保育園の項中「92人」を「98人」に改め、同表横浜市箕輪保育園の項を削る。

第4条第1号中「午前7時30分から午後6時30分まで」を「午前7時から午後7時まで」に改め、同条第2号中「午後3時15分」を「午後4時30分」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定中横浜市保土ヶ谷保育園及び横浜市箕輪保育園に係る部分は、平成28年4月1日から施行する。

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第48号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「国民健康保険標準負担額減額認定証」を「国民健康保険食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証」に改める。

第14条を次のように改める。

（普通徴収に係る保険料の納付方法）

第14条 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替による。ただし、区役所等において直接納付する場合は、この限りでない。

第17条第2項中「国民健康保険料等還付（充当）通知書又は国民健康保険料等充当通知書」を「次に掲げる事項を記載した通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の氏名
- (2) 還付又は充当の別
- (3) 還付又は充当する金額
- (4) その他市長が必要と認める事項

付則第5項中「平成26年度までの間における」を「当分の間、」に改める。

別表6の項中「第7条第1項」の次に「（第7条の3において準用する場合を含む。）」、第7条の4第4項、第26条の3第5項（第26条の6の4第4項、第27条の14の2第6項及び第27条の14の4第4項において準用する場合を含む。）、「第27条の13第8項」を加え、同表8の項中「国民健康保険標準負担額減額認定証」を「国民健康保険食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証」に改め、「第26条の3第2項」の次に「、第26条の6の4第2項」を加え、同表52の項及び53の項を次のように改める。

52	削 除	
53	削 除	

第6号様式中

「 4 特定疾病療養受療証（血友病・腎不全）  
 5 限度額適用・標準負担額減額認定証  
 6 高齢受給者証 」

を

「 4 高齢受給者証

- 5 食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証
- 6 特定疾病療養受療証（血友病・腎不全）
- 7 限度額適用認定証
- 8 限度額適用・標準負担額減額認定証

に改める。

第7号様式中

上位所得世帯 一般世帯 非課税世帯	ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ
-------------------------	-------------------------

」を」に改める。

第8号様式表面中「国民健康保険標準負担額減額認定証」を「国民健康保険食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証」に改め、同様式裏面中「食事療養標準負担額」の次に「又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額」を加え、「70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）」を「高齢受給者証の交付を受けるよう」に、「減額認定証」を「この証」に改める。

第10号様式中

医科	20	歯科	21	調剤	22	柔道	25	あんま	26	針き	27	治療	28	生血	29
						整復		・ マツ		ゆう		用装			
								サージ				具			

を

医科	20	歯科	21	調剤	22	柔道	25	あん摩	26	針き	27	治療	28	生血	29
	70		71			整復		・ マツ		ゆう		用装			
海	2A	海	2B		72		75	サージ			77	具			79

に改める。

第15号様式の2表面中「A・B」を「ア・イ・ウ・エ」に改め、同様式裏面中

「※ 区分の説明

A：上位所得該当者

B：一般該当者

を削り、同様式に備考として次のように加える。

(備考)

余白に適宜注意事項等を記載することができる。

第15号様式の4表面中「C」を「オ」に改め、同様式裏面中  
「※ 区分の説明

C：住民税非課税該当者」

を削り、同様式備考を次のように改める。

(備考)

1 この証は、非課税世帯に属する被保険者のうち、70歳未満の者に交付するものとする。

2 余白に適宜注意事項等を記載することができる。

第48号様式から第53号様式までを次のように改める。

第48号様式から第53号様式まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)第8号様式による国民健康保険標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、それぞれこの規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第8号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類(第8号様式、第15号様式の2及び第15号様式の4を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第49号

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則

第1条 横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第18項第1号中「及び第24条」を「、第24条及び第39条」に、「及び医薬品」を「、医薬品」に改め、「同じ。）」の次に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を加え、同項第2号中「第7号及び第13号」を「第5号及び第8号」に改め、同項第3号中「第38条第1項」の次に「並びに第40条第1項及び第2項」を加え、「、第9号、第10号及び第14号」を「及び第9号」に改め、同項中第24号及び第25号を削り、第23号を第24号とし、同項第22号中「別表第53項第32号」を「別表第53項第27号」に改め、同号を同項第23号とし、同項第21号中「別表第53項第27号から第31号まで」を「別表第53項第22号から第26号まで」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号中「別表第53項第26号」を「別表第53項第21号」に改め、同号を同項第21号とし、同項第19号中「別表第53項第25号」を「別表第53項第20号」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第18号を第19号とし、同項第17号中「別表第53項第24号」を「別表第53項第19号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「別表第53項第22号及び第23号」を「別表第53項第17号及び第18号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第15号を第16号とし、同項第14号中「別表第53項第21号」を「別表第53項第16号」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同項第11号中「別表第53項第19号及び第20号」を「別表第53項第14号及び第15号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「別表第53項第18号」を「別表第53項第13号」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び貸与業の届出の受理に関すること。

第18項第26号中「別表第53項第11号及び第12号」を「別表第53項第6号及び第7号」に改め、同号を同項第25号とし、同項第27号中「別表第53項第15号から第17号まで」を「別表第53項第10号から第12号まで」に改め、同号を同項第26号とし、同項第28号中「別表第53項第33号から第35号まで」を「別表第53項第28号から第30号まで」に改め、同号を同項第27号とし、同項第29号中「別

表第53項第36号」を「別表第53項第31号」に改め、同号を同項第28号とし、同項第30号中「別表第53項第37号」を「別表第53項第32号」に改め、同号を同項第29号とし、同項中第31号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

第25項第7号中「、第32条第3項及び第32条の3第3項」を「及び第32条第3項」に改める。

第27項第2号、第3号及び第7号中「、横浜市中央卸売市場南部市場及び」を「及びその関連施設並びに」に改め、同項第9号及び第10号中「横浜市中央卸売市場南部市場」を「その関連施設」に改める。

第50項第1号中「横浜市中央卸売市場南部市場」を「その関連施設」に改め、同項を第51項とする。

第49項を第50項とし、第34項から第48項までを1項ずつ繰り下げる。

第33項第2号及び第3号中「横浜市中央卸売市場南部市場」を「その関連施設」に改め、同項を第34項とする。

第32項第3号から第5号までの規定中「横浜市中央卸売市場南部市場」を「その関連施設」に改め、同項を第33項とする。

第31項を第32項とし、第28項から第30項までを1項ずつ繰り下げ、第27項の次に次の1項を加える。

## 28 食品表示法に関する事務

(1) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第7条第1項第1号から第3号までの規定による指示、命令及び公表に関すること（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

(2) 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件の提出に関すること（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

(3) 政令第7条第1項第6号の規定による立入検査、質問及び収去に関すること（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

(4) 政令第7条第1項第7号の規定による申出及び調査に関すること（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

第2条 横浜市保健所長委任規則の一部を次のように改正する。

第18項中第30号から第32号までを削り、第33号を第30号とする

。

附 則

この規則中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年5月31日から施行する。

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則及び食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第50号

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則及び食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則(平成12年3月横浜市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第8項第5号」を「別表第1第7項第5号(条例別表第2第8項において条例別表第1第7項第5号の基準によることとなる場合を含む。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「第9条第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同項第7号中「船舶料理士に関する省令」を「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に、「第1条」を「第2条」に改め、同条第3項中「別表第8項第5号」を「別表第1第7項第5号」に改める。

第2号様式裏面中「別表第8項第3号」を「別表第1第7項第3号(同条例別表第2第8項において同条例別表第1第7項第3号の基準によることとなる場合を含む。)」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 食品衛生法施行細則(昭和31年10月横浜市規則第83号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に改め、「、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「省令」という。)&及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)」を削る。

第2条から第4条までを次のように改める。

第2条から第4条まで 削除

第18条中「(以下「営業者」という。)」を削る。

別記様式目次中「(第14条第1項)」を「(第14条)」に改める。

第4号様式第1面中「別表第7項第2号」を「別表第1第4項第2号(同条例別表第2第7項において同条例別表第1第4項第



2号の基準によることとなる場合を含む。)」に改める。

第11号様式中

「8 食品製造業( )

9 その他(乳搾取業、添加物製造業、添加物販売業)」

を

「8 器具・容器包装・おもちゃ製造業

9 食品製造業( )

10 その他(乳搾取業、添加物製造業、添加物販売業)」

に、「別表第7項第2号」を「別表第1第4項第2号(同条例別表第2第7項において同条例別表第1第4項第2号の基準によることとなる場合を含む。)」に改める。

第13号様式中

「8 食品製造業( )

9 その他(乳搾取業、添加物製造業、添加物販売業)」

を

「8 器具・容器包装・おもちゃ製造業

9 食品製造業( )

10 その他(乳搾取業、添加物製造業、添加物販売業)」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

健康増進法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第51号

健康増進法等施行細則の一部を改正する規則

健康増進法等施行細則（昭和53年8月横浜市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、第32条第3項及び第32条の3第3項」を「及び第32条第3項」に改める。

第2号様式注意1(3)中「別表第7項第2号」を「別表第1第4項第2号（同条例別表第2第7項において同条例別表第1第4項第2号の基準によることとなる場合を含む。）」に改める。

第12号様式中「、第32条第3項及び第32条の3第3項」を「及び第32条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の健康増進法等施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市食肉衛生検査所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第52号

横浜市食肉衛生検査所長委任規則の一部を改正する規則

横浜市食肉衛生検査所長委任規則（昭和45年10月横浜市規則第119号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1項を加える。

4 食品表示法に関する事務

- (1) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第7条第1項第1号から第3号までの規定による市場内の食品関連事業者等に係る指示、命令及び公表に関すること（同項ただし書の規定による栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの（以下この項において「内閣府令表示事項」という。）に関するものを除く。）。
- (2) 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による市場内の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者からの報告の徴収及び物件の提出に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）。
- (3) 政令第7条第1項第6号の規定による市場内の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に係る立入検査、質問及び収去に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）。
- (4) 政令第7条第1項第7号の規定による市場内の食品関連事業者等に係る申出及び調査に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第53号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則（昭和39年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において定める拠出金  
附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の規定は、平成27年度以後の予算に係る支出事務について適用し、平成26年度までの予算に係る支出事務については、なお従前の例による。

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第54号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号。以下「都心機能誘導地区条例」という。）」を「、横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号。以下「都心機能誘導地区条例」という。）及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号。以下「不燃化推進条例」という。）」に改める。

第4条の4第1項中「第11条の4第1項各号」を「第11条の4第1項第1号から第7号まで」に改め、同条第4項中「概要書等」の次に「（省令第11条の4第1項第7号に掲げる書類を除く。）」を加える。

第8条第2項中「又は都心機能誘導地区条例」を「、都心機能誘導地区条例又は不燃化推進条例」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、前項の許可をしたときは、第5号様式の2の許可通知書に、同項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

第8条に次の1項を加える。

4 市長は、第2項の許可をしないときは、第5号様式の3の許可しない旨の通知書に、同項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（保存建築物に対する指定の申請）

第8条の3 法第3条第1項第3号の規定により指定を受けようとする者は、第5号様式の4の指定申請書の正本及び副本に、案内図、配置図その他指定を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、第5号様式の5の指定通知書に、同項の指定申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の指定をしないときは、第5号様式の6の指定しない旨の通知書に、同項の指定申請書の副本及びその添付図書

を添えて、当該申請者に通知するものとする。

第9条第3項を次のように改める。

- 3 市長は、前項の認定をしたときは、第6号様式の2の認定通知書に、同項の認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

第9条に次の1項を加える。

- 4 市長は、第2項の認定をしないときは、第6号様式の2の2の認定しない旨の通知書に、同項の認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

第9条の2第1項中「第6号様式の2」を「第6号様式の2の3」に改める。

第16条第1項中「又は都心機能誘導地区条例」を「、都心機能誘導地区条例又は不燃化推進条例」に改める。

別表第1(58)の3の項の次に次のように加える。

(58) の 4	条例第55条の規定が適用される建築物	法第85条第5項の許可の内容及び適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容及び適合することに関する事項
-------------	--------------------	---------------------------------	---------------------------

別表第1(69)の項中

「

増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分
増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分

」

を  
「

省令第1条の3第1項の表2(63)項に掲げる政令第137条の8の規定が適用される建築物の各階平面図に明示すべき事項
---

」

に改め、同表に次のように加える。

(76)	不燃化推進条例第6条の規定が適用される建築物	不燃化推進条例第6条第1項の規定が適用される建築物	配置図	政令第136条の2第1号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			2面以上の断面図	換気孔の位置及び面積
				窓の位置及び面積
			2面以上の立面図	耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物については、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造（政令第10条第4号に掲げる建築物にあっては、明示することを要しない。）
				政令第136条の2第2号に規定する開口部の面積
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井並びに屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法
			不燃化推進条例第6条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図
各階平面図	防火壁の位置			
耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法			
不燃化推進条例第6条第2項の規定が適用さ	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び門又は塀の断面の構造及び材料の種別		

		れる建築物		
		不燃化推進条例第6条第3項の規定が適用される建築物	不燃化推進条例第6条第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地又は構造に関する事項
(77)	不燃化推進条例第7条の規定が適用される建築物		配置図	不燃化推進地域の境界線
		不燃化推進条例第7条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	防火壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
(78)	不燃化推進条例第8条の規定が適用される建築物		配置図	敷地境界線の位置
			各階平面図	壁及び開口部の位置
				延焼のおそれのある部分
			2面以上の立面図	常時開放されている開口部の位置
			2面以上の断面図	塀その他これに類するもの高さ及び材料の種別
耐火構造等の構造詳細図	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別			
(79)	不燃化推進条例第9条の規定が適用される建築物	法第85条第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項	



(80)	不燃化推進条例第10条の規定が適用される建築物	法第86条の4第1項の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(81)	不燃化推進条例第11条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
	不燃化推進条例第11条第1項の規定が適用される建築物	耐火構造等 の構造 詳細図 各階平面図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法 基準時以後の増築又は改築に係る部分
	不燃化推進条例第11条第2項の規定が適用される建築物	法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条第2項）

## 許 可 申 請 書

（第一面）

条例第 条第 項第 号の規定による許可を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 氏名

㊦

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄	
※受付欄	※許可番号欄
	年 月 日
	第 号

（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。

（A4）

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	
【2. 住居表示】	
【3. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【4. その他の区域、地域、地区又は街区】	
【5. 道路】	
【イ. 幅員】	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	
【6. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】	(1) (        ) (        ) (        ) (        ) (2) (        ) (        ) (        ) (        )
【ロ. 用途地域】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ホ. 敷地面積の合計】	(1) (2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【チ. 備考】	
【7. 主要用途】(区分        )	
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9. 建築面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合 計 )
【イ. 建築面積】	(        ) (        ) (        )
【ロ. 建蔽率】	
【10. 延べ面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合 計 )
【イ. 建築物全体】	(        ) (        ) (        )
【ロ. 地階の住宅の部分】	(        ) (        ) (        )
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(        ) (        ) (        )
【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	(        ) (        ) (        )
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(        ) (        ) (        )
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(        ) (        ) (        )
【ト. 蓄電池の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【リ. 貯水槽の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【ヌ. 住宅の部分】	(        ) (        ) (        )
【ル. 延べ面積】	
【ヲ. 容積率】	
【11. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	
【12. 工事着手予定年月】	年 月
【13. 工事完了予定年月】	年 月
【14. その他必要な事項】	
【15. 備考】	

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更  
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

(階の別)	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
(階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
(階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )

【ロ. 用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

第5号様式の次に次の5様式を加える。

第5号様式の2（第8条第3項）

## 許 可 通 知 書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

上記建築物の許可申請書及び添付図書記載の計画について、

条例第 条第 項第 号の規定により、次の条件等を付して許可しましたので通知します。

(許可に付す条件)

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

(A4)

第5号様式の3（第8条第4項）

## 許可しない旨の通知書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、次の理由により  
第 号の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。 条例第 条第 項

(理由)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第5号様式の4（第8条の3第1項）

## 指 定 申 請 書

（第一面）

建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 氏名

㊟

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

**【1. 申請者】**

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

**【2. 設計者】**

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

**【3. 文化財指定等に係る事項】**

【イ. 指定根拠】

【ロ. 指定番号・指定年月日】

【ハ. 指定名称】

※受付欄	※指定番号欄	※備考
	年 月 日	
	第 号	

（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。

（A4）



(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	
【2. 住居表示】	
【3. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【4. その他の区域、地域、地区又は街区】	
【5. 道路】	
【イ. 幅員】	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	
【6. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】	(1) (        ) (        ) (        ) (        ) (2) (        ) (        ) (        ) (        )
【ロ. 用途地域】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ホ. 敷地面積の合計】	(1) (2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【チ. 備考】	
【7. 主要用途】(区分        )	
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9. 建築面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合 計 )
【イ. 建築面積】	(        ) (        ) (        )
【ロ. 建蔽率】	
【10. 延べ面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合 計 )
【イ. 建築物全体】	(        ) (        ) (        )
【ロ. 地階の住宅の部分】	(        ) (        ) (        )
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(        ) (        ) (        )
【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	(        ) (        ) (        )
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(        ) (        ) (        )
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(        ) (        ) (        )
【ト. 蓄電池の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【リ. 貯水槽の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【ヌ. 住宅の部分】	(        ) (        ) (        )
【ル. 延べ面積】	
【ヲ. 容積率】	
【11. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	
【12. 工事着手予定年月】	年 月
【13. 工事完了予定年月】	年 月
【14. その他必要な事項】	
【15. 備考】	

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更  
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

第5号様式の5（第8条の3第2項）

## 指 定 通 知 書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

次の指定申請書及び添付図書記載の計画について、建築基準法第3条第1項第3号の規定により指定しましたので通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

(A4)

第5号様式の6（第8条の3第3項）

## 指定しない旨の通知書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

別添の指定申請書及び添付図書に記載の計画については、次の理由により建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条第2項）

## 認 定 申 請 書

（第一面）

建築基準法第 条第 項第 号  
 建築基準法施行令第 条第 項第 号 の規定による認定を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 氏名

㊦

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※受付欄	※認定番号欄	※備考
	年 月 日	
	第 号	

（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。

（A4）

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	
【2. 住居表示】	
【3. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【4. その他の区域、地域、地区又は街区】	
【5. 道路】	
【イ. 幅員】	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	
【6. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】	(1) (        ) (        ) (        ) (        )
	(2) (        ) (        ) (        ) (        )
【ロ. 用途地域】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(        ) (        ) (        ) (        )
【ホ. 敷地面積の合計】 (1)	
	(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【チ. 備考】	
【7. 主要用途】 (区分        )	
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9. 建築面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合 計 )
【イ. 建築面積】	(        ) (        ) (        )
【ロ. 建蔽率】	
【10. 延べ面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合 計 )
【イ. 建築物全体】	(        ) (        ) (        )
【ロ. 地階の住宅の部分】	(        ) (        ) (        )
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(        ) (        ) (        )
【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	(        ) (        ) (        )
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(        ) (        ) (        )
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(        ) (        ) (        )
【ト. 蓄電池の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【リ. 貯水槽の設置部分】	(        ) (        ) (        )
【ヌ. 住宅の部分】	(        ) (        ) (        )
【ル. 延べ面積】	
【ヲ. 容積率】	
【11. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	
【12. 工事着手予定年月】	年 月
【13. 工事完了予定年月】	年 月
【14. その他必要な事項】	
【15. 備考】	

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更  
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ.】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】



第6号様式の2を第6号様式の2の3とし、第6号様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式の2（第9条第3項）

## 認 定 通 知 書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

次の認定申請書及び添付図書記載の計画について、

建築基準法第 条第 項第 号  
建築基準法施行令第 条第 項第 号 の規定により認定しましたので通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

(A4)

第6号様式の2の2（第9条第4項）

## 認定しない旨の通知書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、次の理由により  
規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

建築基準法第 条第 項第 号  
建築基準法施行令第 条第 項第 号

(理由)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

## 附 則

## ( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条、第8条第2項及び第16条第1項の改正規定並びに別表第1に次のように加える改正規定は、平成27年7月1日から施行する。

## ( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告示

横浜市告示第 204 号

公印の新調、改刻及び廃止

次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。

平成 27 年 3 月 31 日



横浜市長 林 文 子

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市長印 (国際局専用)	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 27 ミリメートル)
横浜市国際局長印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市長印 (医療局専用)	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 27 ミリメートル)

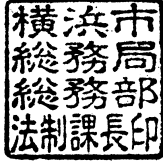
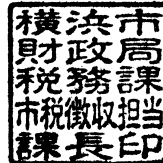

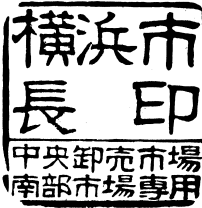
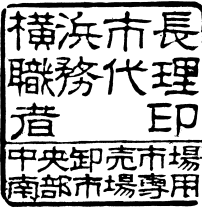
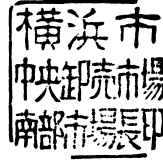
横浜市長職務代理者印（ 医療局専用）	平成27年 4月1日	 <p>（方27ミリメートル）</p>
横浜市医療局長印	平成27年 4月1日	 <p>（方21ミリメートル）</p>

2 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市長印	平成27年 4月1日	 <p>（方27ミリメートル）</p>
横浜市中心卸売市場食肉市場長印	平成27年 4月1日	 <p>（方21ミリメートル）</p>

3 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市長印	平成27年 4月1日	 <p>（方27ミリメートル）</p>

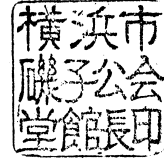
<p>横浜市総務局総務部法制課長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市財政局税務課市税徴収担当課長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市中心卸売市場南部市場印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方30ミリメートル)</p>
<p>横浜市長印（中央卸売市場南部市場専用）</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方27ミリメートル)</p>
<p>横浜市長職務代理者印（中央卸売市場南部市場専用）</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方27ミリメートル)</p>
<p>横浜市中心卸売市場南部市場長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>

<p>横浜市中心卸売市場食肉 市場長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市こども青少年局保 育運営課長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市なしの木学園長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市中心卸売市場南部 市場食品衛生検査所印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方30ミリメートル)</p>
<p>横浜市中心卸売市場南部 市場食品衛生検査所長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市南部市場食品衛生 検査所長印</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市磯子区長印（公会 堂専用）</p>	<p>平成27年 4月1日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>



横浜市磯子公会堂館長印

平成 27 年  
4 月 1 日



(方 21 ミリメートル)

横 浜 市 告 示 第 205 号

横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準 関 係 条 例 別 表 第 1 第 4 項 第 2 号 の 規 定 に 基 づ く 水 質 検 査 の 基 準

横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準 関 係 条 例 ( 平 成 27 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 18 号 ) 別 表 第 1 第 4 項 第 2 号 ( 同 条 例 別 表 第 2 第 7 項 に お い て 同 条 例 別 表 第 1 第 4 項 第 2 号 の 基 準 に よ る こ と と な る 場 合 を 含 む 。 ) の 規 定 に 基 づ き 、 水 質 検 査 の 基 準 を 次 の よ う に 定 め 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

な お 、 横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準 関 係 条 例 別 表 第 7 項 第 2 号 の 規 定 に 基 づ く 水 質 検 査 の 基 準 ( 平 成 18 年 5 月 横 浜 市 告 示 第 255 号 ) は 廃 止 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 検 査 項 目

食 品 、 添 加 物 の 規 格 基 準 ( 昭 和 34 年 12 月 厚 生 省 告 示 第 370 号 ) 中 の 第 1 の B の 5 の 表 の 第 1 欄 に 掲 げ る 項 目 に つ い て 同 表 の 第 2 欄 に 掲 げ る 規 格 に 適 合 し な け れ ば な ら ない。

2 対 象 業 種 に つ い て

- (1) 清 涼 飲 料 水 製 造 業 、 氷 雪 製 造 業 及 び 氷 菓 を 製 造 す る ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業 に あ っ て は 、 前 項 の 項 目 と す る 。
- (2) 前 号 に 掲 げ る 営 業 以 外 の 営 業 に あ っ て は 、 前 項 で 規 定 す る 項 目 の う ち 基 礎 的 性 状 及 び 汚 染 指 標 と な る 次 の 12 項 目 又 は 水 質 基 準 に 関 す る 省 令 ( 平 成 15 年 厚 生 労 働 省 令 第 101 号 ) に 規 定 す る 10 項 目 の 検 査 を 行 い 、 適 合 し て い る こ と を 確 認 し な け れ ば な ら ない。

ア 12 項 目

- 硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素
- 塩 素 イ オ ン
- 有 機 物 等 ( 過 マ ン ガ ン 酸 カ リ ウ ム 消 費 量 )
- 一 般 細 菌
- 大 腸 菌 群
- p H 値
- 濁 度
- 色 度
- 臭 気
- 味
- 鉄
- カ ル シ ウ ム 、 マ グ ネ シ ウ ム 等 ( 硬 度 )

イ 10 項 目

一 般 細 菌  
大 腸 菌  
硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素  
塩 化 物 イ オ ン  
有 機 物 ( 全 有 機 炭 素 ( T O C ) の 量 )  
p H 値  
味  
臭 気  
色 度  
濁 度

## 横 浜 市 告 示 第 206 号

横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準 に 関 する 条 例 別 表 第 1 第 11 項 第 1 号 の 規 定 に 基 づ く 管 理 運 営 要 領 の 作 成 に 関 する 基 準

横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準 に 関 する 条 例 ( 平 成 27 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 18 号 ) 別 表 第 1 第 11 項 第 1 号 ( 同 条 例 別 表 第 2 第 11 項 に お い て 同 条 例 別 表 第 1 第 11 項 第 1 号 の 基 準 に よ る こ と と な る 場 合 を 含 む 。 ) の 規 定 に 基 づ き 、 管 理 運 営 要 領 に 記 載 す る 事 項 を 次 の よ う に 定 め 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

な お 、 横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準 に 関 する 条 例 別 表 第 11 項 第 1 号 の 規 定 に 基 づ く 管 理 運 営 要 領 の 作 成 に 関 する 基 準 ( 平 成 18 年 5 月 横 浜 市 告 示 第 256 号 ) は 廃 止 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

管 理 運 営 要 領 に 記 載 す る 事 項

施 設 の 衛 生 管 理 に 関 す る こ と 。

食 品 等 を 取 り 扱 う 設 備 等 の 衛 生 管 理 に 関 す る こ と 。

ね ず み ・ 昆 虫 等 の 対 策 に 関 す る こ と 。

廃 棄 物 及 び 排 水 の 管 理 に 関 す る こ と 。

食 品 等 の 取 扱 い に 関 す る こ と 。

使 用 水 等 の 衛 生 管 理 に 関 す る こ と 。

食 品 衛 生 責 任 者 に 関 す る こ と 。

記 録 の 作 成 ・ 保 存 に 関 す る こ と 。

製 品 の 回 収 ・ 廃 棄 等 の 措 置 に 関 す る こ と 。

管 理 運 営 要 領 に 関 す る こ と 。

検 食 に 関 す る こ と 。

情 報 の 収 集 及 び 提 供 に 関 す る こ と 。

食 品 等 取 扱 者 の 衛 生 管 理 に 関 す る こ と 。

食 品 等 取 扱 者 に 対 す る 教 育 訓 練 に 関 す る こ と 。

運 搬 、 販 売 に 係 る 衛 生 管 理 に 関 す る こ と 。

表 示 に 関 す る こ と 。

横浜市告示第207号

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第1第14項第1号の規定に基づく検食の実施基準

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成27年2月横浜市条例第18号）別表第1第14項第1号（同条例別表第2第12項において同条例別表第1第14項第1号の基準によることとなる場合を含む。）の規定に基づき、検食の実施基準を次のように定め、公布の日から施行する。

なお、横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第12項第1号の規定に基づく検食の実施基準（平成18年5月横浜市告示第257号）は廃止する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文子

営業等		保存量	保温度	保存期間	保存食品等
飲食店営業	仕出し屋	50 g 以上	0℃ 以下	72時間 以上	提供された調理食品のうち、 提済飲料を除いたもの。
	弁当屋 （客の求めに応じ、 その場で弁当を調整 する施設を除く。）				
	給食食堂 （客の求めに応じ、 その場で調理する食 品を除く。）				
その他の飲食店 （一度に <u>50食以上</u> の 同一メニューを提供 した場に限る。） （客の求めに応じ、 その場で調理する食 品を除く。）					

横浜市告示第208号

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第2第6項第12号に基づく原材料及び製品の自主検査基準

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成27年2月横浜市条例第18号）別表第2第6項第12号の規定に基づき、原材料及び製品の自主検査基準を次のように定め、公布の日から施行する。

なお、横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第6項第12号の規定に基づく原材料及び製品の自主検査基準（平成18年5月横浜市告示第254号）は廃止する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文子

対象となる業種	検査の対象となる食品等	検査項目	検査回数
乳処理業 特別牛乳搾取 処理業 乳製品製造業 乳酸菌飲料製造業	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表第1の2で規格の定められた食品（アイスクリーム、アイスミルク、ラクトアイスを除く。）	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表第1の2で定められた規格、抗生物質、化学的合成品たる物質、使用する食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第5に掲げる添加物に限る。以下同じ。）	ロットごと
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスミルク、ラクトアイス	上に同じ	年2回以上
	氷菓	成分規格、使用する食品添加物	
清涼飲料水製造業	清涼飲料水	成分規格、使用する食品添加物	年2回以上
氷雪製造業	氷雪	成分規格	年1回以上
食肉製品製造業	食肉製品	成分規格、使用する食品添加物	年2回以上
魚肉ねり製品製造業	魚肉ねり製品、鯨肉製品	成分規格、使用する食品添加物	年2回以上
魚介類加工業	ゆでだこ	成分規格、使用する食品添加物	年4回以上
あん類製造業	生あん	成分規格、使用する食品添加物	年1回以上
めん類製造業	即席めん（油処理したもの）	成分規格、使用する食品添加物	年1回以上

	生めん、ゆでめん	生めん類の衛生規範で定める規格、使用する食品添加物	月1回以上
添加物製造業 (小分け製造業を除く。)	成分規格の定まっている食品添加物 (食品衛生法第25条第1項の検査対象を除く。)	確認試験、純度試験	ロットごと
そうざい製造業 飲食店営業(弁当屋・そうざい)	弁当・そうざい	弁当・そうざいの衛生規範で定める規格、使用する食品添加物	月1回以上
	ゆでがに	成分規格、使用する食品添加物	年4回以上
菓子製造業	洋生菓子	洋生菓子の衛生規範で定める規格、使用する食品添加物	月1回以上
	その他の菓子	使用する食品添加物	年1回以上
漬物製造業	漬物	漬物の衛生規範で定める規格、使用する食品添加物	年2回以上
全ての製造業	粉末清涼飲料、冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品	成分規格、使用する食品添加物	年2回以上
	上記以外の製造した食品	成分規格、使用する食品添加物	年1回以上

---

達

---

## 達 第 8 号

庁 中 一 般

横 浜 市 総 務 局 総 務 部 法 制 課 の 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 （ 平 成  
19 年 6 月 横 浜 市 達 第 34 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

題 名 を 次 の よう に 改 め る 。

横 浜 市 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 の  
職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程

第 1 条 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・  
情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 」 に 改 め る 。

第 3 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革  
室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。



## 達 第 9 号

庁 中 一 般

横 浜 市 庁 用 自 動 車 管 理 規 程 ( 平 成 4 年 11 月 横 浜 市 達 第 35 号 ) の 一  
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 3 条 第 2 項 中 「 輸 送 事 務 所 ( 以 下 「 輸 送 事 務 所 」 と い う 。 ) 」  
を 「 ( 以 下 「 管 理 課 」 と い う 。 ) 」 に 改 め る 。

第 3 条 第 4 項 中 「 輸 送 事 務 所 に よ り 運 行 さ れ る 」 を 「 管 理 課 が 保  
有 す る 」 に 改 め る 。

第 4 条 中 「 局 又 は 区 役 所 の 長 」 の 次 に 「 ( 教 育 委 員 会 事 務 局 に あ  
っ て は 、 教 育 次 長 ) 」 を 加 え る 。

第 8 条 第 2 項 中 「 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 業 務 用 車 の 」 を 削 る  
。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 10 号

庁 中 一 般

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横 浜 市 長 林 文 子

第2条第6号中「総務局総務部法制課長（以下「法制課長」という。）」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長（以下「行政・情報マネジメント課長」という。）」に改め、同条第9号を削る。

第3条（見出しを含む。）及び第7条中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

第8条第1号中「総務局総務部法制課（以下「法制課」という。）」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（以下「行政・情報マネジメント課」という。）」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「法制課」を「行政・情報マネジメント課」に改める。

第11条第1項中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改め、同条第3項中「総合行政ネットワーク文書その他の」を削る。

第12条第7項第4号及び第23条中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

第27条第3項を次のように改める。

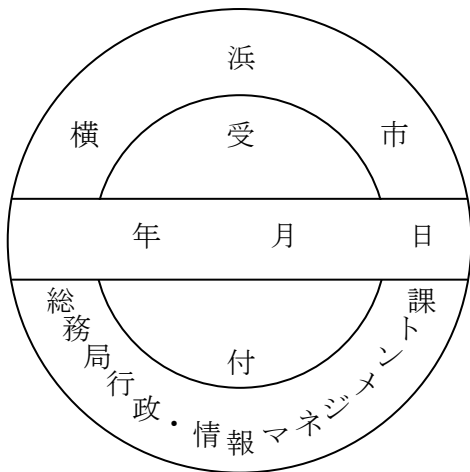
前項の規定にかかわらず、課等の長から依頼があった場合で、行政・情報マネジメント課長又は文書管理者が必要と認めるときは、文書主任がその内容を確認した郵送伝票（第8号様式）を発送しようとする行政文書に添付し、行政・情報マネジメント課又は文書担当課に郵便による発送を依頼する方法により行うことができる。

第32条中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

第1号様式中「法制課」を「行政・情報マネジメント課」に改め、第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第9条第1項第2号、第11条第2項）

文書受付印



（直径30ミリメートル）

（備考）

この様式は、行政・情報マネジメント課に備える受付印の例である。

第9号様式中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

## 達 第 11 号

庁 中 一 般

自動車による文書の集配及び交換取扱規程（昭和39年6月達第18号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横 浜 市 長 林 文 子

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 行政・情報マネジメント課長 総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長をいう。
- (2) 中央集配所 総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課に置かれる文書集配所をいう。

第3条第4号、第5条第3項、第6条第1項及び第2項、第7条第4項及び第5項並びに第8条中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

達 第 12 号

庁 中 一 般

横 浜 市 係 設 置 規 程 等 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

( 横 浜 市 係 設 置 規 程 の 一 部 改 正 )

第 1 条 横 浜 市 係 設 置 規 程 ( 昭 和 35 年 5 月 達 第 10 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 号 の 表 中

「

法 制 文 書 係 、 法 規 第 一 係 、 法 規 第 二 係
-----------------------------------

」

を

「

法 規 第 一 係 、 法 規 第 二 係
-----------------------

」

に 改 め 、 同 条 第 1 号 の 2 の 表 中

「

財 政 第 一 係 、 財 政 第 二 係 、 財 政 調 査 係
-----------------------------------

」

を

「

予 算 第 一 係 、 予 算 第 二 係 、 財 政 調 査 係
-----------------------------------

」

に 改 め 、 同 条 第 2 号 の 3 の 表 中

「

中 央 卸 売 市 場 本 場	運 営 調 整 課	運 営 係 、 施 設 係 、 調 整 係
	経 営 支 援 課	取 引 指 導 係 、 経 営 支 援 係
中 央 卸 売 市 場 南 部 市 場	運 営 課	運 営 係 、 施 設 係
	経 営 支 援 課	取 引 指 導 係 、 経 営 支 援 係

」

を

「

中央卸売市 場本場	運営調整課	運営係、施設係、調整 係
--------------	-------	-----------------

」

に改め、同条第3号の表中

「

庶務係、経理係、人材 育成係
-------------------

」

を

「

庶務係、経理係、職員 係
-----------------

」

に、

「

保育運営課	運営調整係、運営指導 係、保育向上支援係
-------	-------------------------

」

を

「

保育・教育 運営課	運営調整係、運営指導 係
--------------	-----------------

」

に改め、同条第4号の表中

「

保護課	事務係、保護係
-----	---------

」

を

「

生活支援課	事務係、生活支援係
-------	-----------

」

に、

「

保健所神奈 川福祉保健 センター	福祉保健課	運営企画係、健康づく り係
	生活衛生課	食品衛生係、環境衛生

		係
	高齢・障害支援課	相談支援係
	こども家庭支援課	保育係

を「

保健所神奈川福祉保健センター	福祉保健課	運営企画係、健康づくり係
	生活衛生課	食品衛生係、環境衛生係
	高齢・障害支援課	相談支援係
	こども家庭支援課	こども家庭係

に、「

保健所南福祉保健センター	福祉保健課	運営企画係、健康づくり係
	生活衛生課	食品衛生係、環境衛生係
	高齢・障害支援課	福祉保健相談係
	こども家庭支援課	こども家庭係

を「

保健所南福祉保健センター	福祉保健課	運営企画係、健康づくり係
	生活衛生課	食品衛生係、環境衛生係
	高齢・障害支援課	高齢・障害係
	こども家庭支援課	こども家庭係

に改め、同条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 医療局

部	課	係
医療政策部	総務課	庶務係
再整備部	再整備課	再整備係

(横浜市行政専門職員に関する規程の一部改正)

第2条 横浜市行政専門職員に関する規程(平成元年12月達第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「文化振興部主任調査員の職」を「文化芸術創造都市推進部主任調査員の職」に改める。

(横浜市事務決裁規程の一部改正)

第3条 横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「教育長」を「教育次長」に改め、「、大都市制度推進室長、共創推進室長」及び「、医療政策室長」を削り、同項第7号中「、国際政策室長」及び「、中央卸売市場南部市場長」を削り、「局の部長」の次に「、大都市制度推進室長、共創推進室長、しごと改革室長」を加え、同項第8号中「、中央卸売市場南部市場の課長」を削る。

(市長の管理執行する教育事務等についての教育長の補助執行に関する規程の一部改正)

第4条 市長の管理執行する教育事務等についての教育長の補助執行に関する規程(昭和48年3月達第9号)の一部を次のように改正する。

題名中「教育長」を「教育次長等」に改め、第1条中「横浜市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」を「教育委員会事務局の教育次長その他の職員」に改め、第2条の見出し中「教育長、横浜市教育委員会事務局の部長、課長等」を「教育委員会事務局の教育次長等」に改め、同条中「教育長、横浜市教育委員会事務局」を「教育委員会事務局」に改め、「教育長が」及び「及び第4条」を削り、第3条の見出し中「横浜市中心図書館長等」を「中央図書館長等」に改め、同条第1項中「横浜市中心図書館長」を「中央図書館長」に改める。

別表中、

「

(2) 請負金額の変更を伴わない教育長専決事項に係る工事(製造を含む。)の設計又は仕様の変更決定に関するこ	(2) 請負金額の変更を伴わない所長等専決事項に係る工事(製造を含む。)の設計又は仕様の変更決定に関するこ
---	---



<p>と及び請負金額の変更を伴う所長等専決事項に係る工事（製造を含む。）の設計又は仕様の変更決定に関すること。</p>	<p>と及び課長等専決事項に係る工事（製造を含む。）の設計又は仕様の変更決定に関すること。</p>
---	---

を  
「

<p>(2) 請負金額の変更を伴わない教育次長専決事項に係る工事（製造を含む。）の設計又は仕様の変更決定に関すること及び請負金額の変更を伴うセンター所長等専決事項に係る工事（製造を含む。）の設計又は仕様の変更決定に関すること。</p>	<p>(2) 請負金額の変更を伴わないセンター所長等専決事項に係る工事（製造を含む。）の設計又は仕様の変更決定に関すること及び課長等専決事項に係る工事（製造を含む。）の設計又は仕様の変更決定に関すること。</p>
---	--

に、  
「

<p>(10) 市立図書館における1件 1,000,000 円未満の図書館資料の寄附又は贈与の受納に関すること（中央図書館長に限る。）。</p>	<p>(8) 市立図書館における1件 500,000 円未満の図書館資料の寄附又は贈与の受納に関すること（中央図書館企画運営課長に限る。）。</p>
--	--

を  
「

<p>(10) 市立図書館における1件 1,000,000 円未満の図書館資料の寄附又は贈与の受納に関すること（中央図書館長に限る。）。</p>	<p>(8) 市立図書館における1件 500,000 円未満の図書館資料の寄附又は贈与の受納に関すること（企画運営課長に限る。）。</p>
--	---

に、

「

	(10) 不用品（図書館資料に限る。）の廃棄処分に関する事（中央図書館企画運営課長。）。
--	--

」

を

「

	(10) 不用品（図書館資料に限る。）の廃棄処分に関する事（企画運営課長に限る。）。
--	--

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市係設置規程による次表の左欄に掲げる係、事務所等の係長若しくは所長に補せられ、又はこれらの係に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、それぞれ第1条の規定による改正後の横浜市係設置規程による同表の右欄に掲げる係の係長若しくは所長に補せられ、又はこれらの係、若しくは事務所に勤務を命ぜられたものとする。

局室部課等			係	局室部課等			係
財政局		財政部 財政課	財政第一係	財政局		財政部 財政課	予算第一係
			財政第二係				予算第二係
経済局		中央卸売市場本場	取引指導係	経済局		中央卸売市場本場	
			経営支援係				
こども青少年局		総務部 総務課	人材育成係	こども青少年局		総務部 総務課	職員係

	子育て 支援部	保育運 営課	運営調 整係		子育て 支援部	保育・ 教育運 営課	運営調 整係
			運営指 導係				運営指 導係
健康福 祉局 神奈川 区	生活福 祉部	保護課	保護係	健康福 祉局 神奈川 区	生活福 祉部	生活支 援課	生活支 援係
	福祉保 健セン ター	こども 家庭支 援課	保育係		福祉保 健セン ター	こども 家庭支 援課	こども 家庭係
南区	福祉保 健セン ター	高齢・ 障害支 援課	福祉保 健相談 係	南区	福祉保 健セン ター	高齢・ 障害支 援課	高齢・ 障害係

3 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

達 第 13 号

庁 中 一 般

横 浜 市 行 政 情 報 ネットワーク運用管理規程（平成14年2月達第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横 浜 市 長 林 文 子

第10条の2の見出し中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改め、同条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改め、「当該局」の次に「又は本部」を加える。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

達 第 14 号

庁 中 一 般

横 浜 市 ソ フ ト ウ ェ ア 及 び ハ ー ド ウ ェ ア 資 産 管 理 規 程 ( 平 成 24 年 3 月 達 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 5 条 第 2 項 第 3 号 中 「 の 長 」 の 次 に 「 ( 教 育 委 員 会 事 務 局 に あ っ て は 、 教 育 次 長 ) 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 15 号

庁 中 一 般

横 浜 市 物 品 及 び 役 務 検 査 事 務 取 扱 規 程 ( 昭 和 54 年 7 月 達 第 32 号 )  
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 2 条 第 2 項 中 「 の 長 」 の 次 に 「 ( 教 育 委 員 会 事 務 局 に あ っ て は  
、 教 育 次 長 ) 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 16 号

庁 中 一 般

横 浜 市 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 監 督 事 務 取 扱 規 程 （ 平 成 20 年 11 月 達  
第 32 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 15 条 第 2 項 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め  
る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 17 号

庁 中 一 般

横 浜 市 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 検 査 事 務 取 扱 規 程 （ 平 成 20 年 11 月 達  
第 33 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 11 条 第 2 項 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め  
る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。



達 第 18 号

庁 中 一 般

横 浜 市 委 託 工 事 検 査 事 務 等 取 扱 の 特 例 を 定 め る 規 程 ( 平 成 22 年 3 月 達 第 3 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 10 条 第 2 項 中 「 局 長 」 の 次 に 「 ( 教 育 委 員 会 事 務 局 に あ っ て は 、 教 育 次 長 。 以 下 同 じ 。 ) 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 19 号

庁 中 一 般

横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 会 議 規 程 ( 昭 和 58 年 12 月 達 第 33 号 ) の 一  
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 3 条 第 2 項 中 「 男 女 共 同 参 画 の 推 進 に 関 す る 施 策 の う ち 特 に 調  
整 を 要 す る 場 合 の 調 整 事 務 を 担 任 す る 副 市 長 」 を 「 市 長 」 に 改 め 、  
同 条 第 3 項 中 「 政 策 局 長 、 総 務 局 長 、 市 民 局 長 、 市 民 局 人 権 ・ 男 女  
共 同 参 画 担 当 理 事 、 経 済 局 長 、 こ ど も 青 少 年 局 長 、 健 康 福 祉 局 長 、  
消 防 局 長 、 教 育 長 、 人 事 委 員 会 事 務 局 長 及 び 会 長 が 指 定 す る 区 長 」  
を 「 副 市 長 、 局 長 、 会 長 が 指 定 す る 区 長 及 び そ の 他 会 長 が 指 定 す る  
職 員 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 4 項 と し 、 同 条 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項  
を 加 え る 。

3 副 会 長 は 、 男 女 共 同 参 画 の 推 進 に 関 す る 施 策 の う ち 特 に 調 整 を  
要 す る 場 合 の 調 整 事 務 を 担 任 す る 副 市 長 を も っ て 充 て る 。

第 4 条 の 見 出 し を 「 ( 会 長 等 の 職 務 ) 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「  
会 長 に 事 故 が あ る と き 、 」 を 「 副 会 長 は 会 長 を 補 佐 し 、 会 長 に 事 故  
が あ る と き 、 」 に 改 め 、 「 あ ら か じ め 会 長 の 指 定 す る 委 員 が 、 」 を  
削 り 、 同 項 を 同 条 第 3 項 と し 、 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 推 進 会 議 の 進 行 は 、 副 会 長 が 行 う こ と が で き る 。

第 6 条 第 3 項 中 「 市 民 局 人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 担 当 理 事 」 を 「 政 策  
局 女 性 活 躍 ・ 男 女 共 同 参 画 担 当 理 事 」 に 改 め 、 同 条 第 4 項 中 「 次 に  
掲 げ る 者 」 を 「 会 長 が 指 定 す る 職 員 」 に 改 め 、 同 項 第 1 号 か ら 第 17  
号 ま で を 削 る 。

第 8 条 中 「 市 民 局 」 を 「 政 策 局 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 20 号

庁 中 一 般

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 本 場、南 部 市 場 及 び 食 肉 市 場 に 勤 務 す る 職 員  
の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程（平 成 5 年 3 月 達 第 12 号）の 一 部 を 次 の よ  
う に 改 正 す る。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

題 名 中 「、南 部 市 場」を 削 る。

第 1 条 中 「、横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 南 部 市 場（以 下 「南 部 市 場」と  
い う。）」を 削 る。

第 3 条 第 2 項 中 「職 員（食 肉 市 場 に 勤 務 す る 職 員 を 除 く。）」を  
「本 場 に 勤 務 す る 職 員」に 改 め、同 条 第 3 項 中 「本 場 に 勤 務 す る 職  
員 に つ い て は」及 び 「、南 部 市 場 に 勤 務 す る 職 員 に つ い て は 南 部 市  
場 長 が」を 削 る。

別 表 第 1 中

「

そ の 他 の 職 員	月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で
	土 曜 日

」

を

「

本 場 に 勤 務 す る 職 員	月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で
	土 曜 日

」

に 改 め る。

附 則

こ の 達 は、平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

達 第 21 号

庁 中 一 般

横 浜 市 三 春 学 園 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 ( 平 成 3 年 3 月 達 第 6 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

別 表 を 次 の よう に 改 め る 。

別 表 ( 第 2 条 第 1 項 )

職 員 の 範 囲	勤 務 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間	勤 務 を 要 し な い 日
援 助 担 当 係 長、児 童 指 導 員 及 び 保 育 士	(1)	午 前 6 時 30 分 か ら 午 後 3 時 15 分 まで	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。	8 週 間 を 通 じ 16 日 と な る よう に あ ら か じ め 園 長 が 指 定 す る 日
	(2)	午 前 7 時 30 分 か ら 午 後 4 時 15 分 まで		
	(3)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 まで		
	(4)	午 後 零 時 45 分 か ら 午 後 9 時 30 分 まで		
	(5)	午 後 零 時 45 分 か ら 翌 日 午 前 零 時 15 分 まで 及 び 翌 日 午 前 6 時 15 分 か ら 午 後 零 時 15 分 ま だ	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 2 回 与 え る 。	
	(6)	午 後 零 時 45 分 か ら 翌 日 午 前 零 時 15 分 まで 及 び 翌 日 午 前 7 時 15 分 か ら 午 後 1 時 15 分 ま だ		
看 護 師	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 まで	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。	日 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 土 曜 日 ま で の 間 で あ ら か じ め 園 長 が 指 定 す る 1 日
	(2)	午 後 零 時 45 分 か ら 午 後 9 時		

		30 分 まで		
--	--	---------	--	--

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

達 第 22 号

庁 中 一 般

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 規 程 等 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

( 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 規 程 の 一 部 改 正 )

第 1 条 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 規 程 ( 昭 和 45 年 9 月 達 第 34 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 ( 食 肉 市 場 を 除 く 。 ) 」 を 「 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 本 場 及 び そ の 関 連 施 設 」 に 改 め る 。

第 2 条 中 表 を 次 の よう に 改 め る 。

名 称	位 置	所 管 区 域
横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 本 場 食 品 衛 生 検 査 所	横 浜 市 神 奈 川 区	横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 本 場 内 及 び そ の 関 連 施 設

第 3 条 中 「 及 び 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 南 部 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 ( 以 下 「 南 部 市 場 検 査 所 」 と い う 。 ) 」 を 削 る 。

第 3 条 第 11 号 の 次 に 次 の よう に 加 え る 。

(12) 食 品 表 示 法 第 15 条 の 規 定 に よ る 権 限 の 委 任 等 に 関 す る 政 令 ( 平 成 27 年 政 令 第 68 号 。 以 下 「 政 令 」 と い う 。 ) 第 7 条 第 1 項 第 1 号 か ら 第 3 号 ま で の 規 定 に よ る 所 管 区 域 内 の 食 品 関 連 事 業 者 等 に 係 る 指 示 、 命 令 及 び 公 表 に 関 す る こ と ( 同 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 栄 養 成 分 の 量 及 び 熱 量 そ の 他 の 国 民 の 健 康 の 増 進 を 図 る た め に 必 要 な 食 品 に 関 す る 表 示 の 事 項 と し て 内 閣 府 令 で 定 め る も の ( 以 下 「 内 閣 府 令 表 示 事 項 」 と い う 。 ) に 関 す る も の を 除 く 。 ) 。

(13) 政 令 第 7 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 の 規 定 に よ る 所 管 区 域 内 の 食 品 関 連 事 業 者 等 又 は 食 品 関 連 事 業 者 と そ の 事 業 に 関 し て 関 係 の あ る 事 業 者 か ら の 報 告 の 徴 収 及 び 物 件 の 提 出 に 関 す る こ と ( 内 閣 府 令 表 示 事 項 に 関 す る も の を 除 く 。 ) 。

(14) 政 令 第 7 条 第 1 項 第 6 号 の 規 定 に よ る 所 管 区 域 内 の 食 品 関 連 事 業 者 等 又 は 食 品 関 連 事 業 者 と そ の 事 業 に 関 し て 関 係 の あ る 事 業 者 に 関 す る 立 入 検 査 、 質 問 及 び 収 去 に 関 す る こ と ( 内 閣 府 令 表 示 事 項 に 関 す る も の を 除 く 。 ) 。

(15) 政 令 第 7 条 第 1 項 第 7 号 の 規 定 に よ る 所 管 区 域 内 の 食 品 関 連 事 業 者 等 に 係 る 申 出 及 び 調 査 に 関 す る こ と ( 内 閣 府 令 表 示 事 項 に 関 す る も の を 除 く 。 ) 。

第 4 条 第 2 項 を 削 り 、 同 条 第 3 項 中 「 及 び 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 南 部 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 ( 以 下 「 南 部 市 場 検 査 所 」 と い う 。 ) 」

を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び南部市場検査所」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「及び南部市場検査所長」及び「それぞれ」を削る。

第5条第2項中「若しくは南部市場検査所長」及び「それぞれ」を削る。

第6条第1項中「及び南部市場検査所長」を削り、「検査所」を「本場検査所」に改める。

第6条第1項第3号中「（本場検査所長（本場検査所に限る。）及び南部市場検査所長（南部市場検査所に限る。）を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第6条第1項第6号中「（欠勤を除く。）」を削る。

第6条第2項中「及び南部市場検査所長」を削る。

（横浜市衛生研究所処務規程の一部改正）

第2条 横浜市衛生研究所処務規程（昭和34年3月達第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「検査研究課」を「微生物検査研究課」に改める。

第2条中「検査研究課」を「微生物検査研究課」に改める。

第2条微生物検査研究課の項第7号中「衛生動物」を「衛生動物及び寄生虫」に改め、同項第9号中「関すること」の次に「（理化学検査研究課の主管に属さないもの。）」を加える。

第2条微生物検査研究課の項第10号から第18号までを削る。

第2条第9号の次に次の1号を加える。

(10) その他保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究に関すること（理化学検査研究課の主管に属さないもの。）。

第2条微生物検査研究課の項の次に次のように加える。

理化学検査研究課

(1) 食品及び食品添加物の理化学的試験、検査及び研究に関すること。

(2) 食器、調理器具及び容器包装等の理化学的試験、検査及び研究に関すること。

(3) 食品の栄養に関する試験、検査及び研究に関すること。

(4) 残留農薬及び食品汚染物質に関する試験、検査及び研究に関すること。

(5) 生活環境及び労働環境の衛生学的試験、検査及び研究に関すること。

(6) 家庭用品の衛生学的試験、検査及び研究に関すること。

(7) 医薬品及び化粧品等の試験、検査及び研究に関すること。

(8) 上水、下水等の衛生学的試験、検査及び研究に関すること

- 。
- (9) 食品衛生法による理化学的製品検査に関すること。
  - (10) その他保健衛生に関する理化学的試験、検査、調査及び研究に関すること。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。



達 第 23 号

庁 中 一 般

横 浜 市 食 品 衛 生 検 査 所 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程 ( 昭 和 55 年 12 月 達 49 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 1 条 中 「 及 び 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 南 部 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 」 を 削 る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 24 号

庁 中 一 般

横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程（平成19年3月達第13号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横 浜 市 長 林 文 子

第1条 別表1中、食品衛生課の部、部長専決事項の欄食品衛生法に関する事務の項第1号中「、横浜市中心卸売市場南部市場及び」を「及びその関連施設並びに」に改め、同欄同項第2号「、横浜市中心卸売市場南部市場及び」を「及びその関連施設並びに」に改め、同欄同項第3号中「横浜市中心卸売市場南部市場」を「その関連施設」に改める。

別表1中、食品衛生課の部、課長専決事項の欄食品衛生法に関する事務の項第1号中「、横浜市中心卸売市場南部市場及び」を「及びその関連施設並びに」に改める。

別表1中、食品衛生課の部、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に関する事務」の項の次に「食品表示法に関する事務」の項を加え部長専決事項の欄に次の3号を加える。

- (4) 政令第7条第1項第1号から第3号までの規定による命令及び公表に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中心卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中心卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。
- (5) 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件の提出に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中心卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中心卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。
- (6) 政令第7条第1項第6号の規定による立入検査、質問及び収去に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中心卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中心卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

別表1中、食品衛生課の部、課長専決事項の欄、食品表示法に関する事務の項に次の2号を加える。

- (3) 政令第7条第1項第1号の規定による指示に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中心卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中心卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。
- (4) 政令第7条第1項第7号の規定による申出及び調査に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中心卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中心卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

別表1中、食品衛生課の部、説明の項の欄、食品表示法に関する事務の項に次の3号を加える。

- (1) 「政令」とは食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令をいうものである。
- (2) 「内閣府令」とは食品表示法第6条第8項の規定によるアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令をいうものである。
- (3) 「内閣府令表示事項」とは、政令第7条ただし書の規定による栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものをいうものである。

別表2中「（神奈川県、西、中、保土ヶ谷、都筑及び栄以外）」を「（神奈川県、西、中、保土ヶ谷及び都筑以外）」に改める。

別表3中「（神奈川県、西、中、保土ヶ谷、都筑及び栄）」を「（神奈川県、西、中、保土ヶ谷及び都筑）」に改める。

別表2及び3中、福祉保健課の部、センター長専決事項の欄健康増進法に関する事務の項第9号中「、第32条第3項及び第32条の3第3項」を「及び第32条第3項」に改める。

別表2及び3中、福祉保健課の部、「人口動態調査令に関する事務」の項の次に「食品表示法に関する事務」の項を加え、センター長専決事項の欄に次の4号を加える。

- (10) 政令第7条第1項第1号から第3号までの規定による指示、命令及び公表に関すること（内閣府令表示事項に関するもの。）。
- (11) 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件の提出に関すること（内閣府令表示事項に関するもの。）。
- (12) 政令第7条第1項第6号の規定による立入検査、質問及び収去に関すること（内閣府令表示事項に関するもの。）。
- (13) 政令第7条第1項第7号の規定による申出及び調査に関すること（内閣府令表示事項に関するもの。）。

別表2及び3中、福祉保健課の部、説明の項の欄、食品表示法に関する事務の項に次の3号を加える。

- (1) 「政令」とは食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令をいうものである。
- (2) 「内閣府令」とは食品表示法第6条第8項の規定によるアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令をいうものである（以

下この表中同じ。)。

- (3) 「内閣府令表示事項」とは、政令第7条ただし書の規定による栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものをいうものである(以下この表中同じ。)

別表2及び3中、生活衛生課の部、センター長専決事項の欄医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第16号中「及び第24条」を「、第24条及び第39条」に、「及び医薬品」を「、医薬品」に改め、「同じ。)」の次に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を加え、同欄同項第17号中「第7号及び第13号」を「第5号及び第8号」に改め、同欄同項第20号中「別表第53項第18号」を「別表第53項第13号」に改め、同欄同項第21号中「別表第53項第19号及び第20号」を「別表第53項第14号及び第15号」に改め、同欄同項第24号中「別表第53項第21号」を「別表第53項第16号」に改め、同欄同項第26号中「別表第53項第22号及び第23号」を「別表第53項第17号及び第18号」に改め、同欄同項第27号中「別表第53項第24号」を「別表第53項第19号」に改め、同欄同項第29号中「別表第53項第25号」を「別表第53項第20号」に改め、同欄同項第30号中「別表第53項第26号」を「別表第53項第21号」に改め、同欄同項第31号を削り、同欄同項第31号の2中「別表第53項第11号及び第12号」を「別表第53項第6号及び第7号」に改め、同号を第31号とする。

別表2及び3中、生活衛生課の部、課長専決事項の欄医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第23号中「法第38条第1項」の次に「並びに第40条第1項及び第2項」を加え、「、第9号、第10号及び第14号」を「及び第9号」に改め、同欄同項第31号を削り、同欄同項第30号を第31号とし、同欄同項第29号中「別表第53項第32号」を「別表第53項第27号」に改め、同号を第30号とし、同欄同項第28号中「別表第53項第27号から第31号」を「別表第53項第22号から第26号」に改め、同号を第29号とし、同欄同項第27号を第28号とし、第26号の次に次の1号を加える。

- (27) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び貸与業の届出の受理に関すること。

別表2及び3中、生活衛生課の部、課長専決事項の欄医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第32号中「別表第53項第15号から第17号」を「別表第53項第10号から第12号」に改め、同欄同項第33号中「別表第53項第33号から第35号」を「別表第53項第28号から第30号」に改め

、同欄同項第33号の2中「別表第53項第36号」を「別表第53項第31号」に改め、同欄同項第33号の3中「別表第53項第37号」を「別表第53項第32号」に改める。

別表2及び3中、生活衛生課の部、センター長専決事項の欄食品衛生法に関する事務の項第36号及び第38号中「、横浜市中央卸売市場南部市場及び」を「及びその関連施設並びに」に改め、同欄同項第40号、第41号、同欄神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例に関する事務の項第69号、第70号、第71号及び同欄魚介類行商等に関する条例に関する事務の項第73号中「横浜市中央卸売市場南部市場」を「その関連施設」に改める。

別表2及び3中、生活衛生課の部、課長専決事項の欄食品衛生法に関する事務の項第44号中「、横浜市中央卸売市場南部市場及び」を「及びその関連施設並びに」に改める。

別表2及び3中、生活衛生課の部、課長専決事項の欄魚介類行商等に関する条例に関する事務の項第80号及び同欄神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に関する事務の項第134号中「横浜市中央卸売市場南部市場」を「その関連施設」に改める。

別表2及び3中、生活衛生課の部、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に関する事務」の項の次に「食品表示法に関する事務」の項を加え、センター長専決事項の欄に次の3号を加える。

(133) 政令第7条第1項第1号から第3号までの規定による命令及び公表に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

(134) 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件の提出に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

(135) 政令第7条第1項第6号の規定による立入検査、質問及び収去に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

別表2及び3中、生活衛生課の部、課長専決事項の欄、その他の項第136号を第138号とし、食品表示法に関する事務の項に次の2号を加える。

(136) 政令第7条第1項第1号の規定による指示に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中央卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中央卸売市場食肉

市場に係るものを除く。 ) 。

(137) 政令第7条第1項第7号の規定による申出及び調査に関すること（内閣府令表示事項に関するものを除く。）（横浜市中心卸売市場本場及びその関連施設並びに横浜市中心卸売市場食肉市場に係るものを除く。）。

別表2及び3中、生活衛生課の部、説明の項の欄、食品表示法に関する事務の項に、「「政令」とは食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令をいうものである。」を加える。

第2条 別表2及び3中、生活衛生課の部、課長専決事項の欄医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第34号から第36号までを削り、第37号から138号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この達中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年5月31日から施行する。

達 第 25 号

庁 中 一 般

横 浜 市 環 境 管 理 計 画 推 進 会 議 設 置 規 程 ( 平 成 8 年 9 月 達 第 10 号 )  
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 3 条 第 3 項 中 「 病 院 経 営 局 長 」 を 「 病 院 経 営 本 部 長 」 に 改 め る  
。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 26 号

庁 中 一 般

横 浜 市 電 気 工 作 物 保 安 規 程 ( 昭 和 48 年 8 月 達 第 33 号 ) の 一 部 を 次  
の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 1 条 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。



達 第 27 号

庁 中 一 般

横 浜 市 輸 送 事 務 所 設 置 規 程 ( 昭 和 38 年 10 月 横 浜 市 達 第 18 号 ) は 、  
平 成 27 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 長      林                      文      子

---

## 消 防 局

---

### 消 防 局 告 示 第 1 号

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 第 72 条 の 2 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 祭  
礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外で  
の催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 （ 昭 和 48 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 70 号 ） 第 72 条 の  
2 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 祭 礼、 縁 日、 花 火 大 会 そ の 他 の 多 数 の 者 の  
集 合 す る 屋 外 で の 催 し の う ち、 大 規 模 な も の と し て 消 防 長 が 定 め る  
要 件 を 次 の と お り 定 め、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 消 防 局 長 荒 井 守

大 規 模 な 催 し が 開 催 可 能 な 公 園、 河 川 敷、 道 路 そ の 他 の 場 所 を 会  
場 と し て 1 日 当 たり 10 万 人 以 上 の 人 出 が 予 想 さ れ、 か つ、 催 し を 主  
催 す る 者 が 出 店 を 認 め る 露 店 等 の 数 が 100 店 舗 を 超 え る も の

消 防 局 達 第 10 号

横 浜 市 消 防 局 、 消 防 署 係 設 置 規 程 ( 昭 和 37 年 8 月 消 防 局 達 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 消 防 局 長 荒 井 守

第 2 条 第 1 号 中

「 総 務 課 庶 務 係 消 防 団 係 経 理 係 」

を

「 総 務 課 庶 務 係 経 理 係 」

に、

「 施 設 課 施 設 係 車 両 係 」

を

「 施 設 課 施 設 係 車 両 係  
消 防 団 課 消 防 団 係 」

に、

「 予 防 部 」

を

「 予 防 部  
予 防 課 予 防 係 調 査 係 」

に、

「 警 防 課 警 防 係 対 策 係 訓 練 救 助 係 」

を

「 警 防 課 警 防 係 計 画 係 対 策 係 訓 練 救 助 係 」

に、

「 司 令 課 シ ス テ ム 管 理 係 司 令 第 一 係 司 令 第 二 係 司 令 第 三 係  
計 画 課 計 画 係 調 査 係 」

を

「 司 令 課 シ ス テ ム 管 理 係 司 令 第 一 係 司 令 第 二 係 司 令 第 三 係 」

に、

「 司 令 課 シ ス テ ム 管 理 係 司 令 第 一 係 司 令 第 二 係 司 令 第 三 係 」

に 改 め る 。

第 3 条 第 1 号 の 表 中

「

	消 防 団 係	1	消 防 団 に 関 す る こ と 。
		2	消 防 作 業 等 従 事 者 及 び 防 災 訓 練 参 加 者 の 災 害 補 償 に 関 す る こ と 。

」

を 削 り、

予防部 指導課	車両係	1 消防用車両、船舶等の選定、取得、配置、管理及び処分に関すること。
	危険物係	1 危険物行政に係る調査及び企画に関すること。

を  
「

消防団課	車両係	1 消防用車両、船舶等の選定、取得、配置、管理及び処分に関すること。
	消防団係	1 消防団の組織に関すること。
		2 消防団制度の調査研究及び企画に関すること。
		3 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関すること。
		4 消防団員の退職報償金に関すること。
		5 消防団員の服制に関すること。
		6 消防団員等の公務災害等補償及び賞じゅつに関すること。
		7 消防団員の福利厚生及び健康管理に関すること。
		8 消防団施設の設置及び管理に関すること。
		9 消防団の車両、装備等に関すること。
10 消防団員の訓練、研修等に関すること。		
予防部 予防課	予防係	1 災害予防施策に関すること。
		2 市民に対する防災指導の普及に関すること。
		3 火災予防に係る連絡調整に関すること。
		4 市民防災の日に関すること。
		5 火災予防に係る普及啓発に関すること。
		6 地域防災組織の育成及び指導に関すること。

指 導 課	調 査 係	7 家庭防災員等に関する事
		8 防火管理に係る講習に関する事
		9 事業所の自衛消防等の育成及び指導に関する事
		10 消防関係資料の管理に関する事
		11 公益社団法人横浜市防火防災協会に関する事
		12 部内他の課、係の主管に属しない事
	危 険 物 係	1 火災等の調査に関する事
		2 火災の分析及び記録に関する事
		3 調査技術の研究及び指導に関する事
		4 火災の情報に関する事
		5 火災統計に関する事
		1 危険物行政に係る調査及び企画に関する事

に、  
「

- 3 警防用資機材に関する事。（他の課の主管に属するものを除く。）
- 4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び石油コンビナート等災害防止法に基づく消防活動に関する事。

を  
「

- 3 警防資機材に関する事。（他の課の主管に属するものを除く。）
- 4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく消防活動に関する事。

に、  
「

6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

を  
「

計画係

- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。
- 1 警防計画に関する事。
- 2 消防水利に関する事。
- 3 防火水槽の設置及び維持管理に関する事。
- 4 横浜市危機管理指針に基づく消防に係る計画の原案作成に関する事。
- 5 消防相互応援協定及び協約に関する事。
- 6 緊急消防援助隊に関する事。

に、  
「

3 救助統計に関する事。

を  
「

- 3 石油コンビナート等災害防止法に基づく消防活動に関する事。
- 4 消防隊の活動技術に係る調査研究及び指導に関する事。
- 5 特殊災害の消防活動に関する事。

に、  
「

6 救助技術の指導に関する事。

を  
「

6 救助技術の指導に関する事。

に改め、  
「  
7 救助統計に関すること。」

計画課	計画係	1 警防計画に関すること。
		2 消防水利に関すること。
		3 防火水槽の設置及び維持管理に関すること。
		4 横浜市危機管理指針に基づく消防に係る計画の原案作成に関すること。
		5 消防相互応援協定及び協約に関すること。
	調査係	6 課内の庶務に関すること。
		1 火災その他の災害の調査に関すること。
		2 災害の分析及び記録に関すること。
		3 調査技術の研究及び指導に関すること。
		4 災害の情報に関すること。
	5 消防統計（救急及び救助統計を除く。）に関すること。	

を削り、同条第2号の表中

「  
8 警防用資機材に関すること。」

を  
「  
8 警防資機材に関すること。」

に、  
「  
4 り災証明等に関すること。」

を  
「  
4 罹災証明等に関すること。」

に改める。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市消防局、消防署係設置規程（以下「旧規程」という。）の規定による次表の左欄に掲げる係の係長に補せられ、又はこれらの係に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、この達による改正後の横浜市消防局、消防署係設置規程（以下「新規程」という。）の規定による次表の右欄に掲げる係の係長に補せられ、又はこれらの係に勤務を命ぜられたものとする。

部 課 等		係 等	部 課 等		係 等
総務部	総務課	消防団係	総務部	消防団課	消防団係
警防部	計画課	計画係	警防部	警防課	計画係
		調査係	予防部	予防課	調査係

- 3 旧規程の規定による前項の表左欄に掲げる係の分掌する事務事業、職員の服務その他についてなされた手続その他の行為は、別段の定めのない限り、新規程の規定による前項の表右欄に掲げる係の分掌する事務事業、職員の服務その他についてなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。



病院経営局

病院経営局告示第1号






公印の新調、改刻及び廃止


次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。

平成27年3月31日



横浜市病院事業管理者 高橋俊毅

1 新調




公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市医療局病院経営本部印	平成27年4月1日	 (方21ミリメートル)
横浜市医療局病院経営本部長印	平成27年4月1日	 (方21ミリメートル)
横浜市病院事業管理者印 (市民病院契約事務専用)	平成27年4月1日	 (方21ミリメートル)
横浜市医療局病院経営本部金銭企業出納員印	平成27年4月1日	 (方21ミリメートル)
横浜市医療局病院経営本部金銭分任企業出納員印 (市民病院専用)	平成27年4月1日	 (方21ミリメートル)

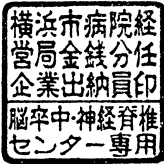


横浜市医療局病院経営本部 金銭分任企業出納員印 (脳卒中・神経脊髄センター専用)	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
--	--------------------	--

2 改刻

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横浜市立市民病院印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市立市民病院長印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

3 廃止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横浜市病院経営局印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市病院経営局長印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市病院経営局金銭企業 出納員印	平成 27 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

<p>横浜市病院経営局金銭分 任企業出納員印（脳卒中 ・神経脊椎センター専用 ）</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日</p>	 <p>（方 21 ミリメートル）</p>
<p>横浜市立市民病院印</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日</p>	 <p>（方 29 ミリメートル）</p>
<p>横浜市立市民病院長印</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日</p>	 <p>（方 21 ミリメートル）</p>

## 病 院 経 営 局 告 示 第 2 号

横 浜 市 病 院 経 営 局 出 納 取 扱 金 融 機 関 の 指 定 の 一 部 改 正

横 浜 市 病 院 経 営 局 出 納 取 扱 金 融 機 関 の 指 定 ( 平 成 17 年 4 月 病 院 経 営 局 告 示 第 3 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者 高 橋 俊 毅

題 名 を 次 の よう に 改 め る。

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 出 納 取 扱 金 融 機 関 の 指 定

「 横 浜 市 病 院 経 営 局 出 納 取 扱 金 融 機 関 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 出 納 取 扱 金 融 機 関 」 に 改 め る。

## 病 院 経 営 局 告 示 第 3 号

横浜市病院経営局収納取扱金融機関等の指定の一部改正  
横浜市病院経営局収納取扱金融機関等の指定（平成17年4月病院  
経営局告示第4号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日  
から施行する。

平成27年3月31日

横浜市病院事業管理者 高 橋 俊 毅

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定  
「横浜市病院経営局収納取扱金融機関」を「横浜市医療局病院経  
営本部収納取扱金融機関」に改める。

病 院 経 営 局 告 示 第 4 号

病 院 経 営 局 事 業 所 等 の 開 庁 時 間 の 一 部 改 正

病 院 経 営 局 事 業 所 等 の 開 庁 時 間 （ 平 成 19 年 3 月 病 院 経 営 局 告 示 第  
2 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る

。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者 高 橋 俊 毅

題 名 を 次 の よ う に 改 め る 。

医 療 局 病 院 経 営 本 部 事 業 所 等 の 開 庁 時 間

「 病 院 経 営 局 事 業 所 等 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 事 業 所 等 」 に 改  
め る 。

横浜市病院経営局公示令達規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市病院事業管理者 高橋俊毅

病院経営局規程第1号

横浜市病院経営局公示令達規程等の一部を改正する規程

(横浜市病院経営局公示令達規程の一部改正)

第1条 横浜市病院経営局公示令達規程(平成17年3月病院経営局規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部公示令達規程

第1条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 公示

ア 医療局病院経営本部規程

イ 医療局病院経営本部告示

ウ 医療局病院経営本部公告

(2) 令達

ア 医療局病院経営本部達

イ 医療局病院経営本部指令

第4条1項中「病院経営局指令」を「医療局病院経営本部指令」に改め、同条第2項中「総務部総務課」を「病院経営部総務課」に改め、同条第4項中「横浜市病院経営局行政文書管理規程」を「横浜市医療局病院経営本部行政文書管理規程」に改める。

(横浜市病院経営局行政文書管理規程の一部改正)

第2条 横浜市病院経営局行政文書管理規程(平成17年3月病院経営局規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部行政文書管理規程

第1条中「横浜市病院経営局(以下「局」という。)」を「横浜市医療局病院経営本部(以下「本部」という。)」に改める。

第2条第1項中「局」を「本部」に改め、同条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政情報マネジメント課長」に改める。

第5条第1項中「局」を「本部」に改め、同条第2項中「総務部総務課長」を「病院経営部総務課長」に改める。

第7条中「局」を「本部」に改める。

第10条第4項、第12条及び第14条中「総務部長」を「病院経営部長」に改める。

別表中「局内部」を「本部内部」に改める。

(横浜市病院経営局公印規程の一部改正)

第3条 横浜市病院経営局公印規程(平成17年3月病院経営局規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部公印規程

第1条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

第4条第2項の表を次のように改める。

公 印	管 守 者	管 守 場 所	
		執 務 時 間 中	執 務 時 間 外
本部印、病院事業管理者印、病院事業管理者職務代理者印及び本部長印	病院経営部総務課長	病院経営部総務課	管守者の指定する場所
辞令専用病院事業管理者印、職員証用刷込専用病院事業管理者印	病院経営部人事課長	病院経営部人事課	同上
市民病院印	市民病院管理部医事課長	市民病院管理部医事課	同上
市民病院長印及び市民病院契約事務専用病院事業管理者印	市民病院管理部総務課長	市民病院管理部総務課	同上
医事課事務専用市民病院長印	市民病院管理部医事課長	市民病院管理部医事課	同上
脳卒中・神経脊椎センター印	脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課長	脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課	同上
脳卒中・神経脊椎センター病院長印及び脳卒中・神経脊椎センター契約事務専用病院事業管理者印	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課長	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課	同上
金銭企業出納員印	病院経営部病院経営課長	病院経営部病院経営課	同上



金銭分任企業出納員印（市民病院専用）	市民病院経営企画部経営企画課長	市民病院経営企画部経営企画課	同上
金銭分任企業出納員印（脳卒中・神経脊椎センター専用）	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課長	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課	同上

第6条第1号中「横浜市病院経営局行政文書管理規程」を「横浜市医療局病院経営本部行政文書管理規程」に改める。

第9条第1項中「総務部総務課長」を「病院経営部総務課長」に改める。

第10条第2項第1号中、「局印」を「本部印」に、「局長印」を「本部長印」に改める。

（横浜市病院経営局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正）

第4条 横浜市病院経営局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

（横浜市病院経営局事務分掌規程の一部改正）

第5条 横浜市病院経営局事務分掌規程（平成17年3月病院経営局規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程

第1条中「病院経営局（以下「局」という。）」を「医療局病院経営本部（以下「本部」という。）」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

本部の組織は、次のとおりとする。

病院経営部

総務課

病院経営課

人事課

再整備部

再整備課

市民病院

医療安全管理室

患者総合サポートセンター

がんセンター

感 染 管 理 室  
経 営 企 画 部  
    経 営 企 画 課  
管 理 部  
    総 務 課  
    医 事 課  
サ ー ビ ス 向 上 推 進 部  
    サ ー ビ ス 向 上 推 進 課  
再 整 備 部  
    再 整 備 課  
救 命 救 急 セ ン タ ー  
消 化 器 病 セ ン タ ー  
炎 症 性 腸 疾 患 セ ン タ ー  
内 視 鏡 セ ン タ ー  
母 子 医 療 セ ン タ ー  
婦 人 科 内 視 鏡 手 術 セ ン タ ー  
心 臓 血 管 セ ン タ ー  
外 来 化 学 療 法 室  
臨 床 研 究 部  
診 療 科  
    腎 臓 内 科、糖 尿 病 リ ウ マ チ 内 科、血 液 内 科、腫 瘍 内 科、神  
経 内 科、呼 吸 器 内 科、消 化 器 内 科、循 環 器 内 科、小 児 科、消  
化 器 外 科、炎 症 性 腸 疾 患（I B D）科、乳 腺 外 科、整 形 外 科  
、形 成 外 科、脳 神 経 外 科、救 急 脳 神 経 外 科、呼 吸 器 外 科、心  
臓 血 管 外 科、皮 膚 科、泌 尿 器 科、産 婦 人 科、眼 科、耳 鼻 咽 喉  
科、神 経 精 神 科、リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科、放 射 線 診 断 科、放  
射 線 治 療 科、麻 醉 科、歯 科 口 腔 外 科、感 染 症 内 科、救 急 総 合  
診 療 科、病 理 診 断 科、緩 和 ケ ア 内 科  
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 部  
臨 床 工 学 部  
栄 養 部  
手 術 部  
輸 血 部  
画 像 診 断 部  
検 査 部  
薬 剂 部  
看 護 部  
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー  
医 療 安 全 管 理 室  
管 理 部

総務課  
 医事課  
 地域連携総合相談室  
 脳卒中・神経疾患センター  
 脊椎脊髄疾患センター  
 臨床研究部  
 診療科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、  
 脳神経外科、脊椎脊髄外科、脳神経血管内治療科、リハビリ  
 テーション科、放射線科、麻酔科  
 リハビリテーション部

画像診断部

検査部

薬剤部

栄養部

看護部

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条（見出しを含む。）中「総務部」を「病院経営部」に改める。

第4条総務課の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 財産管理に関すること。

第4条経営経理課の項中「経営経理課」を「病院経営課」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 病院事業に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 病院事業に係る基本計画の立案及び進行管理に関すること

。

第4条病院経営課の項中第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) みなと赤十字病院の指定管理に関すること。

第4条病院経営課の項に次の1号を加える。

(8) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関すること。

第4条人事課の項を次のように改める。

人事課

(1) 人事及び組織に関すること。

(2) 職員の任免、分限、賞罰、その他身分取扱に関すること。

(3) 職員の表彰に関すること。

(4) 職員の人事交流に関すること。

(5) 職員の給与、勤務時間その他労働条件に関すること。

- (6) 職員の退職手当、退職年金等に関する事。
- (7) 団体交渉、労働協約及び職員の苦情処理に関する事。
- (8) 横浜市職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (9) 職員の福利厚生に関する事。
- (10) 職員の労働安全、衛生管理及び公務災害補償に関する事。
- (11) 職員の研修及び人材育成に関する企画、立案、調査、研究、実施、指導等に関する事。
- (12) 看護職員の採用、教育、研修に関する事。

第5条を次のように改める。

(再整備部の事務分掌)

第5条 再整備部の事務分掌は、次のとおりとする。

再整備課

- (1) 市民病院の再整備に関する事。

第6条 患者総合相談室の項中「患者総合相談室」を「患者総合サポートセンター」に改め、同項第4号中「患者の転院」を「患者の入退院及び転院」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項の次に次のように加える。

がんセンター

- (1) がん診療提供体制の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (2) がん検診事業の管理運営等に関する事。
- (3) がん登録情報の管理運用に関する事。
- (4) がん相談に関する事。

第6条 中医療情報室の項を削り、同条管理部の項の前に次のように加える。

経営企画部

経営企画課

- (1) 病院経営戦略の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 収入及び支出の手續に関する事。
- (4) その他経理に関する事。
- (5) 診療報酬収入情報の抽出、分析及び活用に関する事。
- (6) 臨床指標に関する事。
- (7) 医療材料費用等の抽出及び分析に関する事。
- (8) 契約に関する事。
- (9) 物品の購入及び保管並びに不用品の処分に関する事。
- (10) 物品等搬送契約の管理に関する事。

第6条 管理部の項 総務課の部を次のように改める。

総務課

- (1) 文書に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 院内の事務の連絡調整に関すること。
- (4) 病院の広報に関すること。
- (5) 業務改善に関すること。
- (6) 病院の広聴に関すること。
- (7) 診療材料器材の洗浄、滅菌、管理等に関すること。
- (8) 職員の給与その他の労務に関すること。（人事課の主管に属するものを除く。）
- (9) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。（人事課の主管に属するものを除く。）
- (10) 職員の研修に関すること。（人事課の主管に属するものを除く。）
- (11) 施設認定に関すること。
- (12) 土地、建物、設備及び工作物の管理に関すること。
- (13) 施設及び宿舍等の維持管理に関すること。
- (14) 業務運営契約の管理に関すること。
- (15) 施設管理運営契約の管理に関すること。
- (16) 修繕工事の施工に関すること。
- (17) 他の部、科、課、室及びセンターの主管に属しないこと。

第6条管理部の項経営経理課の部及び人事課の部を削り、医事課の部を次のように改める。

医事課

- (1) 医事業務に係る運営企画及び調整に関すること。
- (2) 医事紛争等の調整に関すること。
- (3) その他医事に関すること。
- (4) 診療報酬請求に関すること。
- (5) 診療報酬収入情報の抽出及び分析に関すること。
- (6) 施設基準に関する届出及び報告に関すること。
- (7) 患者の受付等及び入退院に関すること（他の部、課、室及びセンターの主管に属するものを除く。）
- (8) 診療に係る契約に関すること。
- (9) 診療収入その他収入金の調定及び納入通知に関すること。
- (10) 診療収入その他収入金の収納、減免、滞納整理に関すること。
- (11) 患者の諸証明に関すること。
- (12) 診療情報の管理運用に関すること。
- (13) 医療情報システムの管理運用に関すること。
- (14) 院内の情報化に関すること。

第6条管理部の項の次に次のように加える。

## サービス向上推進部

## サービス向上推進課

- (1) 患者サービスに関わる企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 意識調査に関すること。

第6条再整備担当の項を次のように改める。

## 再整備部

## 再整備課

- (1) 市民病院の再整備に関すること。

第6条内視鏡センターの項の次に次のように加える。

## 母子医療センター

- (1) 母子医療センターにおける患者の診療に関すること。
- (2) 母子医療センターの運営に関すること。

第6条婦人科内視鏡手術センターの項の次に次のように加える

。

## 心臓血管センター

- (1) 心臓血管センターにおける患者の診療に関すること。
- (2) 心臓血管センターの運営に関すること。

第6条手術部の項の次に次のように加える。

## 輸血部

- (1) 輸血血液の管理及び検査に関すること。

第6条看護部の項第2号中「入院患者」を「患者及び検診者」に、同項第4号中「病棟・病室」を「病棟、病室、外来及び検診室」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条中がん検診センターの項を削る。

第7条管理部の項総務課の部を次のように改める。

## 総務課

- (1) 文書に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) センター内の事務の連絡調整に関すること。
- (4) センターの広報に関すること。
- (5) センターの広聴に関すること。
- (6) 職員の給与その他労務に関すること。（人事課の主管に属するものを除く。）
- (7) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。（人事課の主管に属するものを除く。）
- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) 施設認定に関すること。
- (10) 土地、建物、設備及び工作物の管理に関すること。
- (11) 施設等の維持管理に関すること。

- (12) 修繕工事の施工に関する事。
- (13) 経営情報の抽出・分析・活用及び発信に関する事。
- (14) 予算及び決算に関する事。
- (15) 収入及び支出の手續に関する事。
- (16) その他経理に関する事。
- (17) 契約に関する事。
- (18) 物品の購入及び保管並びに不用品の処分に関する事。
- (19) 診療材料器材の洗浄、滅菌、管理等に関する事。
- (20) 生命維持管理装置等の操作、管理及び保守点検に関する事。
- (21) その他医療機器の管理及び保守点検に関する事。
- (22) 脳卒中・神経脊椎センターに附置された介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の指定管理に関する事（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。
- (23) 他の部、科、課、室及びセンターの主管に属しない事。

第9条第1項中「局に局長」を「本部に副本部長」に改め、「及び副本部長」を削り、同条第2項中「病院長」の次に「、担当理事」を、「副室長」の次に「、患者総合サポートセンター」を加え、「救命救急センター」の次に「、母子医療センター、婦人科内視鏡手術センター及び心臓血管センターにセンター長及び副センター長、がんセンター」を加え、「、内視鏡センター及び婦人科内視鏡手術センター」を「及び内視鏡センター」に改め、「科長」の次に「、輸血部」を加え、「、がん検診センターに所長」を削り、同条第5項中「、担当副室長」を削り、同条第6項中「局長」を「副本部長」に改め、「、副本部長」及び「、所長」を削り、「センター長」の次に「、副センター長」を加え、「、担当副室長」を削り、同条第7項中「総務部長等」を「担当理事等」に改め、同条中第8項を削る。

第11条中「局長」を「副本部長」に改める。

第12条第1項中「局長」を「副本部長」に改め、同条第2項中「局長」を「副本部長」に、「副本部長」を「病院経営部長」に改め、同条第3項中「局長」を「副本部長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

市民病院担当理事	市民病院管理部長
市民病院副病院長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター副病院長	脳卒中・神経脊椎センター部長のうち病院事業管理者が指定する者

市民病院医療安全管理室長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター医療安全管理室長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院患者総合サポートセンター副センター長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院消化器病センター長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院炎症性腸疾患センター長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床研究部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院リハビリテーション部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床工学部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院栄養部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院看護部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院経営企画部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院サービス向上推進部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター脳卒中・神経疾患センター長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター脊椎脊髄疾患センター長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター臨床研究部長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センターリハビリテーション部長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者



脳卒中・神経脊椎センター薬剤部長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター栄養部長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター看護部長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院患者総合サポートセンター担当部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当部長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院救命救急センター副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床研究部担当課長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院輸血部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院経営企画担当課長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当副部長	市民病院看護部担当課長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当課長	市民病院技師長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当係長（緩和ケア担当）	市民病院看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当係長（化学療法室担当）	市民病院看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当係長（がん検診・相談担当）	市民病院看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター担当係長（相談担当）	脳卒中・神経脊椎センター看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者

（横浜市病院経営局事務決裁規程の一部改正）

第6条 横浜市病院経営局事務決裁規程（平成17年3月病院経営局規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部事務決裁規程

第1条中「局長」を「副本部長」に改める。

第2条第8号中「、計画推進担当課長、再整備担当課長」を削り、「副室長」の次に「、患者総合サポートセンター担当課長、がんセンター担当課長、副センター長（患者総合サポートセンター副センター長を除く。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第7号中「、計画推進担当部長、再整備担当部長」を削り、「副センター長、」を「センター長（患者総合サポートセンター長を除く。）、患者総合サポートセンター副センター長及び」に改め、「及びがん検診センター所長」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 本部 病院経営部及び再整備部をいう。

第3条中「局長」を「副本部長」に、「局長等」を「副本部長等」に改める。

第4条中「局長等」を「副本部長等」に改める。

第7条中「局長等」を「副本部長等」に、「横浜市病院経営局事務分掌規程」を「横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程」に改める。

第9条（見出しを含む。）、第12条及び第14条中「局長」を「副本部長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 病院事業の基本事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 (本部の部長に限る。)	課長専決事項 (本部の課長に限る。)	病院長専決事項	部長専決事項 (病院の部長に限る。)	課長専決事項 (病院の課長に限る。)
(1) 病院事業の基本方針の決定に関する事 こと。						
(2) 事務事業の計画の樹立及び執行に関する事 こと。						
(3) 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出に関する事 こと。						
(4) 市会議長あてに提出された請願、陳情等の処理に関する事 こと。	(1) 病院事業管理者決裁を必要としない請願、陳情等の処理に関する事 こと。					
			(1) 軽易な請願、陳情等市民からの広聴事案（病院に関			(1) 軽易な請願、陳情等市民からの広聴事案（病院に関

			するものを除く。)の処理に関すること。			するものに限る。)の処理に関すること。
(5) 附属機関等に対する諮問に関すること。						

2 文書等に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 (本部の部長に限る。)	課長専決事項 (本部の課長に限る。)	病院長専決事項	部長専決事項 (病院の部長に限る。)	課長専決事項 (病院の課長に限る。)
(1) 企業管理規程の制定及び改廃に関すること。						
	(1) 告示及び公告に関すること。	(1) 軽易な告示、公告その他公示に関すること。	(1) 部長決裁を必要としない軽易又は定例の告示、公告その他公示に関すること。			
(2) 達及び通達の制定及び改廃に関すること。	(2) 要綱及び要領の制定及び改廃に関すること。			(1) 病院の事項に関する要綱及び要領の制定及び改廃に関すること。		
(3) 重要な申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。	(3) 申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。	(2) 軽易な申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等(病院の申請、報告、届出、通知、照会、回答等を除く。)に関すること。	(2) 部長決裁を必要としない軽易又は定例の申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。	(2) 病院の事項に関する申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。	(1) 病院の事項に関する軽易又は定例の申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。	(1) 病院の事項に関する部長決裁を必要としない軽易又は定例の申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。
			(3) 公簿及び公文書(病院の公簿及び公文書を除く。)の閲覧に関すること。			(2) 公簿及び公文書(病院の公簿及び公文書に限る。)の閲覧に関すること。
			(4) 諸証明(病院の諸証明を除く。)に関すること。			(3) 諸証明(病院の諸証明に限る。)に関すること。
(4) 審査請求その他の不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。						

3 人事に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 (本部の部長に限る。)	課長専決事項 (本部の課長に限る。)	病院長専決事項	部長専決事項 (病院の部長に限る。)	課長専決事項 (病院の課長に限る。)
(1) 医師及び医師以外の係長(これと同等の職にある者を含む。以下同じ。)以上の職員の任免(懲戒及び分	(1) 医師以外の職員(係長以上の職員を除く。)の任免(懲戒及び分限に関するものを除く。)に関すること					

限に関するもの(を除く。)に関すること。	。					
	(2) 法令の規定により特別の資格又は職名を必要とする者の任免に関すること。					
(2) 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職職員の任免及び給与に関すること。						
	(3) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職職員(病院の特別職職員を除く。)の任免及び給与に関すること。			(1) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職職員(病院の特別職職員に限る。)の任免及び給与に関すること。		
			(1) 職員の昇格及び昇給に関すること(人事課長)。			
(3) 係長以上の職員の異動その他の人事に関すること。	(4) 職員(係長以上の職員を除く。)の異動その他の人事(病院の内部において行うものを除く。)に関すること。			(2) 病院の内部において行う職員(係長以上の職員を除く。)の異動その他の人事に関すること。		
(4) 職員の懲戒及び分限(病気休職を除く。)に関すること。						
	(5) 副本部長(これと同等の職にある者を含む。以下同じ。)及び部長(これと同等の職にある者を含む。以下同じ。)の病気休職及び復職に関すること。	(1) 課長(これと同等の職にある者を含む。以下同じ。)及び係長の病気休職及び復職に関すること(病院経営部長)。	(2) 職員(係長以上の職員を除く。)の病気休職及び復職に関すること(人事課長)。			
	(6) 職員(病院の職員を除く。)の育児休業及び育児短時間勤務に関すること。			(3) 職員(病院の職員に限る。)の育児休業及び育児短時間勤務に関すること。		
	(7) 職員(病院の職員を除く。)の自己啓発等休業に関すること。			(4) 職員(病院の職員に限る。)の自己啓発等休業に関すること。		
	(8) 副本部長及び部長(病院	(2) 課長(病院の課長を除く	(3) 係長以下の職員(病院の	(5) 病院長及び部長(病院の	(1) 課長(病院の課長に限る	(1) 係長以下の職員(病院の

	の部長を除く。 。)の部分休業に関する こと。	。)の部分休業に関する こと(病院経営 部長)。	係長以下の職 員を除く。)の 部分休業に関 すること(人 事課長)。	部長に限る。 。)の部分休業 に関する こと。	。)の部分休業 に関する こと(管理部長 )。	係長以下の職 員に限る。)の 部分休業に関 すること(総 務課長)。
	(9) 職員の服 務に関する こと。					
	(10) 副本部長の 職務に専念す る義務の免除 (病院長の軽 易なものを除 く。)に関す ること。	(3) 部長及び課 長の職務に専 念する義務の 免除に関する こと(病院経 営部長)。	(4) 係長以下の 職員の職務に 専念する義務 の免除(軽易 なものを除く 。)に関する こと(人事課 長)。			
		(4) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長を 除く。)の軽 易な職務に専 念する義務の 免除に関する こと。	(5) 係長以下の 職員(病院の 職員を除く。 。)の軽易な職 務に専念する 義務の免除に 関すること。	(6) 病院長の軽 易な職務に専 念する義務の 免除に関する こと。	(2) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長に 限る。)の軽 易な職務に専 念する義務の 免除に関する こと。	(2) 係長以下の 職員(病院の 職員に限る。 。)の軽易な職 務に専念する 義務の免除に 関すること。
(5) 副本部長の 営利企業等の 従事に関する こと。	(11) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長を 除く。)の営 利企業等の従 事に関する こと。	(5) 係長以下の 職員(病院の 職員を除く。 。)の営利企業 等の従事に関 すること(病 院経営部長) 。		(7) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長に 限る。)の営 利企業等の従 事に関する こと。	(3) 以下の職員 (病院の職員 に限る。)の 営利企業等の 従事に関する こと(管理部 長)。	
(6) 副本部長及 び部長の外国 出張に関する こと。	(12) 課長(病院 の課長を除く 。)の外国出 張に関する こと。	(6) 係長以下の 職員(病院の 職員を除く。 。)の外国出張 に関する こと。		(8) 課長(病院 の課長に限る 。)の外国出 張に関する こと。	(4) 係長以下の 職員(病院の 職員に限る。 。)の外国出張 に関する こと。	
	(13) 副本部長(病 院長を除く。 。)の市外出 張に関する こと。	(7) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長を 除く。)の市 外出張に関 すること。	(6) 係長以下の 職員(病院の 職員を除く。 。)の市外出 張に関する こと。	(9) 病院長の市 外出張に関 すること。	(5) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長に 限る。)の市 外出張に関 すること。	(3) 係長以下の 職員(病院の 職員に限る。 。)の市外出 張に関する こと。
			(7) 職員(病院 の職員を除く 。)の市内出 張に関する こと。			(4) 職員(病 院の職員に限 る。)の市内 出張に関する こと。
	(14) 副本部長(病 院長を除く。 。)の休暇、 欠勤その他の 願届出を要す るものの処理 及び勤務命令 に関する こと。	(8) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長を 除く。)の休 暇、欠勤その 他の願届出を 要するものの 処理及び勤務 命令に関する こと。	(8) 係長以下の 職員(病院の 職員を除く。 。)の休暇、欠 勤その他の願 届出を要する ものの処理及 び勤務命令に 関すること。	(10) 病院長の休 暇、欠勤その 他の願届出を 要するものの 処理及び勤務 命令に関する こと。	(6) 部長及び課 長(病院の部 長及び課長に 限る。)の休 暇、欠勤その 他の願届出を 要するものの 処理及び勤務 命令に関する こと。	(5) 係長以下の 職員(病院の 職員に限る。 。)の休暇、欠 勤その他の願 届出を要する ものの処理及 び勤務命令に 関すること。
			(9) 職員の欠勤 届の報告に関 すること(人 事課長)。			(6) 職員の欠勤 届の報告に関 すること(総 務課長)。
	(15) 現金又は物 品の亡失又は き損に関する こと。					

			(10) 職員の身元保証に関する こと（人事課 長）。			
(7) 重要な訴訟 （和解、調停 等を含む。） の代理人の指 定に関するこ と。	(16) 訴訟（和解 、調停等を含 む。）の代理 人の指定に関 すること。					
			(11) 検査員及び 監督員（病院 の職員を除く 。）の任免に 関すること（ 人事課長）。			(7) 検査員及び 監督員（病院 の職員に限る 。）の任免に 関すること（ 総務課長）。
			(12) 職員の公務 災害補償に関 すること（人 事課長）。			
			(13) 職員の退職 手当の額の決 定に関するこ と（人事課長 ）。			
(8) 重要な表彰 及び儀式に関 すること。	(17) 表彰及び儀 式（病院が行 うものを除く 。）に関する こと。	(9) 軽易又は定 例の儀式、行 事等（病院が 行うものを除 く。）に関す ること。		(11) 病院が行う 表彰及び儀式 （軽易又は定 例のものを除 く。）に関す ること。	(7) 病院が行う 軽易又は定例 の儀式、行事 等に関するこ と。	

4 予算の編成及び執行に係る事項

病院事業管理 者決裁事項	副本部長専決 事項	部長専決事項 （本部の部長 に限る。）	課長専決事項 （本部の課長 に限る。）	病院長専決事 項	部長専決事項 （病院の部長 に限る。）	課長専決事項 （病院の課長 に限る。）
(1) 予算の原案 の作成に関す ること。						
(2) 予算執行計 画の策定に関 すること。						
(3) 予算に定め た歳出予算の 各項目間の金 額の流用、同 一項目内の目 の金額の流用、 同一目内の節 の金額の流用 及び各節の説 明の変更並び に予備費の補 充に関するこ と。						
(4) 欠損処分、 徴収停止、債 権の免除、私 法上の債権の 放棄に関する こと。						
	(1) 使用料、手 数料（横浜市 病院事業の経 営する病院条 例施行規程（ 平成17年3月 病院経営局規 程第34号）第	(1) 軽易又は定 例の使用料、 手数料（横浜 市病院事業の 経営する病院 条例施行規程 （平成17年3 月病院経営局		(1) 横浜市病院 事業の経営す る病院条例施 行規程（平成 17年3月病院 経営局規程第 34号）第20条 第1項各号に	(1) 軽易又は定 例の横浜市病 院事業の経営 する病院条例 施行規程（平 成17年3月病 院経営局規程 第34号）第20	

	20条第1項各号に規定するものを除く。)その他の徴収金の減免に関すること。	規程第34号)第20条第1項各号に規定するものを除く。)その他の徴収金の減免に関すること。		規定する使用料又は手数料の減免に関すること。	条第1項各号に規定する使用料又は手数料の減免に関すること。	
			(1) 督促並びに延滞金及び違約金(病院の督促並びに延滞金及び違約金を除く。)の徴収に関すること。			(1) 督促並びに延滞金及び違約金(病院の督促並びに延滞金及び違約金に限る。)の徴収に関すること。
			(2) 保証金(病院の保証金を除く。)の徴収及び還付に関すること。			(2) 保証金(病院の保証金に限る。)の徴収及び還付に関すること。
	(2) 強制執行その他債権の保全及び取立てに関すること。		(3) 軽易又は定例の債権(病院の債権を除く。)の保全及び取立てに関すること。			(3) 軽易又は定例の債権(病院の債権に限る。)の保全及び取立てに関すること。
(5) 企業債の発行に関すること。	(3) 企業債の発行手続に関すること。	(2) 企業債の償還及び利子の支払並びに企業債に関する諸報告等に関すること(病院経営部長)。	(4) 軽易又は定例の企業債に関する諸報告等に関すること(病院経営課長)。			
		(3) 一時借入金に関すること(病院経営部長)。	(5) 一時借入金の軽易な条件変更等及び一時借入金に関する諸報告等に関すること(病院経営課長)。			
			(6) 支払金額の確定している諸給与金その他の支出に関すること(人事課長)。			
				(2) 1件20,000,000円以上の材料費の執行に関すること。	(2) 1件20,000,000円未満の材料費の執行に関すること。	(4) 1件5,000,000円未満の材料費の執行に関すること。
(6) 1件50,000,000円以上の経費(賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(4) 1件50,000,000円未満の経費(病院に関するものを除き、かつ、賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(4) 1件30,000,000円未満の経費(病院に関するものを除き、かつ、賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(7) 1件5,000,000円未満の経費(病院に関するものを除き、かつ、賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(3) 1件50,000,000円未満の経費(病院に関するものに限り、かつ、賃借料、損害賠償、損失補償を除く。)の執行に関すること。	(3) 1件30,000,000円未満の経費(病院に関するものに限り、かつ、賃借料、損害賠償、損失補償を除く。)の執行に関すること。	(5) 1件5,000,000円未満の経費(病院に関するものに限り、かつ、賃借料、損害賠償、損失補償を除く。)の執行に関すること。
	(5) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けを除く	(5) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けを除く	(8) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けを除く	(4) 賃借料(病院に関するものに限り、かつ、不動産の借受けを除く	(4) 賃借料(病院に関するものに限り、かつ、不動産の借受けを除く	(6) 賃借料(病院に関するものに限り、かつ、不動産の借受けを除く

	。 )年額(長期継続契約については総額) 1件10,000,000円以上の執行に関する事。	。 )年額(長期継続契約については総額) 1件10,000,000円未満の執行に関する事。	。 )年額(長期継続契約については総額) 1件1,000,000円未満の執行に関する事。	。 )年額(長期継続契約については総額) 1件10,000,000円以上の執行に関する事。	。 )年額(長期継続契約については総額) 1件10,000,000円未満の執行に関する事。	。 )年額(長期継続契約については総額) 1件1,000,000円未満の執行に関する事。
(7) 賃借料(不動産の借受けに限り、かつ、継続は除く。)総額1件10,000,000円以上の執行に関する事。	(6) 賃借料(不動産の借受けに限り、病院に関するもの、かつ、継続は除く。)総額1件10,000,000円未満の執行に関する事。			(5) 賃借料(病院に関する不動産の借受けに限り、継続は除く。)総額1件10,000,000円未満の執行に関する事。		
		(6) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けの継続に限る。)総額1件10,000,000円以上の執行に関する事。	(9) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けの継続に限る。)総額1件10,000,000円未満の執行に関する事。		(5) 賃借料(病院に関する不動産の借受けの継続に限る。)総額1件10,000,000円以上の執行に関する事。	(7) 賃借料(病院に関する不動産の借受けの継続に限る。)総額1件10,000,000円未満の執行に関する事。
	(7) 1件10,000,000円以上の研究研修費(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(7) 1件10,000,000円未満の研究研修費(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(10) 1件1,000,000円未満の研究研修費(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(6) 1件10,000,000円以上の研究研修費(病院の研究研修費に限る。)の執行に関する事。	(6) 1件10,000,000円未満の研究研修費(病院の研究研修費に限る。)の執行に関する事。	(8) 1件1,000,000円未満の研究研修費(病院の研究研修費に限る。)の執行に関する事。
(8) 1件50,000,000円以上のその他予算の執行に関する事。	(8) 1件50,000,000円未満のその他予算(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(8) 1件10,000,000円未満のその他予算(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(11) 1件1,000,000円未満のその他予算(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(7) 1件50,000,000円未満のその他予算(病院に関するものに限る。)の執行に関する事。	(7) 1件10,000,000円未満のその他予算(病院に関するものに限る。)の執行に関する事。	(9) 1件1,000,000円未満のその他予算(病院に関するものに限る。)の執行に関する事。
(9) 1件200,000,000円以上の施設整備工事費の執行に関する事。	(9) 1件200,000,000円未満の施設整備工事費(病院の発注を除く。)の執行に関する事。	(9) 1件50,000,000円未満の施設整備工事費(病院の発注を除く。)の執行に関する事。	(12) 1件10,000,000円未満の施設整備工事費(病院の発注を除く。)の執行に関する事。	(8) 1件200,000,000円未満の施設整備工事費(病院の発注に限る。)の執行に関する事。	(8) 1件50,000,000円未満の施設整備工事費(病院の発注に限る。)の執行に関する事。	(10) 1件10,000,000円未満の施設整備工事費(病院の発注に限る。)の執行に関する事。
	(10) 請負金額の増額変更を伴わない病院事業管理者決裁事項に係る施設整備工事費(病院に関するものを除く。)の変更に関する事。	(10) 請負金額の増額変更を伴わない副本部長専決事項に係る施設整備工事費(病院に関するものを除く。)の変更に関する事。	(13) 請負金額の増額変更を伴わない部長専決事項に係る施設整備工事費(病院に関するものを除く。)の変更に関する事。	(9) 請負金額の増額変更を伴わない病院事業管理者決裁事項に係る施設整備工事費(病院に関するものに限る。)の変更に関する事。	(9) 請負金額の増額変更を伴わない病院長専決事項に係る施設整備工事費(病院に関するものに限る。)の変更に関する事。	(11) 請負金額の増額変更を伴わない副本部長専決事項に係る施設整備工事費(病院に関するものに限る。)の変更に関する事。
(10) 1件50,000,000円以上の固定資産購入費の執行に関する事。	(11) 1件50,000,000円未満の固定資産購入費(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(11) 1件20,000,000円未満の固定資産購入費(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(14) 1件5,000,000円未満の固定資産購入費(病院に関するものを除く。)の執行に関する事。	(10) 1件50,000,000円未満の固定資産購入費(病院に関するものに限る。)の執行に関する事。	(10) 1件20,000,000円未満の固定資産購入費(病院に関するものに限る。)の執行に関する事。	(12) 1件5,000,000円未満の固定資産購入費(病院に関するものに限る。)の執行に関する事。
(11) 賠償価額1件3,000,000円(交通事故)	(12) 賠償価額1件3,000,000円(交通事故)					



に係るものにあつては自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条第1項第1号イに定める保険金額）以上の損害賠償に関すること。	に係るものにあつては自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条第1項第1号イに定める保険金額）未満の損害賠償に関すること。					
(12) 損失補償に関すること。						
			(15) 諸収入金（病院の諸収入金を除く。）の調定、更正及び取消し並びに過誤納金の還付の決定に関すること。			(13) 諸収入金（病院の諸収入金に限る。）の調定、更正及び取消し並びに過誤納金（病院の過誤納金に限る。）の還付の決定に関すること。

5 財産に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項（本部の部長に限る。）	課長専決事項（本部の課長に限る。）	病院長専決事項	部長専決事項（病院の部長に限る。）	課長専決事項（病院の課長に限る。）
(1) 1件200,000,000円以上の財産の取得の決定に関すること。	(1) 1件200,000,000円未満の財産の取得の決定に関すること。	(1) 1件50,000,000円未満の財産の取得の決定に関すること（病院経営部長）。	(1) 1件5,000,000円未満の財産の取得の決定に関すること（病院経営課長）。			
(2) 1件100,000,000円以上の財産の売払い、譲与その他の処分の決定に関すること。	(2) 1件100,000,000円未満の財産の売払い、譲与その他の処分の決定に関すること。	(2) 1件50,000,000円未満の財産の売払い、譲与その他の処分の決定に関すること（病院経営部長）。				
(3) 1件100,000,000円以上の財産の交換の決定に関すること。	(3) 1件100,000,000円未満の財産の交換の決定に関すること。	(3) 1件10,000,000円未満の財産の交換の決定に関すること（病院経営部長）。				
(4) 賃貸料月額1件1,000,000円以上の財産の貸付けの決定に関すること。	(4) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの決定に関すること。	(4) 賃貸料月額1件500,000円未満の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの決定に関すること。		(1) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの決定に関すること。	(1) 賃貸料月額1件500,000円未満の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの決定に関すること。	
	(5) 賃貸料月額1件1,000,000円以上の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの継続の決定に関すること。	(5) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの継続の決定に関すること。	(2) 賃貸料月額1件100,000円未満の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの継続の決定に関すること。	(2) 賃貸料月額1件1,000,000円以上の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの継続の決定に関すること。	(2) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの継続の決定に関すること。	(1) 賃貸料月額1件100,000円未満の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの継続の決定に関すること。
		(6) 普通財産の一時貸付け				

		の決定に関すること（病院経営部長）。				
	(6) 財産の取得に伴う1件80,000,000円以上の補償の決定に関すること。	(7) 財産の取得に伴う1件80,000,000円未満の補償の決定に関すること（病院経営部長）。				
(5) 1件1,000,000円以上の寄附又は贈与の受納に関すること。	(7) 1件1,000,000円未満の寄附又は贈与（病院に対する寄附又は贈与を除く。）の受納に関すること。			(3) 1件1,000,000円未満の寄附又は贈与（病院に対する寄附又は贈与に限り、かつ、負担付きの寄附又は贈与を除く。）の受納に関すること。		
	(8) 公有財産（公有財産以外の医療局病院経営本部管理財産等を含む。）に係る損害保険（自家保険を除く。）に関すること。		(3) 公有財産（公有財産以外の医療局病院経営本部管理財産等を含む。）に係る損害保険（自家保険を除く。）の解約並びに自家保険に関すること。	(4) 自動車損害保険に関すること。		(2) 自動車損害保険の解約に関すること。
						(3) 職員宿舍等の管理並びに居住者の指定、変更及びその解除に関すること（総務課長）。
	(9) 行政財産の用途の変更、廃止、所管換その他の変動に関すること。	(8) 行政財産（病院の行政財産を除く。）の目的外使用又は貸付けに関すること及び行政財産に対する地上権の設定に関すること（病院経営部長）。	(4) 行政財産（病院の行政財産を除く。）の軽易又は定例の用途の変更、廃止、所管換その他の変動に関すること（病院経営課長）。	(5) 行政財産（病院の行政財産に限る。）の目的外使用又は貸付けに関すること。		
			(5) 財産の登記及び登録に関すること。			
			(6) 物品（病院の物品を除く。）の出納通知に関すること。			(4) 物品（病院の物品に限る。）の出納通知に関すること。
			(7) 不用品（病院の不用品を除く。）の廃きの決定に関すること。			(5) 不用品（病院の不用品に限る。）の廃きの決定に関すること。
			(8) 不用品（病院の不用品を除く。）の廃き処分に関すること。			(6) 不用品（病院の不用品に限る。）の廃き処分に関すること。



	事の契約を除く。)の締結に関すること。	事の契約を除く。)の締結に関すること。	の契約を除く。)の締結に関すること。	事の契約を除く。)の締結に関すること。	事の契約を除く。)の締結に関すること。	の契約を除く。)の締結に関すること。
	(9) 副本部長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関すること。	(9) 部長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関すること。	(9) 課長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関すること(病院経営課長)。	(9) 病院長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関すること。	(9) 部長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関すること。	(9) 課長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関すること(経理を担当する課長(以下「経理担当課長」という。))。
	(10) 副本部長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更に限る。)及び解除に関すること。	(10) 副本部長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更を除く。)並びに部長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更に限る。)及び解除に関すること。	(10) 部長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更を除く。)並びに課長専決事項に係る契約の変更及び解除に関すること。	(10) 病院長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更に限る。)及び解除に関すること。	(10) 病院長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更を除く。)並びに部長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更に限る。)及び解除に関すること。	(10) 部長専決事項に係る契約の変更(契約金額の変更を除く。)並びに課長専決事項に係る契約の変更及び解除に関すること。

7 出 納 に 係 る 事 項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項(本部の部長に限る。)	課長専決事項(本部の課長に限る。)	病院長専決事項	部長専決事項(病院の部長に限る。)	課長専決事項(病院の課長に限る。)
(1) 病院間の資金運用に関すること。						
			(1) 振替収支の決定及び振替伝票(病院の振替収支の決定及び振替伝票を除く。)に関すること(病院経営課長)。			(1) 振替収支の決定及び振替伝票(病院の振替収支の決定及び振替伝票に限る。)に関すること(経理担当課長)。
			(2) 横浜市病院事業の経営する病院条例(平成12年3月横浜市条例第29号)第2条の規定による使用料及び手数料(病院の使用料及び手数料を除く。)の徴収等に関すること。			(2) 横浜市病院事業の経営する病院条例(平成12年3月横浜市条例第29号)第2条の規定による使用料及び手数料(病院の使用料及び手数料に限る。)の徴収等に関すること。
			(3) 行政財産(病院の行政財産を除く。)の目的外使用に係る使用料の徴収等に関すること。			(3) 行政財産(病院の行政財産に限る。)の目的外使用に係る使用料の徴収等に関すること(経理担当課長)。
			(4) 納入通知書及び納付書(病院の納入通知書及び納付書)			(4) 納入通知書及び納付書(病院の納入通知書及び納付書)

			付書を除く。 )の発行に 関すること。			書に限る。 )の発行に 関すること。
			(5) 戻入及び戻 出(病院の戻 入及び戻出を 除く。)に関 すること。			(5) 戻入及び戻 出(病院の戻 入及び戻出に 限る。)に関 すること(経 理担当課長) 。
	(1) 保管金銭(病 院の保管金 銭を除く。)の 事故報告に 関すること。			(1) 保管金銭(病 院の保管金 銭に限る。)の 事故報告に 関すること。		
	(2) 歳入の徴収 又は収納の委 託及び支出事 務の委託に関 すること。					
			(6) 資金前渡、 概算払及び前 金払等(病院 の資金前渡、 概算払及び前 金払等を除く 。)の決定に 関すること(病 院経営課長) 。			(6) 資金前渡、 概算払及び前 金払等(病院 の資金前渡、 概算払及び前 金払等に限る 。)の決定に 関すること(経 理担当課長) 。
			(7) 支払伝票(病 院の支払伝 票を除く。)に 関すること (病院経営課 長)。			(7) 支払伝票(病 院の支払伝 票に限る。)に 関すること (経理担当課 長)。

(横浜市病院経営局職員の職名に関する規程の一部改正)

第7条 横浜市病院経営局職員の職名に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の職名に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員」を「横浜市医療局病院経営本部職員」に改める。

第2条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市病院経営局職員就業規程の一部改正)

第8条 横浜市病院経営局職員就業規程(平成17年3月病院経営局規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程

第1条中「病院経営局(以下「局」という。)」を「医療局病院経営本部(以下「本部」という。)」に改める。

第2条及び第3条第2項中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第4条中「横浜市病院経営局職員の職務に専念する義務の特例

に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の職務に専念する義務の特例に関する規程」に改める。

第5条中「横浜市病院経営局職員のサービスの宣誓に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員のサービスの宣誓に関する規程」に改める。

第11条中「局」を「本部」に改める。

第13条第1項中「局」を「本部」に改め、同条第2項中「横浜市病院経営局職員被服貸与規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員被服貸与規程」に改める。

第15条中「横浜市病院経営局文書管理規程」を「横浜市医療局病院経営本部行政文書管理規程」に改める。

第15条の2第2項中「局」を「本部」に改める。

第20条中「横浜市病院経営局職員の勤務時間に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の勤務時間に関する規程」に改める。

第22条第4項中「このほか」を「前3項のほか」に、「横浜市病院経営局職員の出張及び旅費に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の出張及び旅費に関する規程」に改める。

第23条第1項中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

第24条第3項中「横浜市病院経営局職員の休暇に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程」に改める。

第40条中「横浜市病院経営局表彰規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員表彰規程」に改める。

第45条中「横浜市病院経営局安全衛生規程」を「横浜市医療局病院経営本部安全衛生規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の住居手当に関する規程の一部改正)

第9条 横浜市病院経営局職員の住居手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の住居手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の初任給調整手当に関する規程の一部改正)

第10条 横浜市病院経営局職員の初任給調整手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第12号)の一部を次のように改正する

。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給調整手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

第2条第1項中「病院経営局医療職員給料表」を「医療局病院経営本部医療職員給料表」に改め、同条第2項中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改め、同条第3項中「病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改める。

第7条第1項中「横浜市病院経営局就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の通勤手当に関する規程の一部改正)

第11条 横浜市病院経営局職員の通勤手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の単身赴任手当に関する規程の一部改正)

第12条 横浜市病院経営局職員の単身赴任手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の単身赴任手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第13条 横浜市病院経営局職員の特殊勤務手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

第4条中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正)

第14条 横浜市病院経営局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職員特別勤務手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

第2条第1号中「横浜市病院経営局職員の管理職手当に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程」に、「横浜市病院経営局職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程」に、「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同条第2号中「横浜市病院経営局の任期付職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与に関する規程」に改める。

第3条第1号エ中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

第15条 横浜市病院経営局職員の管理職手当に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

第2条第2項第1号中「病院経営局医療職員給料表(以下「病院経営局医療職員給料表」という。)」を「医療局病院経営本部医療職員給料表(以下「医療局病院経営本部医療職員給料表」という。)」に改め、同項第4号及び第7号中「病院経営局医療職員給料表」を「医療局病院経営本部医療職員給料表」に改め、同項第10号及び第12号中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改め、同条第3項中「横浜市病院経営局就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

(労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の横浜市病院経営



局職員の公務災害等に対する休業等補償金の支給に関する規程の一部改正)

第16条 労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の横浜市病院経営局職員が公務災害等に対する休業等補償金の支給に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の横浜市医療局病院経営本部職員の公務災害等に対する休業等補償金の支給に関する規程

第1条中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第1号様式、第2号様式及び第3号様式中「労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の横浜市病院経営局職員の公務災害等に対する休業等補償金の支給に関する規程」を「労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の横浜市医療局病院経営本部職員の公務災害等に対する休業等補償金の支給に関する規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の休暇に関する規程の一部改正)

第17条 横浜市病院経営局職員の休暇に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に、「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第3条第4項第1号中「横浜市病院経営局職員の分限に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の分限に関する規程」に改める。

第6条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市病院経営局職員の分限に関する規程の一部改正)

第18条 横浜市病院経営局職員の分限に関する規程(平成17年3月病院経営局規程第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の分限に関する規程

第5条中「横浜市病院経営局職員の懲戒の手續及び効果に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の懲戒の手續及び効果に関する規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の懲戒の手續及び効果に関する規程の一部改正)

第 19 条 横浜市病院経営局職員の懲戒の手續及び効果に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の懲戒の手續及び効果に関する規程

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市病院経営局職員の処遇等に関する規程の一部改正）

第 20 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市病院経営局職員の処遇等に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市医療局病院経営本部職員の処遇等に関する規程

第 1 条 中 「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第 3 条 中 「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

別表第 1 中 「(1) 病院経営局行政職員給料表」を「(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表」に、「(2) 病院経営局医療職員給料表」を「(2) 医療局病院経営本部医療職員給料表」に、「(3) 病院経営局医療職員年俸給料表」を「(3) 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に、「(4) 病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「(4) 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改める。

別表第 2 中 「(1) 病院経営局行政職員給料表」を「(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表」に、「(2) 病院経営局医療職員給料表」を「(2) 医療局病院経営本部医療職員給料表」に、「(3) 病院経営局医療職員年俸給料表」を「(3) 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に、「(4) 病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「(4) 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改める。

（横浜市病院経営局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正）

第 21 条 横浜市病院経営局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

本則中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

(横浜市病院経営局聴聞規程の一部改正)

第22条 横浜市病院経営局聴聞規程(平成17年3月病院経営局規程第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部聴聞規程

第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「横浜市病院経営局聴聞規程」を「横浜市医療局病院経営本部聴聞規程」に改める。

(横浜市病院経営局の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

第23条 横浜市病院経営局の任期付職員の給与の特例に関する規程(平成17年12月病院経営局規程第43号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程

第1条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

第3条第2項中「横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤労手当に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤労手当に関する規程」に改める。

第4条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

第5条中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

(横浜市病院経営局職員の給与に関する規程の一部改正)

第24条 横浜市病院経営局職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(平成19年3月病院経営局規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に改める。

第3条第1号中「病院経営局医療職員給料表」を「医療局病院経営本部医療職員給料表」に改め、同号ア中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改め、同条第2号中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改め、同号ア中「がん検

診センター所長」を「患者総合サポートセンター長」に改め、同条第3号中「病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改め、同条第4号中「技能職員等給料表」を「医療局病院経営本部技能職員等給料表」に改める。

第9条第1項第1号中「病院経営局技能職員等給料表」を「医療局病院経営本部技能職員等給料表」に改める。

第24条第2項中「横浜市病院経営局職員の休暇に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程」に改める。

別表第1中「(1) 病院経営局行政職員給料表級別標準職務表」を「(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表級別標準職務表」に改める。

別表第1 (1) 医療局病院経営本部行政職員給料表級別標準職務表の表中「病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改める。

別表第1中「(2) 病院経営局医療職員給料表級別標準職務表」を「(2) 医療局病院経営本部医療職員給料表級別標準職務表」に改める。

別表第1 (2) 医療局病院経営本部医療職員給料表級別標準職務表の表中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改める。

別表第1中「(3) 病院経営局医療職員年俸給料表級別標準職務表」を「(3) 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表級別標準職務表」に改める。

別表第1 (3) 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表級別標準職務表の表中「、がん検診センター所長」を削り、「病院長、センター長」を「病院長」に改める。

別表第1中「(4) 病院経営局医療技術・看護職員等給料表級別標準職務表」を「(4) 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表級別標準職務表」に、「(5) 病院経営局技能職員等給料表級別標準職務表」を「(5) 医療局病院経営本部技能職員等給料表級別標準職務表」に改める。

別表第2中「(1) 病院経営局行政職員給料表初任給基準表」を「(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表初任給基準表」に、「(2) 病院経営局医療職員給料表初任給基準表」を「(2) 医療局病院経営本部医療職員給料表初任給基準表」に、「(3) 病院経営局医療職員年俸給料表初任給基準表」を「(3) 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表初任給基準表」に、「(4) 病院経営局医療技術・看護職員等給料表初任給基準表」を「(4) 医療局病院経営本

部医療技術・看護職員等給料表初任給基準表」に、「(5) 病院経営局技能職員等給料表初任給基準表」を「(5) 医療局病院経営本部技能職員等給料表初任給基準表」に改める。

別表第4中「(1) 病院経営局行政職員昇格時号給対応表」を「(1) 医療局病院経営本部行政職員昇格時号給対応表」に、「(2) 病院経営局医療職員昇格時号給対応表」を「(2) 医療局病院経営本部医療職員昇格時号給対応表」に、「(3) 病院経営局年俸医療職員昇格時号給対応表」を「(3) 医療局病院経営本部年俸医療職員昇格時号給対応表」に、「(4) 病院経営局医療技術・看護職員等昇格時号給対応表」を「(4) 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等昇格時号給対応表」に、「(5) 病院経営局技能職員昇格時号給対応表」を「(5) 医療局病院経営本部技能職員昇格時号給対応表」に改める。

別表第4の2中「(1) 病院経営局行政職員給料表降格時号給対応表」を「(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表降格時号給対応表」に、「(2) 病院経営局医療職員給料表降格時号給対応表」を「(2) 医療局病院経営本部医療職員給料表降格時号給対応表」に、「(3) 病院経営局年俸医療職員給料表降格時号給対応表」を「(3) 医療局病院経営本部年俸医療職員給料表降格時号給対応表」に、「(4) 病院経営局医療技術・看護職員等給料表降格時号給対応表」を「(4) 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表降格時号給対応表」に、「(5) 技能職員等給料表降格時号給対応表」を「(5) 医療局病院経営本部技能職員等給料表降格時号給対応表」に改める。

別表第5中「(1) 病院経営局行政職員給料表」を「(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表」に、「(2) 病院経営局医療職員給料表」を「(2) 医療局病院経営本部医療職員給料表」に、「(3) 病院経営局医療職員年俸給料表」を「(3) 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に、「(4) 病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「(4) 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に、「(5) 病院経営局技能職員等給料表」を「(5) 医療局病院経営本部技能職員等給料表」に改める。

(横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第25条 横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成24年5月病院経営局規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局職員の給与に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」に、「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第3条第1号ア中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に、「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改め、同条第2号中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第4条中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第5条第1項中「病院経営局行政職員給料表」を「医療局病院経営本部行政職員給料表（以下「行政職員給料表」という。）」に改め、同条第3項本文中「病院経営局行政職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第1号中「病院経営局行政職員給料表（以下「行政職員給料表」という。）」を「行政職員給料表」に、「病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改め、同項第3号中「病院経営局医療職員給料表」を「医療局病院経営本部医療職員給料表」に改め、同項第4号中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改める。

第8条第1項第1号、第2項及び第3項第6号、第11条第1項及び第2項並びに第13条第2項第1号及び第2号中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第15条第1項中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改め、同条第2項第4号中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

第16条第2項第6号中「病院経営局職員」を「医療局病院経営本部職員」に改める。

第19条第1項第2号中「横浜市病院経営局職員の休暇に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程」に改め、同条第3項第1号中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

別表第1中「病院経営局行政職員給料表」を「医療局病院経営本部行政職員給料表」に、「病院経営局技能職員給料表」を「医療局病院経営本部技能職員給料表」に、「病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に、「病院経営局医療職員給料表」を「医療局病院経営本部医療職員給料表」に、「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改める。

別表第2(1)再任用職員以外の職員の表中「病院経営局行政職員給料表」を「医療局病院経営本部行政職員給料表」に、「病

院 経 営 局 医 療 技 術 ・ 看 護 職 員 等 給 料 表 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 医 療 技 術 ・ 看 護 職 員 等 給 料 表 」 に 、 「 病 院 経 営 局 医 療 職 員 給 料 表 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 医 療 職 員 給 料 表 」 に 、 「 病 院 経 営 局 医 療 職 員 年 俸 給 料 表 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 医 療 職 員 年 俸 給 料 表 」 に 改 め る 。

別 表 第 2 (2) 再 任 用 職 員 の 表 中 「 病 院 経 営 局 行 政 職 員 給 料 表 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 行 政 職 員 給 料 表 」 に 、 「 病 院 経 営 局 医 療 技 術 ・ 看 護 職 員 等 給 料 表 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 医 療 技 術 ・ 看 護 職 員 等 給 料 表 」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 病 院 経 営 局 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正 )

第 26 条 横 浜 市 病 院 経 営 局 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 程 ( 平 成 17 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 27 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

題 名 を 次 の よ う に 改 め る 。

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 程

第 1 条 中 「 病 院 経 営 局 職 員 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 」 に 改 め る 。

第 16 条 第 1 項 中 「 横 浜 市 病 院 経 営 局 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め る 。

第 17 条 第 2 項 中 「 総 務 部 長 」 を 「 病 院 経 営 部 長 」 に 改 め 、 同 条 第 3 項 中 「 管 理 部 長 及 び 担 当 部 長 」 を 「 再 整 備 部 長 、 市 民 病 院 管 理 部 長 及 び 脳 卒 中 ・ 神 經 脊 椎 セ ン タ ー 管 理 部 長 」 に 改 め 、 同 条 第 8 項 中 「 総 務 部 経 営 経 理 課 」 を 「 病 院 経 営 部 病 院 経 営 課 」 に 改 め る 。

第 20 条 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め る 。

第 1 号 様 式 、 第 3 号 様 式 及 び 第 4 号 様 式 中 「 横 浜 市 病 院 経 営 局 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 程 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 程 」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 病 院 経 営 局 公 共 工 事 の 前 払 金 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正 )

第 27 条 横 浜 市 病 院 経 営 局 公 共 工 事 の 前 払 金 に 関 す る 規 程 ( 平 成 17 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 28 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

題 名 を 次 の よ う に 改 め る 。

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 公 共 工 事 の 前 払 金 に 関 す る 規 程

第 2 条 第 2 項 第 4 号 中 「 横 浜 市 病 院 経 営 局 契 約 規 程 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 契 約 規 程 」 に 改 め る 。

第 10 条 第 1 項 中 「 横 浜 市 病 院 経 営 局 会 計 規 程 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 会 計 規 程 」 に 改 め る 。

第 11 条 第 1 項 中 「 横 浜 市 病 院 経 営 局 契 約 規 程 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 契 約 規 程 」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 病 院 経 営 局 公 有 財 産 規 程 の 一 部 改 正 )

第 28 条 横 浜 市 病 院 経 営 局 公 有 財 産 規 程 ( 平 成 17 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 29 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

題 名 を 次 の よう に 改 め る 。

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 公 有 財 産 規 程

第 1 条 中 「 病 院 経 営 局 ( 以 下 「 局 」 と い う 。 ) 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 ( 以 下 「 本 部 」 と い う 。 ) 」 に 改 め る 。

第 9 条 第 2 項 、 第 11 条 第 4 号 、 第 6 号 及 び 第 8 号 、 第 14 条 第 1 項 第 2 号 、 第 17 条 第 1 項 第 1 号 、 第 18 条 第 1 項 、 第 23 条 、 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 30 条 第 2 項 、 第 31 条 第 1 項 各 号 並 び に 第 34 条 中 「 局 」 を 「 本 部 」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 病 院 経 営 局 公 舎 管 理 規 程 の 一 部 改 正 )

第 29 条 横 浜 市 病 院 経 営 局 公 舎 管 理 規 程 ( 平 成 17 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 30 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

題 名 を 次 の よう に 改 め る 。

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 公 舎 管 理 規 程

第 1 条 中 「 病 院 経 営 局 ( 以 下 「 局 」 と い う 。 ) 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 ( 以 下 「 本 部 」 と い う 。 ) 」 に 改 め る 。

第 2 条 第 1 項 及 び 第 2 項 中 「 局 」 を 「 本 部 」 に 改 め る 。

第 14 条 第 1 項 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 病 院 経 営 局 契 約 規 程 の 一 部 改 正 )

第 30 条 横 浜 市 病 院 経 営 局 契 約 規 程 ( 平 成 17 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 32 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

題 名 を 次 の よう に 改 め る 。

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 契 約 規 程

第 1 条 及 び 第 2 条 第 3 号 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め る 。

第 12 条 中 「 横 浜 市 病 院 経 営 局 会 計 規 程 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 会 計 規 程 」 に 改 め る 。

第 92 条 及 び 第 94 条 第 6 項 中 「 病 院 経 営 局 公 共 工 事 の 前 払 金 に 関 す る 規 程 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 公 共 工 事 の 前 払 金 に 関 す る 規 程 」 に 改 め る 。

第 123 条 中 「 病 院 経 営 局 公 有 財 産 規 程 」 を 「 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 公 有 財 産 規 程 」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 病 院 経 営 局 物 品 等 又 は 特 定 役 務 に 関 す る 契 約 の 特 例 を 定 め る 規 程 の 一 部 改 正 )

第 31 条 横 浜 市 病 院 経 営 局 物 品 等 又 は 特 定 役 務 に 関 す る 契 約 の 特 例 を 定 め る 規 程 ( 平 成 17 年 3 月 病 院 経 営 局 規 程 第 33 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。



題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程

第1条中「横浜市病院経営局契約規程」を「横浜市医療局病院経営本部契約規程」に改める。

附 則

( 施行 期 日 )

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市病院経営局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市病院事業管理者 高橋俊毅

病院経営局規程第2号

横浜市病院経営局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市病院経営局職員の給与に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程

第2条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

第4条各号を次のように改める。

(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表（別表第1）

(2) 医療局病院経営本部医療職員給料表（別表第2）

(3) 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表（別表第3）

(4) 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表（別表第4）

(5) 医療局病院経営本部技能職員等給料表（別表第5）

第6条第2項中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

第16条第1項中「除く。）」の次に「のうち、40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を加え、「9,000円」を「18,000円」に改める。

第17条第1項第1号中「病院経営局医療職員給料表」を「医療局病院経営本部医療職員給料表」に改め、同項第2号中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改め、同項第3号中「病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改める。

第21条第1号中「横浜市病院経営局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員の職務に専念する義務の特例に関する規程」に改める。

別表第1中「病院経営局行政職員給料表」を「医療局病院経営本部行政職員給料表」に改める。

別表第2中「病院経営局医療職員給料表」を「医療局病院経営本部医療職員給料表」に改める。

別表第3中「病院経営局医療職員年俸給料表」を「医療局病院経営本部医療職員年俸給料表」に改める。

別表第4中「病院経営局医療技術・看護職員等給料表」を「医療

局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表」に改める。

別表第5中「病院経営局技能職員等給料表」を「医療局病院経営本部技能職員等給料表」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年3月31日までの間は、施行日の前日においてこの規程による改正前の横浜市病院経営局職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）第16条第1項の規定による職員に該当して住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者で、施行日以後も引き続き自ら居住するため、借り受けた住居（この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第16条第1項に規定する住居をいう。）の家賃を支払っているもの（新規程第16条第1項に規定する別に定める職員を除く。）のうち、施行日の前日までに40歳に達しているもの及び施行日から平成30年3月31日までの間に40歳に達するものに係る住居手当については、旧規程第16条第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日の前日までに40歳に達している者に対する施行日から平成28年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「7,200円」と、平成28年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成29年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「5,400円」と、平成29年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成30年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「3,600円」と、平成30年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成31年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「1,800円」とする。

## 病院経営局規程第3号

横浜市病院経営局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市病院事業管理者 高橋俊毅

横浜市病院経営局会計規程の一部を改正する規程

横浜市病院経営局会計規程（平成17年3月病院経営局規程第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部会計規程

第3条第1項中「病院経営局（以下「局」という。）」を「医療局病院経営本部（以下「本部」という。）」に改め、同条第2項中「総務部経営経理課長」を「病院経営部病院経営課長」に改め、同条第3項中「総務部経営経理課長」を「病院経営部病院経営課長、市民病院経営企画部経営企画課長」に改める。

第5条第1項中「局」を「本部」に改め、同条第2項中「金銭分任企業出納員は、」の次に「市民病院経営企画部経営企画課長及び」を加える。

第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項、第13条第1項並びに第15条第1及び第3項中「局」を「本部」に改める。

第23条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第33条第2項第1号中「局」を「本部」に改める。

第59条第1項中「横浜市病院経営局公共工事の前払金に関する規程」を「横浜市医療局病院経営本部公共工事の前払金に関する規程」に改める。

第67条第1項第26号中「横浜市病院経営局出納取扱金融機関」を「横浜市医療局病院経営本部出納取扱金融機関」に改め、同条第2項中「総務部人事課長」を「病院経営部人事課長」に改め、「この場合、」の次に「市民病院管理部総務課長及び」を加える。

第73条第1項中「横浜市病院経営局職員就業規程」を「横浜市医療局病院経営本部職員就業規程」に改める。

第76条第1項中「横浜市病院経営局契約規程」を「横浜市医療局病院経営本部契約規程」に改める。

第78条中「経理担当課長」を「経理を担当する課長（以下「経理担当課長」という。）」に改める。

第108条第1項中「横浜市病院経営局契約規程」を「横浜市医療局病院経営本部契約規程」に改める。

第131条第1項中「総務部経営経理課長」を「病院経営部病院経営課長」に改める。

第146条、第151条、第171条、第174条第1項、第176条第2

項及び第3項、第177条第1項、第2項及び第3項、第179条、第180条並びに第181条第2項中「総務部経営経理課長」を「病院経営部病院経営課長」に改める。

第3号様式中「横浜市病院経営局金銭企業出納員」を「横浜市医療局病院経営本部金銭企業出納員」に、「横浜市病院経営局会計規程」を「横浜市医療局病院経営本部会計規程」に改める。

第4号様式中「病院経営局会計規程」を「横浜市医療局病院経営本部会計規程」に改める。

第20号様式の1から第21号様式までを次のように改める。

第 20 号 様 式 の 1

支 払 伝 票

平成 年度

No.

決	金銭企業 出納員	出納担当 係長	係 員	経理担当 課長	係 長	予算記帳	係 員	主管課長	係 長	係 員
裁										

支 払 伝 票											
起 票 日 件 名							支 払 済 印	代理権確認 (主管課長)	出張命令 簿等確認		
科 目	(款) (節)		(項) (細節)			(目)					
支 出 額 計						検 査 確 認 日			確 認 者		
支 払 予 定 日						請 求 書 受 理 日			確 認 者		
支 出 区 分											
No.	内 訳 表										
1	摘 要 備 考								予 算 執 行 伺 番 号		
	口 座 情 報	債権者コード 債権者名		金 融 機 関							
				預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人							
	支 出 額					請 求 書 番 号			支 払 方 法		
	うち消費税額					消 費 税 区 分					
2	摘 要 備 考								予 算 執 行 伺 番 号		
	口 座 情 報	債権者コード 債権者名		金 融 機 関							
				預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人							
	支 出 額					請 求 書 番 号			支 払 方 法		
	うち消費税額					消 費 税 区 分					
3	摘 要 備 考								予 算 執 行 伺 番 号		
	口 座 情 報	債権者コード 債権者名		金 融 機 関							
				預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人							
	支 出 額					請 求 書 番 号			支 払 方 法		
	うち消費税額					消 費 税 区 分					
4	摘 要 備 考								予 算 執 行 伺 番 号		
	口 座 情 報	債権者コード 債権者名		金 融 機 関							
				預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人							
	支 出 額					請 求 書 番 号			支 払 方 法		
	うち消費税額					消 費 税 区 分					

備考 内訳表の記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

(A4)

第 20 号 様 式 の 2

支 払 伝 票

平成 年度

No.

決	金銭企業 出納員	出納担当 係長	係 員	経理担当 課長	係 長	予算記帳	係 員	主管課長	係 長	係 員
裁										

支 払 調 書

起 票 日 件 名	支 払 済 印	代 理 権 確 認
下記のとおりお支払いください。 平成 年 月 日 病院事業管理者 様		作 成 認 印

科 目	(款) (節)	(項) (細節)	(目)
支 出 額 計		支 払 予 定 日	支 出 区 分

No.	内 訳 表			予算執行伺番号
1	摘 要 備 考			
	債 権 者	住 所	金 融 機 関	
		氏 名	預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人	
	算 出 の 基 礎			
	支 出 額 うち消費税額	請 求 書 番 号	支 払 方 法	消 費 税 区 分
2	摘 要 備 考			
	債 権 者	住 所	金 融 機 関	
		氏 名	預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人	
	算 出 の 基 礎			
	支 出 額 うち消費税額	請 求 書 番 号	支 払 方 法	消 費 税 区 分
3	摘 要 備 考			
	債 権 者	住 所	金 融 機 関	
		氏 名	預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人	
	算 出 の 基 礎			
	支 出 額 うち消費税額	請 求 書 番 号	支 払 方 法	消 費 税 区 分
4	摘 要 備 考			
	債 権 者	住 所	金 融 機 関	
		氏 名	預 金 種 別 口 座 番 号 口 座 名 義 人	
	算 出 の 基 礎			
	支 出 額 うち消費税額	請 求 書 番 号	支 払 方 法	消 費 税 区 分

備考 内訳表の記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

(A4)

第21号様式

振替伝票

平成 年度

No.

決裁	金銭企業 出納員	出納担当 係長	係員	経理担当 課長	係長	予算記帳	係員	主管課長	係長	係員	
振 替 伝 票											
起票日						伝票区分					
任  日						予算執行					
資金振替区分						決算区分					
摘要											
金額計											
内  訳  表											
No.	借  方				貸  方						
1	摘要										
	科目	(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)				(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)					
	金額					支払方法					
	うち消費税額										
	消費税区分										
発生科目											
取引先											
2	摘要										
	科目	(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)				(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)					
	金額					支払方法					
	うち消費税額										
	消費税区分										
発生科目											
取引先											
3	摘要										
	科目	(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)				(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)					
	金額					支払方法					
	うち消費税額										
	消費税区分										
発生科目											
取引先											
4	摘要										
	科目	(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)				(款) (項) (目) (節) (細節) (細々節)					
	金額					支払方法					
	うち消費税額										
	消費税区分										
発生科目											
取引先											

備考 内訳表の記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

(A4)



第24号様式の3中「横浜市病院経営局金銭企業出納員」を「横浜市医療局病院経営本部金銭企業出納員」に改める。

第24号様式の4中「横浜市病院経営局」を「横浜市医療局病院経営本部」に改める。

第28号様式中「横浜市経営局金銭（分任）企業出納員」を「横浜市医療局病院経営本部金銭（分任）企業出納員」に改め、同様式に備考として次のように加える。

（備考）

この様式は、病院事業管理者が特別の事由があると認めるときは、規格を変更することができる。

第29号様式中「横浜市病院経営局金銭（分任）企業出納員」を「横浜市医療局病院経営本部金銭（分任）企業出納員」に改める。

第36号様式及び第37号様式中「横浜市病院経営局金銭企業出納員」を「横浜市医療局病院経営本部金銭企業出納員」に改める。

第38号様式の1中「横浜市病院経営局金銭企業出納員」を「横浜市医療局病院経営本部金銭企業出納員」に改め、「病院経営局金銭企業出納員」を「医療局病院経営本部金銭企業出納員」に改める。

第38号様式の2から第38号様式の6までの様式、第38号様式の8、第38号様式の9、第39号様式、第42号様式、第44号様式、第45号様式、第46号様式、第48号様式及び第49号様式中「横浜市病院経営局金銭企業出納員」を「横浜市医療局病院経営本部金銭企業出納員」に改める。

第51号様式、第59号様式、第63号様式及び第64号様式中「局長」を「副本部長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の横浜市病院経営局会計規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部会計規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の横浜市病院経営局会計規程により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市病院経営局私債権の管理に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市病院事業管理者 高橋俊毅

病院経営局規程第4号

横浜市病院経営局私債権の管理に関する規程の一部を改正する規程

横浜市病院経営局私債権の管理に関する規程（平成21年12月病院経営局規程第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市医療局病院経営本部私債権の管理に関する規程

第1条中「横浜市病院経営局（以下「局」という）」を「横浜市医療局病院経営本部（以下「本部」という。）」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条に規定する督促は、原則として履行期限経過後30日以内に行うものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、督促を行う期限を各号に定めたとおりとする。

(1) 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）第2条各号（第8号を除く。）に定める使用料及び手数料については、市の私債権が発生した日（以下「私債権発生日」という。）の属する月の翌々月1日から起算して30日以内

(2) 条例第6条第2項の規定に基づき、病院事業管理者が債務者との間で別途履行期限を定めた場合は、当該期限経過後30日以内。ただし、当該期限が私債権発生日の属する月の翌月末以前となる場合は、私債権発生日の属する月の翌々月1日から起算して30日以内

(3) 病院事業管理者が、私債権発生日の属する月の翌月に審査支払機関に対して診療報酬請求書を提出しなかったことにより、債務者に対して請求を行わなかった場合は、診療報酬請求書を提出した日の属する月の翌月1日から30日以内

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

---

## 教 育 委 員 会

---

教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市教育委員会

委員長 今 田 忠 彦

横浜市教育委員会規則第7号

教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき教育長職務代理委員が行う職務については、横浜市教育委員会の会議その他横浜市教育委員会の議事の運営に関する事務を除き、同法第25条第4項の規定により横浜市教育委員会事務局の教育次長に委任し、又は臨時に代理させることができる。この場合において、教育次長に事故があるとき、又は教育次長が欠けたときは、同局の部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市教育委員会  
委員長 今 田 忠 彦

横浜市教育委員会規則第8号

横浜市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(横浜市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 横浜市教育委員会公印規則(平成7年3月横浜市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条から第11条までの規定中「教育長」を「教育次長」に改める。

別表第1中

「 | 教育委員会教育長職務代理委員印 | 方 21 | 」

を

「 | 教育委員会教育長職務代理委員印 | 方 21 |  
| 教育委員会事務局教育次長印 | 方 21 | 」

に改める。

別表第2中「及び教育委員会教育長職務代理委員印」を「、教育委員会教育長職務代理委員印及び教育委員会事務局教育次長印」に改める。

(横浜市三殿台考古館条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市三殿台考古館条例施行規則(昭和42年1月横浜市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育長」を「教育次長」に改め、同条第2項中「考古館」を「教育次長」に改める。

第2号様式中「横浜市教育委員会」を「横浜市」に改める。

(横浜市立図書館規則の一部改正)

第3条 横浜市立図書館規則(平成6年1月横浜市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中「教育長」を「教育次長」に、「、又は」を「又は」に改める。

第23条から第25条までの規定中「教育長」を「教育次長」に改める。

(横浜市立図書館資料管理規則の一部改正)

第4条 横浜市立図書館資料管理規則(平成21年3月横浜市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号、第6条第2項、第7条第3項及び第4項並びに第8条中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会行政文書管理規則及び横浜市立学校行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市教育委員会  
委員長 今 田 忠 彦

横浜市教育委員会規則第9号

横浜市教育委員会行政文書管理規則及び横浜市立学校行政文書管理規則の一部を改正する規則

(横浜市教育委員会行政文書管理規則の一部改正)

第1条 横浜市教育委員会行政文書管理規則(平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長(以下「法制課長」という。)」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長(以下「行政・情報マネジメント課長」という。)」に改める。

第5条第1項中「教育委員会事務局」を「局」に改める。

第15条第2項中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

(横浜市立学校行政文書管理規則の一部改正)

第2条 横浜市立学校行政文書管理規則(平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長(以下「法制課長」という。)」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

第5条第1項中「局の」を「横浜市教育委員会事務局(以下「局」という。)」の」に改める。

第14条から第18条までを削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市教育委員会

委員長 今田 忠彦

横浜市教育委員会規則第10号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条の表中

指導企画課	指導係 調整係
-------	------------

を「

指導企画課	指導係
国際教育課	

に改める。

第2条第1項総務部の款総務課の項庶務係の部第8号中「（以下「教育文化センター」という。）」を削り、同款生涯学習文化財課の項文化財係の部中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 博物館の登録等に関する事。

第2条第1項指導部の款指導企画課の項指導係の部第1号中「関すること」の次に「国際教育課及び」を加え、同部第3号中「関すること」の次に「（国際教育課の主管に属するものを除く。）」を加え、同部中第4号を削り、第5号を第4号とし、同部第6号中「部」の次に「、課」を加え、同部第5号とし、同部に次の5号を加える。

(6) 横浜市視聴覚センター（以下「視聴覚センター」という。）に関する事。

(7) 体験学習及び自然教室に関する事。

(8) 横浜市少年自然の家運営管理に関する事。

(9) 横浜市スポーツ推進審議会に関する事（学校体育に係ることに限る。）。

(10) 部内他の課及び室の主管に属しない事。

第2条第1項指導部の款指導企画課の項調整係の部を削り、同項の次に次のように加える。

国際教育課

- (1) 国際教育に係る企画及び事業の総合調整に関すること。
- (2) 小学校及び中学校の国際教育に係る企画及び実施に関すること（他の事務所及び課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 外国語教科等の研修に関すること。
- (4) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。
- (6) 教育センターに関すること（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。

第2条第1項指導部の款指導主事室の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。
- (8) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。

第2条第1項指導部の款高校教育課の項第1号中「横浜市立南高等学校附属中学校（以下「南高等学校附属中学校」という。）」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）」に改め、「（指導企画課指導係の主管に属するものを除く。）」を削り、同項第2号及び第3号中「南高等学校附属中学校」を「併設型中学校」に改め、「（南部学校教育事務所指導主事室の主管に属するものを除く。）」を削り、同項第5号中「南高等学校附属中学校」を「併設型中学校」に改め、同項第6号中「南高等学校附属中学校」を「併設型中学校」に改め、「（指導企画課指導係の主管に属するものを除く。）」を削る。

第3条第10項中「教育センターの職員」の次に「（教育総合相談センターの職員を除く。）」を加え、「（ただし、教育総合相談センターの職員を除く。）」を削り、同項の表中

指導部	指導企画課
-----	-------

」

を  
「

指導部	指導企画課
指導部	国際教育課



」

に改め、同条第14項中「横浜市特別支援教育総合センター」を「特別支援教育総合センター」に改め、同条第15項を次のように改める。

15 第3項の規定により各学校教育事務所指導主事室地域連携推進担当課長及び地域連携推進担当係長を置く場合は、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第3条第4項の規定により置かれた区役所福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び担当係長（都筑区役所にあつては、福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び青少年支援・学校地域連携担当係長）をもってそれぞれ充てる。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市立学校教職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市教育委員会  
委員長 今 田 忠 彦

横浜市教育委員会規則第11号

横浜市立学校教職員互助会規則の一部を改正する規則

横浜市立学校教職員互助会規則（昭和35年4月横浜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副校長」の次に「、主幹教諭」を、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第7条第1項中「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に改める。

第8条第1項中「第2条第3項の規定による育児休業の承認又は育児休業等に関する法律（平成3年法律第76号）第3条第1項の規定による育児休業の承認を受けた」を「第2条第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業を取得した」に改める。

第10条第3項中「2人とし」を削り、「推せん」を「推薦」に改める。

第23条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条及び第31条中「28,000円」を「20,000円」に改める。

第31条の2を削る。

第33条から第34条の2までを次のように改める。

第33条から第34条の2まで 削除

第34条の3中「28,000円」を「20,000円」に改める。

第35条第1項中「第23条第9号」を「第23条第7号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市立学校教職員互助会規則第30条、第31条及び第34条の3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた出産祝金、就学祝金及び義務教育修了祝金について適用し、施行日前に給付事由が生じた出産祝金、就学祝金及び義務教育修了祝金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に給付事由が生じたこの規則による改正前の横浜市立学校教職員互助会規則第34条の規定に基づく葬祭補助金の支給については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会告示第10号

公印の改刻及び廃止


次のとおり公印を新調し、及び廃止する。

平成27年3月31日


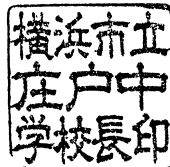
横浜市教育委員会

教育長 岡 田 優 子

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市教育委員会事務局教育次長印	平成27年4月1日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立庄戸中学校印	平成27年3月31日	 (方45ミリメートル)
横浜市立庄戸中学校長印	平成27年3月31日	 (方21ミリメートル)

横浜市教育委員会達第3号

横浜市教育委員会行政文書取扱規程（平成17年4月横浜市教育委員会達第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横浜市教育委員会

委員長 今 田 忠 彦

第2条第5号中「総務局総務部法制課長（以下「法制課長」という。）」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長（以下「行政・情報マネジメント課長」という。）」に改め、同条第8号を削る。

第7条第1項第3号中「法制課」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（以下「行政・情報マネジメント課」という。）」に改める。

第8条第1項ただし書中「総務課長」を「教育委員会事務局総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改め、同条第3項中「受信した総合行政ネットワーク文書その他の」を削り、「ならない」の次に「。」を加える。

第9条第7項第4号中「法制課長」を「行政・情報マネジメント課長」に改める。

第10条第4項及び第20条第4項中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

第23条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、課等の長から依頼があった場合で、総務課長が必要と認めるときは、文書主任がその内容を確認した郵送伝票（第7号様式）を発送しようとする行政文書に添付し、行政・情報マネジメント課に郵便による発送を依頼する方法により行うことができる。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

---

## 市 選 挙 管 理 委 員 会

---

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を  
こ こ に 公 布 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 木 村 久 義

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す  
る 規 程

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 ( 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 選  
挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革  
室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

## 区 選 挙 管 理 委 員 会

---

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る  
規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 小 池 旭

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を  
改 正 す る 規 程

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 （ 平 成 12 年 3 月 横  
浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す  
る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革  
室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市神奈川区選挙管理委員会  
委員長 鈴 鹿 市 郎

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第1号

横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部  
を改正する規程

横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月  
横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革  
室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市西区選挙管理委員会  
委員長 高 橋 一

横浜市西区選挙管理委員会規程第1号

横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市西区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規  
程 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 谷 昭 夫

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改  
正 す る 規 程

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜  
市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革  
室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市南区選挙管理委員会  
委員長 中 村 宣 吉

横浜市南区選挙管理委員会規程第1号

横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市南区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市港南区選挙管理委員会  
委員長 田 中 武 彦

横浜市港南区選挙管理委員会規程第1号

横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市港南区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会  
委員長 田 村 猛

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第1号

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市旭区選挙管理委員会  
委員長 安 富 正

横浜市旭区選挙管理委員会規程第1号

横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市旭区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市磯子区選挙管理委員会  
委員長 安 井 誠

横浜市磯子区選挙管理委員会規程第1号

横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市磯子区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市金沢区選挙管理委員会  
委員長 岡 本 新一郎

横浜市金沢区選挙管理委員会規程第1号

横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市金沢区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市港北区選挙管理委員会  
委員長 小林 尚之

横浜市港北区選挙管理委員会規程第1号

横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市港北区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市緑区選挙管理委員会  
委員長 河 合 正 紹

横浜市緑区選挙管理委員会規程第1号

横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市緑区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市青葉区選挙管理委員会  
委員長 飯 島 晃

横浜市青葉区選挙管理委員会規程第1号

横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市青葉区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市都筑区選挙管理委員会  
委員長 座 間 雄 一

横浜市都筑区選挙管理委員会規程第1号

横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市都筑区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市戸塚区選挙管理委員会  
委員長 三枝木 林 治

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第1号

横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 内 田 正 純

横浜市栄区選挙管理委員会規程第1号

横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市栄区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市泉区選挙管理委員会  
委員長 小 嶋 文 雄

横浜市泉区選挙管理委員会規程第1号

横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市泉区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 勝 木 基 博

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第1号

横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を  
改正する規程

横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



---

## 人 事 委 員 会

---

横 浜 市 人 事 委 員 会 達 第 1 号

横 浜 市 人 事 委 員 会 行 政 文 書 取 扱 規 程 ( 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 人 事 委 員 会 達 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 人 事 委 員 会

委 員 長 岡 部 光 平

第 2 条 第 6 号 を 削 る 。

第 21 条 第 3 項 及 び 第 4 項 を 削 る 。

第 22 条 第 2 項 中 「 及 び 総 合 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク 文 書 」 を 削 り 、 同 条 第 3 項 た だ し 書 中 「 総 務 局 行 政 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 、 「 総 務 局 行 政 部 法 制 課 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

監 査 委 員

---

横 浜 市 監 査 事 務 局 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ  
に 公 布 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 監 査 委 員	川 内 克 忠
同	山 口 俊 明
同	尾 立 孝 司
同	佐 藤 茂
同	菅 野 義 矩

監 査 委 員 規 程 第 1 号

横 浜 市 監 査 事 務 局 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規  
程

横 浜 市 監 査 事 務 局 行 政 文 書 管 理 規 程 ( 平 成 12 年 3 月 監 査 委 員 規 程  
第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 ( 以 下 「 法 制 課 長 」 と い  
う 。 ) 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に  
改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

農 業 委 員 会

---

横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会 規 則 第 1 号

横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 則 ( 平 成 12 年 4 月 横 浜 市 北  
部 農 業 委 員 会 規 則 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会  
会 長 角 田 昇

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革  
室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 規 則 第 1 号

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 則 ( 平 成 12 年 4 月 横 浜 市  
南 西 部 農 業 委 員 会 規 則 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会

会 長 北 村 裕

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革  
室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会 達 第 2 号

横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会 行 政 文 書 取 扱 規 程 ( 平 成 17 年 8 月 横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会 達 第 4 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会

会 長 角 田 昇

第 2 条 第 4 号 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め 、 同 条 第 6 号 を 削 る 。

第 22 条 第 3 項 を 削 る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 達 第 2 号

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 行 政 文 書 取 扱 規 程 ( 平 成 17 年 8 月 横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 達 第 6 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会

会 長 北 村 裕

第 2 条 第 4 号 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め 、 同 条 第 6 号 を 削 る 。

第 22 条 第 3 項 を 削 る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

## 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会

---

横 浜 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す  
る 規 程 を こ こ に 交 付 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会  
委 員 長 徳 江 義 典

横 浜 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 規 程 第 1 号

横 浜 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部  
を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 （ 平 成 12 年 6 月  
横 浜 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改  
正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 （ 以 下 「 法 制 課 長 」 と い  
う 。 ） 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に  
改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

市 会

---

横 浜 市 会 規 程 第 1 号

横 浜 市 会 議 会 局 行 政 文 書 管 理 規 程 ( 平 成 12 年 6 月 横 浜 市 会 規 程 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 27 年 3 月 31 日

横 浜 市 会 議 長 佐 藤 祐 文

第 2 条 第 2 項 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。



横浜市会規程第2号

横浜市会再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程（平成16年3月横浜市会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横浜市会議長 佐藤 祐文

別表を次のように改める。

別表（第2条）

職員の範囲	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
中型バス運転業務に従事する者	午前8時30分から 午後5時15分まで	午後零時から 午後1時まで	日曜日、水曜日及び土曜日
記録作成業務その他議会運營業務に従事する者			
行政資料、雑誌等の整理の業務に従事する者			日曜日、金曜日及び土曜日

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

そ の 他

国民保護対策本部等組織・運営規程第1号

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程（平成19年3月国民保護対策本部等組織・運営規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横浜市国民保護対策本部長

横浜市緊急対処事態対策本部長

横浜市長 林 文 子

第2条第2項中「病院事業管理者」を「病院経営本部長」に改める。

第3条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

第4条の表を次のように改める。

局名等	事務分掌
総務局	1 市対策本部に関すること。 2 通信体制の確保に関すること。 3 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡調整に関すること。 4 危機情報等の収集、分析、提供に関すること。 5 特殊標章等の交付、管理に関すること。 6 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報に関すること。 7 被災情報の収集・提供に関すること。 8 安否情報の収集・提供に関すること。 9 生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関すること。 10 他都市応援職員の調整及び職員の参集・り災状況の集約に関すること。 11 情報システムの活用・調整・保全に関すること。 12 他の局の所管に属さない国民保護措置等に関すること。
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 在日米軍との連絡調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 4 市対策本部長及び市対策副本部長（副市長に限る。）の秘書に関すること。

	5 市長公舎の管理保全に関すること。
財政局	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること。 2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
国際局	1 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。 2 海外からの支援に係る連絡調整に関すること。 3 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。
市民局	1 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 2 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。
文化観光局	1 文化施設及び観光施設等所管施設の保全に関すること。 2 大規模集客施設への連絡・調整等に関すること。
経済局	1 商工労働団体・機関との連絡調整に関すること。 2 生活必需品の調達に関すること。
こども青少年局	1 妊産婦、乳幼児・児童等の救護、安全確保及び支援に関すること。
健康福祉局	1 医療、防疫に関すること（医療局の所管に属するものを除く。）。 2 赤十字標章の交付、管理に関すること。 3 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 4 埋葬・火葬に関すること。 5 高齢者、障害者等の救護に関すること。 6 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 7 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること。
医療局	1 医療に関すること（他の局の所管に属するものを除く。）。
医療局病院経営本部	1 市立病院における傷病者の受入れに関すること。 2 市立病院の医療従事者の派遣に関すること。

環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道管理施設の保全に関すること。</li> <li>2 公園緑地の保全に関すること。</li> <li>3 動物園・繁殖センターにおける危険動物等の対策に関すること。</li> </ol>
資源循環局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理に関すること。</li> </ol>
建築局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物等の防災に関すること。</li> <li>2 住宅等の建設、補修のための融資等に関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅等の確保及び修理に関すること。</li> <li>4 市営住宅に関すること。</li> </ol>
都市整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災市街地の復興に関すること。</li> </ol>
道路局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路・橋梁・河川管理施設の保全に関すること。</li> <li>2 道路の通行規制及び交通の確保に関すること。</li> <li>3 水防に関すること。</li> </ol>
港湾局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設の保全に関すること。</li> </ol>
消防局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関すること。</li> <li>2 緊急消防援助隊の要請及び受入れに関すること。</li> <li>3 消防団活動に関すること。</li> </ol>
水道局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の保全に関すること。</li> <li>2 応急給水に関すること。</li> </ol>
交通局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市営交通施設の保全に関すること。</li> <li>2 市営地下鉄、市営バスによる運送に関すること。</li> </ol>
会計室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金及び物品の出納及び保管に関すること。</li> </ol>
教育委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設の保全に関すること。</li> <li>2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。</li> <li>3 被災児童及び生徒の授業料等の減免に関すること。</li> <li>4 避難場所（学校施設に限る。）の開設等の協力に関すること。</li> </ol>
温暖化対策 統括本部 選挙管理委 員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他局に対する応援に関すること。</li> </ol>

人 事 委 員 会 事 務 局 監 査 事 務 局 議 会 局	
区 対 策 部	1 警 報 等 の 伝 達 に 関 す る こ と 。 2 避 難 場 所 の 運 営 等 に 関 す る こ と 。 3 避 難 誘 導 に 関 す る こ と 。 4 救 援 に 関 す る こ と 。 5 そ の 他 国 民 保 護 措 置 に 関 す る こ と 。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 横浜市災害対策本部規程第1号

横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和38年9月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

横浜市災害対策本部長

横浜市長 林 文 子

第2条第2項中「病院事業管理者」を「病院経営本部長」に改める。

第4条第1項中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

第5条財政局の項の次に次の1項を加える。

## 国際局

- (1) 海外からの支援に係る連絡調整に関すること（他の局の所管に属するものを除く。）。
- (2) 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。
- (3) 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。

第5条健康福祉局の項第5号中「医療及び防疫に関すること。」を「医療及び防疫に関すること（医療局の所管に属するものを除く。）。」に改め、同項の次に次の2項を加える。

## 医療局

- (1) 医療に関すること（他の局の所管に属するものを除く。）。
- (2) 救援物資（医薬品等）の配給に関すること。

## 医療局病院経営本部

- (1) 市立病院における医療に関すること。

第5条病院経営局の項を削る。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

総 法 第 1807 号  
平 成 27 年 3 月 31 日

局 区 長

総 務 局 長

横 浜 市 行 政 文 書 管 理 規 則 の 一 部 改 正 及 び 横 浜 市 行 政 文 書  
取 扱 規 程 の 全 部 改 正 に つ い て の 一 部 改 正 に つ い て ( 通 知  
)

横 浜 市 行 政 文 書 管 理 規 則 の 一 部 改 正 及 び 横 浜 市 行 政 文 書 取 扱 規 程  
の 全 部 改 正 に つ い て ( 平 成 17 年 3 月 1 日 総 法 第 195 号 総 務 局 長 通 知  
) の 一 部 を 改 正 し、平 成 27 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

1 目 的 ( 規 則 第 1 条 ) の 項 第 2 号 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局  
病 院 経 営 本 部 」 に 改 め る。

2 定 義 ( 規 則 第 2 条 及 び 規 程 第 2 条 ) の 項 第 5 号 中 「 総 務 局 総  
務 部 法 制 課 長 ( 以 下 「 法 制 課 長 」 と い う 。 ) 」 を 「 総 務 局 し ご と 改  
革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 ( 以 下 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト  
課 長 」 と い う 。 ) 」 に 改 め、同 項 第 6 号 及 び 第 7 号 を 削 る。

5 文 書 管 理 組 織 ( 規 則 第 5 条 及 び 規 程 第 3 条 から 第 6 条 ま で )  
の 項 第 1 号 及 び 同 号 ア 中 「 法 制 課 長 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト  
課 長 」 に 改 め、同 (ウ) 中 「 ( 総 合 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク 文 書 を 含 む 。 ) 」  
を 削 り、同 号 ウ (イ) 「 法 制 課 法 制 文 書 係 長 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ  
ン ト 課 文 書 管 理 担 当 係 長 の う ち 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 の 指 定  
す る 者 」 に、同 (ウ) 中 「 法 制 課 法 制 文 書 係 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ  
ン ト 課 文 書 管 理 担 当 」 に、同 項 第 4 号 ウ 中 「 法 制 課 長 」 を 「 行 政 ・  
情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る。

7 到 達 文 書 の 取 扱 い ( 規 則 第 7 条 及 び 規 程 第 9 条 から 第 11 条 ま  
で ) の 項 第 2 号、第 4 号 及 び 第 5 号 中 「 法 制 課 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ  
ネ ジ メ ン ト 課 」 に、第 6 号 中 「 法 制 課 長 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ  
ン ト 課 長 」 に 改 め、同 項 第 8 号 を 削 り、同 項 第 9 号 中 「 法 制 課 長 」  
を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め、同 号 を 第 8 号 と す る。

8 起 案 の 方 法 ( 規 程 第 12 条 ) の 項 第 6 号 中 「 法 制 課 長 」 を 「 行  
政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め、同 項 第 7 号 中 「 第 8 項 」 を 「  
第 9 項 」 に 改 め る。

14 行 政 文 書 の 施 行 ( 規 程 第 24 条 から 第 27 条 ま で ) の 項 第 2 号 イ  
中 「 法 制 課 長 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め、同 項 第  
3 号 ア 中 「、総 合 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク 文 書 」 を 削 る。

17 行 政 文 書 の 整 理、フ ェ イ リ ン グ 及 び 保 存 ( 規 則 第 11 条 ) の 項  
第 3 号 中 「 法 制 課 長 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る  
。

21 マ ス タ ー フ ィ ル ム の 取 扱 い ( 規 則 第 15 条 ) の 項 第 1 号 及 び 第  
2 号 中 「 法 制 課 長 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る。

総 法 第 1816 号

平 成 27 年 3 月 31 日

局 区 長

総 務 局 長

横 浜 市 公 印 規 則 の 施 行 に つ い て の 一 部 改 正 に つ い て ( 通 知 )

横 浜 市 公 印 規 則 の 施 行 に つ い て ( 昭 和 56 年 12 月 25 日 総 文 第 77 号 総 務 局 長 通 知 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

1 趣 旨 ( 第 1 条 ) の 項 第 2 号 中 「 病 院 経 営 局 」 を 「 医 療 局 病 院 経 営 本 部 」 に 改 め る 。

8 公 印 の 印 影 の 刷 込 み 等 ( 第 8 条 の 2 ) の 項 第 1 号 及 び 第 5 号 中 「 総 務 局 総 務 部 法 制 課 長 」 を 「 総 務 局 し ご と 改 革 室 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 」 に 改 め る 。

別 記 第 2 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。



別記第2号様式

公 印 刷 込 承 認 書

年 月 日

(承認先)

承認者（公印管理者）所 属

補職名

年 月 日申請のありました公印の刷込みについて、次のとおり承認します。

文 書 の 名 称		
根 拠 規 則 等		第 号 様式
刷込公印の名称 及 び 寸 法		印 方 mm
印 刷 色	本 文	色 (地色 色)
	印 影	色
印 刷 部 数		部 (うち予備 部)
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
新規・継続の別		(前回 年度第 号)
刷込公印印影票		別添のとおり
承 認 条 件		1 契約依頼の際、必ずこの承認書を添付してください。 2 契約の内容と承認した印刷物の内容を相違させないでください。 3 承認した印影を必ず刷り込んでください。 4 承認した印影を別の用途に使用し、又は、使用させたりしないでください。 5 印影印刷物受納後、 <b>印刷原版（印影部分）</b> 及び <b>刷込公印印影票</b> を、速やかに <b>行政・情報マネジメント課に返却</b> してください。 6 使用担当課は、公印刷込文書処理簿（横浜市公印規則第4号様式）及び定例決裁簿等の帳簿を備え、使用状況を明らかにしておいてください。
承 認 番 号		第 号

(A4)

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式

電子計算機記録印影使用承認書

年 月 日

(承認先)

承認者(公印管理者)所 属

補職名

年 月 日申請のありました電子計算機に記録した公印の印影を打ち出して文書を作成することについて、次のとおり承認します。

電子計算機に記録する 公 印 の 名 称	印 方 mm
業 務 主 管 課	
年 間 作 成 枚 数	
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
機 器 の 名 称	
業 務 の 名 称	
業 務 の 内 容	
理 由	
印影等の管理方法 (管理者の設置、電子 計算機及び端末機の操 作管理、不当なアクセ ス防止のシステム機能 整備、出力帳票等の管 理等)	
印影を打ち出す帳票名	

(A4)

(備考) 承認者は、承認条件について別途添付すること。

総 法 第 1814 号  
平 成 27 年 3 月 31 日

局 区 長

総 務 局 長

決 裁 文 書 に お け る 市 長 の 署 名 に つ い て の 一 部 改 正 に つ い  
て ( 依 命 通 達 )

決 裁 文 書 に お け る 市 長 の 署 名 に つ い て ( 昭 和 25 年 8 月 30 日 総 行 第  
786 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す  
る 。

1 条 例 の 公 布 の 項 中 「 法 制 課 」 を 「 行 政 ・ 情 報 マ ネ ジ メ ン ト 課  
」 に 改 め る 。

## 係事務分担の一部改正

横浜市係設置規程（昭和35年5月達第10号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

第1号総務部の項管理課の部管理係の分担事務4中「輸送事務所に関すること。」を「庁用自動車の管理に関すること（統括本部並びに他の局及び室の主管に属するものを除く。）。」に改め、分担事務4の次に次のように加える。

5 横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会に関すること。

第1号総務部の項法制課の部法制文書係を削り、同部法規第一係の分担事務7を8とし、6を7とし、5を6とし、分担事務4の次に次のように加える。

5 法制度の調査研究及び調整に関すること。

第1号総務部の項法制課の部法規第一係の分担事務に次のように加える。

9 他の係の主管に属しないこと。

第1号の2 財政部の項財政課の部中「財政第一係」を「予算第一係」に、「財政第二係」を「予算第二係」に改める。

第1号の2 契約部の項契約第一課の部工事第一係の分担事務3中「工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会」を「工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会等委員会」に改め、同項契約第二課の部物品契約係及び委託契約係の分担事務4中「物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会」を「物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会」に改める。

第1号の2 管財部の項管財課の部管理係の分担事務2を削り、3を2とし、4から8を1ずつ繰り上げる。

第3号中央卸売市場本場の項中経営支援課の部を削り、同号中央卸売市場南部市場の項を削る。

第4号総務部の項総務課の部中「人材育成係」を「職員係」に改め、同項企画調整課の部企画調整係の分担事務6中「策定」の次に「及び推進」を加え、同号子育て支援部の項子育て支援課の部子育て支援係の分担事務1中「関すること」の次に「（他の課の主管に属するものを除く。）」を加え、同部幼児教育係の分担事務1から3を削り、同係分担事務4中「関すること」の次に「（他の課の主管に属するものを除く。）」を加え、同分担事務を同係分担事務1とし、同係分担事務5を削り、同項保育運営課の部中「保育運営課」を「保育・教育運営課」に改め、同部運営調整係の分担事務3中「関すること」の次に「（こども施設整備課の主管に属するものを除く。）」を加え、同部運営指導係の分担

事務を次のように改める。

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給及び委託費の支払に関すること。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令、確認の取消し及び効力の停止等に関すること。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可の取消しに関すること。
- 7 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 8 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

第4号子育て支援部の項保育運営課の部中保育向上支援係を削り、同号こども福祉保健部の項こども家庭課の部こども家庭係の分担事務1中「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、「以下この部中」を「養護支援係分担事務3を除き、以下この部において」に改め、同部養護支援係の分担事務3中「以下この部中」を「以下この部において」に、「青少年部放課後児童育成課」を「他の部」に改める。

第5号生活福祉部の項保護課の部を次のように改める。

生活福祉部		
生活支援課	事務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護費等に関する事務及び生活困窮者の支援に係る事務の企画、運営及び指導に関すること。</li> <li>2 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。</li> <li>3 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。</li> <li>4 無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。</li> <li>5 無料低額診療事業の改善命令、事業停止</li> </ol>

	<p>命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。</p> <p>6 市立の保護施設（授産所を除く。）の企画、設置及び運営管理に関すること。</p> <p>7 私立の保護施設の助成に関すること。</p> <p>8 保護施設の法外扶助に関すること。</p> <p>9 部内他の課、係の主管に属しないこと。</p>
生活支援係	<p>1 生活保護法に関する事務の企画、運営及び指導その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関すること。</p> <p>2 保護統計調査に関すること。</p> <p>3 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</p> <p>4 医療券等の審査及び支払に関すること。</p> <p>5 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。</p> <p>6 生活保護世帯の法外援護に関すること。</p> <p>7 被保護者の就労支援に関すること。</p> <p>8 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。</p> <p>9 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。</p> <p>10 生活困難者に対する事業（無料低額診療事業を除く。）、隣保事業に係る社会福祉施設（保護施設を除く。）及び社会福祉事業（以下この部中「施設等」という。）の開始、変更及び廃止の届出等に関すること。</p> <p>11 施設等の立入調査、制限、事業停止命令その他の指導及び監督に関すること。</p> <p>12 寿地区対策に関すること。</p> <p>13 寿福祉プラザの管理に関すること。</p> <p>14 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。</p> <p>15 生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。</p>

同項医療援助課の部福祉医療係の分担事務8中「疾患」を「疾病」に改める。

第5号高齢健康福祉部の項高齢健康福祉課の部計画調整係の分

担事務3を4とし、2の次に次のように加える。

3 地域包括ケアの推進に関すること。

第5号神奈川福祉保健センターの項こども家庭支援課の部中「保育係」を「こども家庭係」に改め、同号南福祉保健センターの項高齢・障害支援課の部中「福祉保健相談係」を「高齢・障害係」に改め、同号栄福祉保健センターの項高齢・障害支援課の部高齢・障害係の分担事務2及び3を削り、同項こども家庭支援課の部こども家庭係の分担事務1を3とし、分担事務3の前に次のように加える。

1 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。

2 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。

第5号の次に、次の1号を加える。

(5)の2 医療局

課名等	係名	分担事務
医療政策部		
医療政策課	庶務係	1 局内の文書、予算及び決算に関すること。 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。 3 医療に係る褒賞及び表彰に関すること。 4 局の危機管理に関すること。 5 他の部及び課の主管に属しないこと。
再整備部		
再整備課	再整備係	1 市民病院の再整備事業における医療政策と病院事業の一体的な推進に関すること。



契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正

横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）に基づき委任された事務の決裁処理について、決裁事項及び専決事項の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

第1項備考中「横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）第2条に掲げる「局」の長」の次に「（教育委員会事務局にあつては教育次長）」を加え、「大都市制度推進室長、共創推進室長、」及び「及び医療政策推進室長」を削り、「、公共施設・事業調整室長」を「及び公共施設・事業調整室長」に改める。

第2項第1号「教育長」を「教育次長」に改める。

第2項第4号ア表中「文化振興部長」を「文化芸術創造都市推進部長」に改める。

第2項第5号ア「、児童養護施設」を「及び児童養護施設」に改め、「及びなしの木学園」を削る。

第2項第6号ア「知的障害者更生施設」を「知的障害者生活介護型施設」に改め、「つたのは学園及び」及び「身体障害者更生授産所、」を削る。

第2項第13号備考中「保護課長」を「生活支援課長」に改める。

第2項第15号及び同号イ表中「教育長」を「教育次長」に改める

。